

2024（令和6）年度

自己点検・評価報告書

序章	1
大学概況.....	2
第1章 理念・目的（基本情報一覧）	3
第1章 理念・目的（本文）	5
第2章 内部質保証（基本情報一覧）	12
第2章 内部質保証（本文）	17
第3章 教育研究組織（本文）	24
第4章 教育・学習（基本情報一覧）	29
第4章 教育・学習（本文）	33
第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）	53
第5章 学生の受け入れ（本文）	54
第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）	62
第6章 教員・教員組織（本文）	65
第7章 学生支援（基本情報一覧）	73
第7章 学生支援（本文）	74
第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）	84
第8章 教育研究等環境（本文）	85
第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）	91
第9章 社会連携・社会貢献（本文）	92
第10章 大学運営・財務（1） 大学運営（基本情報一覧）	97
第10章 大学運営・財務（1） 大学運営（本文）	98
第10章 大学運営・財務（2） 財務（基本情報一覧）	105
第10章 大学運営・財務（2） 財務（本文）	106
終章	110

序章

活水学院は、キリスト教を建学の精神とする女子教育を行うことを目的に、1879（明治12）年に設立した。建学の精神の実現に向け長崎の地にて女子教育を行っている。活水学院を母体とする活水女子大学は、1981（昭和56）年に開学し、現在は、募集停止学科を含め4学部8学科1研究科を擁する。活水女子大学は、学院創立者エリザベス・ラッセルの「女性に最高の教育を授ける」という精神を現代で活かすため、自律した精神を養い、社会的・職業的に自立した女性を育成し、隣人と社会に積極的に奉仕できる女子教育に取り組んでいる。

本学は、2010年度に第1期認証評価、2015年度に第2期認証評価、2022年度に第3期認証評価を受審し、いずれも大学基準協会から適合の評価を受けている。

第3期認証評価において、2項目（「学生の受け入れ」、「大学運営・財務(2)財務」）の改善勧告と3項目（「内部質保証」、「教育課程・学習成果」、「学生の受け入れ」）の努力課題が付された。本学では、改善勧告及び努力課題並びに大学基準協会から改善が望まれる内容（17項目）について、これを真摯に受け止め、改善に向けて注力した。具体的には、2023年度より新たに発足した内部質保証推進組織である「活水女子大学点検評価・質保証推進会議」（以下、「推進会議」という。）及び財務に関わる、法人組織である「常務委員会」にて、大学評価結果をもとに課題を抽出し、各学部学科・研究科・各部署に課題を割り振り、「活水女子大学認証評価結果における課題の抽出と改善計画—2023年度—」として、改善に向けて取り組んできた。改善した項目があるものの、改善に至らなかった項目については、「活水女子大学認証評価結果における課題の抽出と改善計画—2024年度—」として、継続して取り組んでいる。

上述したとおり、本学では、2023年度より内部質保証体制を改めた。これまでは法人組織である「常務委員会」が内部質保証推進組織であったが、大学組織として新たに「推進会議」を発足させた。より質保証が推進できるよう、内部質保証と自己点検・評価を一体化させた組織とする内部質保証体制とした。また、財務に関しては、法人全体として検討する必要があるため「常務委員会」にて審議している。このような体制にて大学評価後の、改善への取組を行っている。

本学は、内部質保証体制のもと「自己点検・評価シート」を用いて自己点検・評価し、それをもとに自己点検・評価報告書を作成して、大学の状況を把握している。また、自己点検・評価における客観性、妥当性を高めるために、活水女子大学外部評価委員会規程に基づき外部評価を実施している。2020年度及び2021年度に外部評価を実施した。2024年度においてもこれを実施する。このようなプロセスのもと、本学の教育研究活動等を自律的に点検・評価し、改善・向上に取り組んでいる。

今後も、建学の精神及び教育目的の実現に向けて、推進会議を中心とした内部質保証体制のもと、自己点検・評価を実施するとともに、外部評価を受けてその客観性や妥当性を担保し、検証結果に基づき改善・向上に取り組んでいく。さらに、ホームページにて自己点検評価報告書を公開し、大学の透明性を高め、社会に対して説明責任を果たしていく。

大学概況

(1)	大学設置年	1981（昭和 56）年
(2)	所在地	長崎県長崎市東山手町 1-50
(3)	理念・目的	<p>本学は、キリスト教主義に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに準拠して、女子に対し高等教育を行うことを目的とする。</p> <p>この目的を達成するため、生涯教育の展望に立ちつつ、国際的視野を有する広い教養と高度の専門的知識を涵養し、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人間の育成を期する。</p>
(4)	学部・研究科等	国際文化学部、音楽学部、健康生活学部、看護学部 文学研究科
(5)	収容定員	1,320 人（学士課程） 12 人（修士課程）

第 1 章 理念・目的（基本情報一覧）

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	活水学院規程集 2023
寄附行為又は定款	学校法人活水学院寄附行為
学則、大学院学則	活水女子大学大学学則、活水女子大学大学院学則
履修要項・シラバス	学生便覧 2023 WEB シラバス https://portkusunoki.kwassui.ac.jp/Care4Web_Syllabus/SYLD200Init.do
備考：	

大学の理念・目的

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
活水女子大学大学学則第 1 条	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/23uni_gakusoku.pdf
教育目的と目標	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html#anchor03
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項

学部・研究科等の目的

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
国際文化学部	活水女子大学の教育目的・3つのポリシー	https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html
音楽学部		
健康生活学部		
看護学部		
文学研究科		
備考：		

※関係法令：大学設置基準第 2 条、専門職大学設置基準第 2 条、大学院設置基準第 1 条の 2、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
活水学院中期計画 2022（令和 4）年度~2026（令和 8）年度	https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/tyukikeikaku.pdf

活水学院 中期計画	同左
中期計画進捗管理シート	同左
中期計画評価基準	同左
備考：	

※関係法令： 国立大学法人設置法第 31 条、地方独立行政法人法第 26 条、私立学校法第 45 条の 2

第1章 理念・目的（本文）

評価：S・A・B・C ※太下線で示す

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・ 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・ 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

<大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。>

本学は、建学の精神のもと、「活水女子大学の教育目的・3つのポリシー」に目的及び使命を以下のとおり定めている（根拠資料 1-1）。

本学は、キリスト教主義に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに準拠して、女子に対し高等教育を行うことを目的とする。

この目的を達成するため、生涯教育の展望に立ちつつ、国際的視野を有する広い教養と高度の専門的知識を涵養し、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人間の育成を期する。

これに則り、本学は、以下のとおり教育目的を定めている。

- 1 キリスト教の教えに基づく世界観・人生観の探究を目指す。
- 2 自らの主体性を発揮し、他者と協働して、課題に取り組む姿勢を養う。
- 3 生涯にわたって学び、地域社会・国際社会の発展に貢献できる人間を育てる。
- 4 豊かな教養と高度な専門性を備える職業人・社会人を育てる。
- 5 個人の尊厳を重んじ、平和で民主的な社会の担い手を育てる。

教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の教育目的を踏まえ、各学部学科・研究科にて以下のとおり、教育目的・目標を定めている。

【国際文化学部】

国際文化学部の教育目的・目標は、伝統ある建学の精神にもとづき、人間・文化・社会のあり方について、日本語や外国語など主に「言葉」という知的手段を活用し、さまざまな学術的視点から広く、かつ深く学び、社会に貢献できる人間の育成である。

英語学科では、伝統ある建学の精神にもとづき、人間・文化・社会のあり方について、日本語や外国語など主に「言葉」という知的手段を活用し、さまざまな学術的視点から広く、かつ深く学び、社会に貢献できる人間の育成ことを目的とする。この目的を達成するために、以下の目標を掲げている。

- 1 英語運用能力、すなわち英語コミュニケーションのための基礎能力（リスニング・スピーキング・リーディング・ライティング）習得と、これらを応用し、論文作成や討

議、発表などができる技能の育成を目指す。
2 英語圏の国々をはじめとする諸外国の言語・文学・文化を学び、その背景にある社会や歴史に関する理解を深める力を養う。
3 英語運用能力と国際的視野を備え、他者と共働して社会に貢献できる力を育てる。

日本文化学科では、日本語、日本文学、日本文化、社会を深く理解し、課題発見力・分析力・提言力・解決力を持ち、これらの能力を活かして文化と社会の発展に貢献する人間を育てることを目的とする。この目的を達成するために、以下の目標を掲げている。

1 言語に関わる能力を総合的に向上させることにより、自らの考えを発信し、他者と対話しながら、新しい価値を創造する力を育てる。
2 日本をはじめ世界の多様な文化について深く学び、広く人間社会全体について考える力を育てる。
3 現代社会の様々な課題について、解決の方向性を見出し、他者と協働し、地域・国際社会を発展させるための実践的な能力を育てる。

【音楽学部】

音楽学部音楽学科の教育目的・目標は、音楽をとおして豊かで文化的な生活を送ることができるように、精神文化の担い手として社会に貢献することができる音楽の専門家の育成である。この目的を達成するために、以下の目標を掲げている。

1 音楽に関する深い専門性と文化全般に関する広い教養や社会性を涵養する。
2 地域の文化の発展と、人々が生涯にわたって豊かな精神を育むことを支援する力を育てる。
3 人々の生活に音楽が果たす役割についての理解を深め、実践的に社会に貢献する能力を養う。

【健康生活学部】

健康生活学部の教育目的・目標は、人々の健康的な生活と成長を支援する力と見識を持ち、社会と時代の要請に応えることができる実践的専門職業人の育成を目的とする。この目的を達成するために、以下の目標を掲げている。

食生活健康学科では、人々の健康的な生活を支援するため、実践的能力を備えた管理栄養士の育成を目的とする。この目的を達成するために、以下の目標を掲げている。

1 生活習慣病などの疾病の予防や治療に求められる高度な専門的知識と技能を修得する。
2 食生活の改善を目的とした栄養指導を通じて、生活の質の向上を図る実践的能力を養う。
3 「食育」と「運動指導」に対応するため、栄養教諭および健康運動実践指導者を養成する。

生活デザイン学科では、人々の生活をより豊かにするために、デザインを創造する感性や技術を磨き、環境に配慮しながら健康で快適な生活を実現させることのできる専門的・実践的能力を持った人間を育成することを目的とする。この目的を達成するために、以下

の目標を掲げている。

1 地域・社会において、生活の向上のために貢献する意志と姿勢、国際的な視野を有している。
2 生活デザインに関する衣食住の専門知識を修得している。
3 生活デザインに関する衣食住の専門技術を修得している。
4 生活者の視点から問題を発見し、解決し、表現する能力、およびコミュニケーション能力を修得している。

子ども学科では、キリスト教の理念及び子どもの権利条約の理念にのっとり、子どもの発達を踏まえた支援を行い、社会に貢献できる専門職を養成することを目的とする。この目的を達成するために、以下の目標を掲げている。

1 現代社会において子どもや家庭の抱えている生活問題とその解決の在り方を社会全知との関係性のなかで理解する。
2 乳幼児期を人格形成にとって重要な時期と位置づけ、子どもの最善の利益を考慮して発達を支援することのできる専門的知識、技術、実践力を育成する。
3 子どもを取り巻く家庭、地域、社会についての理解を深め、広い視野に立って社会の福祉と発展に貢献できる力を育成する。

【看護学部】

看護学部看護学科では、看護専門職として人々の健康と生活を支援するために求められる知識、技術、態度、柔軟な思考力、職務遂行能力を有し、チームで協働しながら自律的に看護できる人間を育成することを目的とする。この目的を達成するために、以下の目標を掲げている。

1 キリスト教の理念により、生命の尊厳に基づいた倫理観と人々の心に共感する豊かな人間性を養う。
2 対象となる人々やその家族、地域の人々の健康状態を把握し、科学的根拠に基づく看護を実践する能力を養う。
3 保健・医療・福祉の各分野で連携・協働し、看護専門職として実践できる能力を養う。
4 国内外の医療や異文化を理解し、国際的に活動できる基本的姿勢を養う。
5 看護専門職として誇りと責任をもって、常に自己研鑽し続ける能力を養う。

【大学院文学研究科】

本大学院（修士課程）では、キリスト教主義に基づく大学の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を有する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

本大学院の学生は、本学が行うキリスト教教育行事に参加することによりキリスト教的世界観と価値観を体得させるとともに、国際感覚と豊かな教養をそなえた人物の育成を期する。この目的を達成するために、以下の目標を掲げている。

1 生涯学習の展望のもとに、英文学・米文学・英語学の専攻に応じて、高度な専門的知識・技能を修得する。
--

- | |
|---|
| 2 問題や課題を発見し、その解決に繋がる応用的・実践的能力を育てる。 |
| 3 キリスト教主義に基づく国際感覚と研究倫理・職業倫理を有する教養人を育てる。 |

以上の通り、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の教育目的を踏まえ、各学部学科・研究科にて教育目的・目標を適切に定めている。

<理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。>

本学は、本学の理念・目的を教職員及び学生に周知している。

教職員に対しては、第一に、毎年作成している「活水学院規程集」の「活水女子大学の教育目的・3つのポリシー」にて周知している。大学院についても同様である。第二に、新任教員・事務職員に対して、4月の新任式のなかで、FD研修会「建学の精神について」を実施し、本学の教育目的の理解を深めている。中途採用者にも当該研修会への参加を促している。第三に、本学は、毎年9月に全教職員を対象に「教職員修養会」を実施している。外部より講師をお招きし、建学の精神であるキリスト教をテーマに講演会を実施し、建学の精神を確認する機会としている。第四に、建学の精神の浸透を図るべく、事務職員は、授業期間中の火曜日と目標日の「朝のチャペル」に参加するよう促している。

学生に対しては、第一に、本学の教育目的と目標及びポリシーが記載されている『学生便覧』を新生に配付している。併せて、入学行事内のガイダンス時に学科教員が学生便覧を使用して説明をしている。大学院についても同様である。第二に、本学のキリスト教教育を実施し、建学の精神を浸透する取組を行っている。具体的には、すべての学生が4年間にわたって履修する「キリスト教学Ⅰ～Ⅳ」（教養教育科目「建学の精神」）や毎週のチャペルアワー（根拠資料1-2）や「朝の礼拝」、「全学修養会」、クリスマス行事などである。第三に、キリスト教教育を学生にわかりやすく理解してもらうために『活水女子大学のキリスト教教育について』（根拠資料1-3）を作成し、配布している。このように、キリスト教教育を通じて、建学の精神を学生に浸透させている。

社会に対しては、本学HPに理念・目的を公開している（根拠資料1-4）。大学院についても同様である。また、『大学案内』や『学生募集要項』において、教育目的と目標を掲載している。さらに、「朝の礼拝」をまとめた「Chapelmate」を年5回発行し、ホームページに掲載している（根拠資料1-5）

以上のとおり、理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表していると言える。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・ 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・ 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

＜中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。＞

本学は、「活水学院中期計画 2022（令和4）年度～2026（令和8）年度」（以下、「中期計画」という。）を策定しており（根拠資料 1-6）、それを集約した内容は、以下のとおりホームページに公開している（根拠資料 1-7）。

活水学院の継承と さらなる発展をめざして



未来への誓い

【ビジョン】
建学の精神に則り、自由と責任を自覚し、自立の能力を具えた次の時代を担う女性の育成を目指す。

【未来への架橋】
活水学院は、創立150周年に向けて、地域の未来を共に考え創る、活力に満ちた価値共創の担い手として地域密着型の教育機関を目指してまいります。
キーワード：女性リーダー、国際性

使命

～150周年へ向けた新たな飛躍のための挑戦～

【伝統の継承】
活水学院は、キリスト教の信仰に基づく愛と祈りを通し、人と社会への責任を果たす「次の時代を担う女性」を世に送り続けてきました。

【直面する課題】
長崎の地は、人口減少と高齢化が地域経済を衰退させる負のスパイラルに陥っています。また、女子のみの教育に関する議論は、賛否を含めてさまざまに行われています。本学が向かうべき挑戦もこれらの課題に集約されます。しかしながら、これまでも苦難の歴史を活水学院は度々乗り越えてきました。

【理想と幸福の追求】
活水学院は、生徒・学生・教職員が、建学の精神を確信し、希望をもって「次の時代を担う女性」を育てる教育を実践します。そして活水学院にちなる保護者・卒業生、地域社会のすべてが笑顔と喜びをもって活き活きと、未来の希望を語ることができる理想と幸福を追求します。



基本方針

- 【6つの方針】**
1. 「建学の精神」を土台とする人格教育とキャリアデザインの構築
 2. 地域社会に根ざした知的インフラの構築と研究推進力の強化
 3. 地域密着による社会連携、貢献と生徒・学生の多様な価値を尊重する教育実践を通じた専門職業人の育成
 4. 入学前・在学中・卒業後の一貫した学籍者支援の体制構築と生涯教育の実現
 5. 学院広報の強化ならびに活水プライドの醸成
 6. 各施策を実現するための健全かつ安定した財務基盤の構築および寄付金戦略の高度化



教育の精神

【建学の精神】
活水学院は、神の愛によるキリスト教の信仰に基づいて教育を行う

【課題解決への導き】
「3章12節 わたしは、既にそれを得たというわけではなく、既に完全な者となっているわけでもありません。なすべきことはただ一つ、後ろのものを忘れ、前のものに全身を向けつつ、
3章14節 神がキリスト・イエスによって上へ召して、お与えになる賞を得るために、目標を目指してひたすら走ることです。」
(フィリピの信徒への手紙 3章12～14節から)

創造

- 【目標と計画のテーマ】**
1. 教育改革
 2. 研究力高度化
 3. 地域連携、社会貢献の推進
 4. 経営改革及び財務基盤強化
 5. 学生・生徒支援
 6. ブランディング構築

中期計画の中で、大学は、「教育改革」「研究力高度化」「地域連携、社会貢献の推進」「学生支援」「ブランディング構築」と学院の「経営改革及び財務基盤強化」と合わせて6つのテーマを設定している。併せて、本学は、「建学の精神に則り、自由と責任を自覚し、自立

の能力を具えた次の時代を担う女性の育成を目指す」ことをビジョンとし、建学の精神・教育目的の達成のために以下の6つの基本方針を策定している。

1	「建学の精神」を土台とする人格教育とキャリアデザインの構築
2	地域社会に根ざした知的インフラの構築と研究推進力の強化
3	地域密着による社会連携、貢献と生徒・学生の多様な価値を尊重する教育実践を通じた専門職業人の育成
4	入学前・在学中・卒業後の一貫した学修者支援の体制構築と生涯教育の実現
5	学院広報の強化ならびに活水プライドの醸成
6	各施策を実現するための健全かつ安定した財務基盤の構築および寄付金戦略の高度化

策定にあたっては、2021年度に大学内外の状況を分析しながら、6つの委員会を設けて立案した。

中期計画の資源の裏付けについて、具体的には、「教育改革」のティーチング・ポートフォリオワークショップ実施の目標（ID_026）は、特別事業予算により財源を確保している。一方で、「教養教育センター所属専任教員を1名以上配置」（ID_028）などの新たな人員配置については、学生確保が困難な状況のなか、財政上厳しい状況にある。財政上厳しい状況のなか、資源の裏付けについては課題がありつつも、総じて評価基準に照らして適切であると言える。

<中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。>

本学は、「中期計画の点検・評価の方法と手続き」に基づき（根拠資料 1-8）、以下のとおり基本的な考え方を示し、四半期ごとの進捗管理及び達成状況を点検している。

1 基本的な考え方

- (1) 中期計画は、学院の使命を果たすための具体的な行動計画である。
- (2) 本学院は、PDCA サイクルを適切に機能させて、中期計画を実質化させていく。
- (3) 本学院は、学院教職員の自覚と責任ある行動並びに協働により中期計画を達成させていく。

基本的な考え方をもとに、中期計画の進捗について、四半期毎の点検・評価を行っている。具体的には、全教職員がアクセスできるよう Teams「中期計画進捗管理」にて、中期計画進捗管理シートを用いて、以下のとおり管理している。情報の共有を図っている。

2 点検・評価の時期

- (1) 点検・評価は、四半期に一度行う。
- (2) 点検部署の長は、7月、10月、1月、4月に点検・評価を行い、その結果を当該月に開催する常務委員会にて報告する。

中期計画（103項目）の点検方法は、「中期計画管理シート」（根拠資料 1-9）に「中期計画評価基準」（根拠資料 1-10）に照らして、評価していくものである。「中期計画管理シート」は、計画として「準備」「実行」「達成」の3つの段階の工程表を設定している。2023年第4四半期（4/10）時点では、「計画どおり」「計画以上」が71.8%（74項目/103項目）

となり、全体として計画どおり進捗している。また、「達成」の実績は 21。達成割合は、20.4%（実績 21 /計画 103）である（根拠資料 1-11）。

また、活水学院は、中期計画の進捗及び達成状況について、第三者の立場から検証し、その客観性を高めるために、「活水学院中期計画外部評価委員会規程」（2023 年（令和 5 年）12 月 19 日から施行）を策定した（根拠資料 1-12）。当該規定に基づき、活水学院中期計画外部評価委員会を設置し、2024 年 12 月に当該委員会を開催する予定である。点検にあたっては、「中期計画自己点検シート」（根拠資料 1-13）を用いて、現状（計画達成、計画通り、計画遅れ）、経過状況、成果や課題を記載し、把握していく予定である。

このように、四半期毎の中期計画の進捗管理や中期計画の外部評価の実施など、定期的に検証を行っている。よって、評価基準に照らして適切であると言える。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、建学の精神であるキリスト教に基づく教育を行っている。キリスト教教育は、キリスト教について知的、体験的に学習していくプログラムになっている。具体的には、正課活動として、授業科目である「キリスト教学」、「全学修養会」や「チャペルアワー」にて知的に学び、正課外活動として、クリスマス行事、聖歌隊活動、YWCA など体験的に学習することができる。建学の精神を学生に浸透させるべく実施している本学のキリスト教教育は、長所といえる。課題としては、中期計画の点検の評価の妥当性が挙げられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、建学の精神のもと大学の教育目的を定め、大学の教育目的に基づく学部学科、研究科の教育目的を定めている。大学、学部学科、研究科の教育目的は、各規程を収めている『活水学院規程集』（根拠資料 1-1）、『学生便覧』、『大学案内』、ホームページなどで、学生、教職員、地域社会へ広く公開している。

建学の精神であるキリスト教に基づき教育について、知的、体験的に学習していくプログラムを通じて、キリスト教に触れる機会をもち、建学の精神を学生に浸透させている。

中期計画については、2022（令和 4）年度から 2026（令和 8）年度までの計画を策定し、実行している。進捗管理及び達成状況については、四半期ごとに常務委員会にて点検している。点検については自己点検に留まっていること、点検の妥当性や客観性について外部からの評価が必要であることの認識のもと、外部評価の規定を定め、2024 年 12 月に外部評価委員会による外部評価を受ける予定である。

以上のことから、本学は、大学評価基準に照らして、十分な水準にあると言える。

第2章 内部質保証（基本情報一覧）

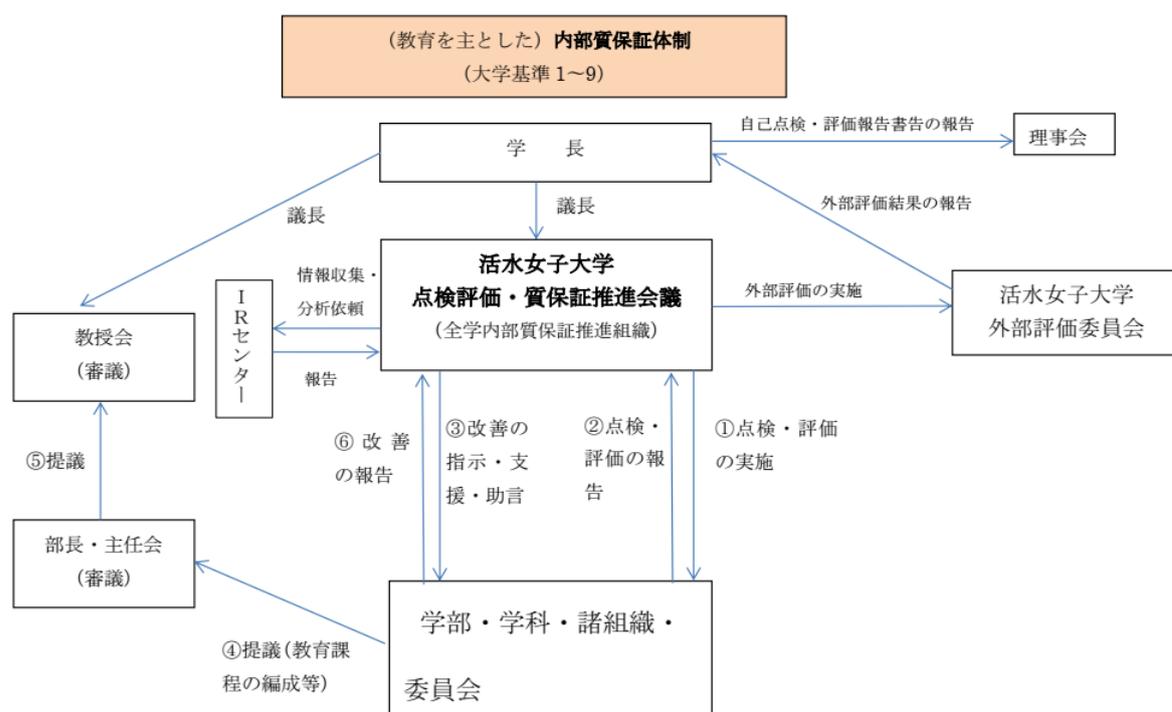
内部質保証

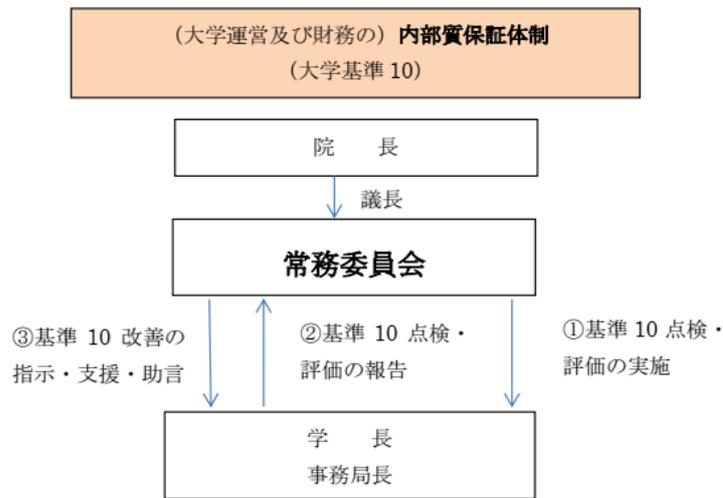
内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
活水女子大学内部質保証推進規程	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukougai/naibu01.pdf
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
活水女子大学点検評価・質保証推進会議	活水女子大学点検評価・質保証推進会議規程 名簿（URL・印刷物の名称）
	2023年度活水女子大学点検評価・質保証推進会議名簿
常務委員会	常務委員会規程 名簿（URL・印刷物の名称）
	2023年度常務委員会名簿
	備考：

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

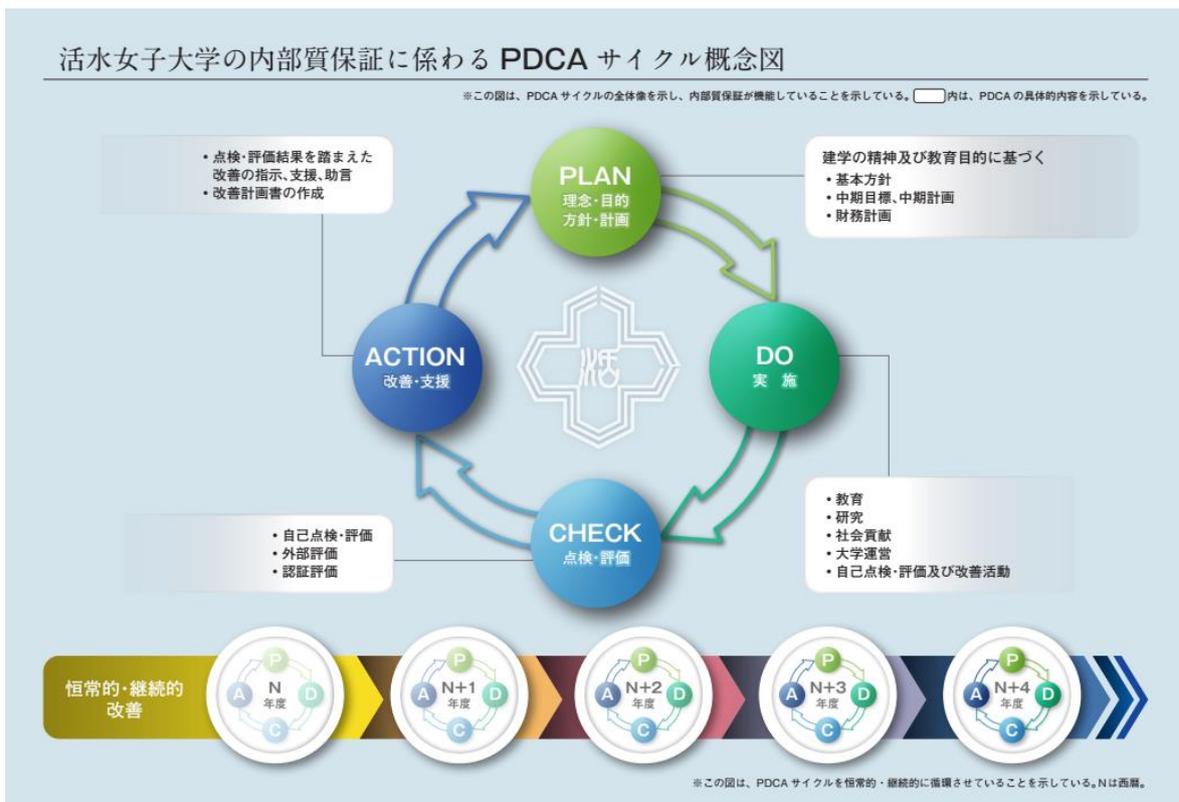
《体制図》

内部質保証体制図





活水女子大学内部質保証に係わる PDCA サイクル概念図



設置計画履行状況調査等への対応（5ヵ年）

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況

改善報告書 URL※	
改善報告書検討結果 URL※	
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

情報公表

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/tenken2021.pdf
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html
教育研究上の基本組織	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html#anchor03
学位授与方針	基準 4 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html
教育課程の編成・実施方針	基準 4 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html
学生の受け入れ方針	基準 5 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html#anchor03
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数卒業又は修了した者の数並	

びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	
〔※〕 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	
備考： 「情報公開」ウェブページ https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html	

〔※〕 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	授業評価アンケート https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/2022-kouki.pdf
学位の取得状況	学位取得状況 https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/07_gakuisyutoku.pdf
学生の成長実感・満足度	卒業時アンケート https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/sotsugyou2022.pdf
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表 6 参照

学修時間	学修行動について https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/2022question.pdf
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	入学定員、志願者、入学者、編入学者、収容定員、在学者、収容定員充足率 https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/04_nyugakutenin.pdf
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表 1 参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画 (シラバスの内容)	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	
FD・SD の実施状況	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/FdSd.pdf
備考：	

関係：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html#anchor06
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	
卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること	
卒業生の教員への就職の状況に関すること	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	
備考：	

関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・ 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・ 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・ 3つの方針の策定の調整・支援
- ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・ 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・ 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

<内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。>

本学は、内部質保証のための全学的な方針、基本的な考え方、体制や手続を「活水女子大学内部質保証推進規程」（以下、「推進規程」という。）に定めている。具体的には、「建学の精神及び教育目的の実現に向けて、内部質保証体制を構築し、恒常的・継続的に教育の質保証と向上を図り、もって教育の充実及び学生の学修成果の向上を図る」ことを目的と定めている。また、内部質保証推進組織を「活水女子大学点検評価・質保証推進会議」（以下、「推進会議」という。）と定め、内部質保証体制を整えている。2022年度認証評価結果（内部質保証）において、「各学部・研究科のPDCAサイクルに対する内部質保証推進組織によるマネジメントの実質化に取り組むよう、改善が求められる。」という指摘を踏まえ、2023年度より内部質保証体制を改めた。具体的には、課題の把握と改善を審議でき、より質保証を推進できるよう、内部質保証と自己点検・評価を一体化させた内部質保証体制を構築し、新たに推進会議を設置した。また、推進会議が大学組織であることから、教育の充実につながる体制とした。具体的な取組は、推進規程第3条に以下のとおり定めている。

第3条 本学は、以下の組織をもって、内部質保証の推進体制を構築する。

- (1) 内部質保証を推進する組織は、活水女子大学点検評価・質保証推進会議とする。
- (2) 学部・研究科・諸組織の点検・評価を行う組織は、活水女子大学点検評価・質保証推進会議とする。自己点検・評価に関する事項は、活水学院点検・評価規程に定める。
- (3) 学内による評価結果（「内部評価」という。）の妥当性を外部の視点で評価する機関は、活水女子大学外部評価委員会とする。

各組織の役割は、推進規程第5条に以下のとおり定めている。

第5条 各組織の役割は、以下のとおりとする。

- (1) 活水女子大学点検評価・質保証推進会議（以下、「推進会議」という。）
 - イ 基本方針を策定し、各学部・研究科・諸組織に周知する。
 - ロ 各学部・研究科・諸組織に点検・評価の指示を行う。
 - ハ 自己点検・評価の検証結果を踏まえて、各学部・研究科・諸組織に対し改善の指示・支援・助言を行う。
 - ニ 学部・研究科・諸組織に対し、必要に応じて前項に関する改善計画書の提出を求めることができる。
 - ホ IR センターに教育研究活動等に関する情報の収集又は分析を指示することができる。
- (2) 常務委員会
 - イ 大学基準10（大学運営及び財務）について点検・評価、改善を行う。
- (3) IR センター
 - イ 内部質保証に関する必要な情報の収集及び分析を行い、必要に応じて推進会議に報告する。
- (4) 各学部・研究科・諸組織
 - イ 基本方針に基づき、教育研究活動等を行う。
 - ロ 自己の部門の自己点検・評価を行う。
 - ハ 同条(1)ニを受け、推進会議に改善計画書を提出する。
 - ニ 各学部・研究科は、学位プログラムレベルの教育の企画・設計、運用、検証及び改善に取り組む。
- (5) 外部評価委員会
 - イ 内部評価の妥当性について評価及び検証を行い、学長に報告する。詳細は別に定める。

また、本学は、「活水女子大学内部質保証体制図」、「活水女子大学内部質保証に係わるPDCA サイクル概念図」を作成し、内部質保証体制を明確化している。

<教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。>

本学は、教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っている。具体的には、第一に、3つの方針の策定支援について、2023年11月22日の推進会議にて「3つの方針の策定のための基本的な考え方」を改正し、全

学的な方針を示した。これは、2022 年度認証評価結果において、「建学の精神及び教育目的と各学部の 3 つの方針間の整合性を高めるため、3 つの方針を策定するための全学的な基本方針をより具体化することが望まれる」との指摘を踏まえての改正である。また、「各学部の学位授与方針には、教育目的に掲げた「豊かな教養」「国際性」と整合していない事例も見受けられる」との指摘があったことから、「認証評価結果における課題の抽出と改善計画－2023 年度－」（推進会議策定）により（根拠資料 2-1）、食生活健康学科、生活デザイン学科、子ども学科は、当該ポリシーを改正している（根拠資料 2-2）。第二に、教職課程においては、「活水女子大学教職教育センター規程」に基づき、教職教育センターにおいてこれを審議している。教職教育センター会議では、以下の内容を審議し、学生の実態を踏まえ、方針を決定している。

- (1) 教職課程の授業科目及び授業の時間割編成等に関する事
- (2) 教職課程の科目担当者に関する事
- (3) 教員採用試験の教職特別講座に関する事
- (4) 教育実習・介護等体験の指導、運営に関する事
- (5) 教育実習及び介護等体験受け入れ校等並びに教育委員会との連絡に関する事
- (6) その他教職課程の運営に関する事

教員養成の目標、目標達成のための計画、養成する教員像などを策定し、ホームページにて情報を公開している（根拠資料 2-3）。第三に、本学は、授業評価において学生の評価が極めて高い教員に対し、グッドレクチャー賞として表彰し（根拠資料 2-4）、そのグッドレクチャー賞受賞者による全学 FD を推進会議にて実施している。また、本学は、教育の質向上及び改善を目指して、「活水女子大学 ティーチング・ポートフォリオ実施方針」を定めて（根拠資料 2-5）、ティーチング・ポートフォリオ（以下、「TP」という。）を実施している。2019 年度より TP 研修会やティーチングステートメントの作成を行ってきた。2023 年度には TP ワークショップ（3 日間）を実施した。教員自身の教育理念や教育実践を振り返る機会となり、また、他者の教育理念や教育実践を共有することで、自身の学びの機会になっている（根拠資料 2-6）。推進会議では、教育方法の改善に向けた支援を適切に行っている。第四に、本学は、推進会議において学期ごとに授業評価アンケートを実施し、点検を行っている。授業評価の総合平均は、2020 年度から 2022 年度の間で、5 段階評価で 4.5~4.6 の範囲にあり、適切に授業運営を行っている（根拠資料 2-7）。また、IR センターが実施した卒業時アンケートの結果について、推進会議にて情報を共有し、その後、教務部長、学生部長、宗教部長、学科主任がコメントを付す。その内容を教授会で報告し、学習（学修）成果を学内で共有している。第五に、自己点検・評価は、2023 年度対象として実施し、運営は、点検評価と質保証を一体化させた推進会議が行う。自己点検・評価後に、課題について改善の取組を行う予定である。

以上により、教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、推進会議にて全学的な調整や支援を行っている。

< 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。 >

本学は、「活水女子大学内部質保証推進規程」第6条に「大学評価に関する自己点検・評価シート及び自己点検・評価報告書を原則2年に1度作成する。」と定めている。自己点検・評価報告書（2020年度）、自己点検・評価報告書（2021年度）を作成し、ホームページに公開している（根拠資料 2-8）。2022年度認証評価結果を踏まえ、推進会議にて「認証評価結果における課題の抽出と改善計画－2023年度－」を作成し、改善に向けて取り組んでいる。具体的な改善点は、「自己点検・評価シート」の評価基準の不備の改善、卒業論文の審査基準の詳細な明示などである。また、自己点検については、計画的に実施する旨、学内で共有している（根拠資料 2-9）。

教職課程に関する自己点検・評価活動は、教育職員免許法第22条に基づいて定期的に行っている。具体的には、「令和4年度教職課程自己点検評価報告書」を作成し、ホームページにこれを公開している（根拠資料 2-10）。一般社団法人全国私立大学教職課程協会より、当該報告書に対してコメントが付され、現在、教職教育センター会議において、改善に向けて検討している。当該報告書では、活水高校との連携に関して評価しつつも、さらに充実した方策が期待される旨が記載されており、これに対しては、教養特別演習「学校訪問実習Ⅰ」（後期）として、教職課程履修の4年生が活水高校の探究活動の支援を行っており、さらなる充実に向けて取り組んでいる。

よって、定期的な点検・評価及び改善の取組を適切に行っている。

<学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。>

本学は、自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために外部の視点を取り入れている。具体的には、「外部評価委員会規程」を定めて、外部評価を実施している。2020年度及び2021年度に外部評価委員会を実施し、外部の視点を取り入れ、点検評価後の改善に役立っている（根拠資料 2-11, 2-12）。

教職課程に関する自己点検・評価は、自己点検評価報告書を全国私立大学教職課程協会に提出し、第三者評価を受けている。

学生の意見を取り入れた自己点検については、「授業評価アンケート」や「学生生活実態・満足度調査報告書」により、点検している。

<行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。>

行政機関、認証評価機関等から指摘事項への対応について、2015年度認証評価からの指摘事項について、「学生の受け入れ」や「財務」について改善に至らなかったものの、指摘事項に対しては適切に対応した（根拠資料 2-13）。

2022年度の認証評価結果における指摘事項は、「是正勧告」2件（「学生の受け入れ」、「財務」）、「改善課題」3件（「内部質保証」、「教育課程・学習成果」、「学生の受け入れ」）であった。「内部質保証」及び「教育課程・学習成果」の「改善課題」については、2023年度に改善した。「学生の受け入れ」や「財務」の「是正勧告」については、改善に向けて取り組んでいく（根拠資料 2-1）。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・ 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

<教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。>

本学は、以下のとおりホームページの「情報公開」にて、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公開している（根拠資料 2-14）。

- 1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報
- 2 教育の質に係る客観的指標
- 3 客観的な指標の算出方法の公表
- 4 教育職員免許法施行規則第 22 条に規定する情報
- 5 財務情報、事業報告に関する情報
- 6 認証評価に関する情報
- 7 内部質保証、自己点検・評価に関する情報
- 8 高等教育の修学支援新制度について
- 9 コンプライアンス等に関する情報
- 10 国際交流の国際基盤に関する情報
- 11 新型コロナウイルス感染症対策支援に関する情報
- 12 設置に関する情報
- 13 大学基準に関わる基本方針

教育研究活動は、「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」として公表している。

自己点検・評価結果は、「6 認証評価に関する情報」として公表している。また、活水女子大学ホームページのトップページに認証評価のバナーをつけており、アクセスしやすいようにしている。

財務は、「5 財務情報、事業報告に関する情報」として、財務状況（決算について、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、連続資金収支計算書、連続事業活動収支計算書、連続貸借対照表、監査報告書）及び活水学院事業報告書を公表している。

その他の諸活動の状況等は、活水女子大学ホームページの情報公開の中に区分して公開している。また、学生生活サポートや就職サポートは、活水女子大学ホームページの「キャンパスライフ」や「キャリア・就職」のページで公開している。

よって、適切に情報を公開している。

<教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。>

教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報として、ホームページの「情報公開」の以下の「2 教育の質に係る客観的指標」にて公開している（根拠資料 2-15）。

2 教育の質に係る客観的指標

- ・学修行動について
- ・学修時間・学修実態の経年比較
- ・授業評価アンケート結果
- ・授業評価アンケート結果の経年比較
- ・卒業時アンケート
- ・卒業生アンケート調査結果(2018-2020 年度卒業生)
- ・就職先アンケート調査結果
- ・学位取得状況
- ・国家試験合格状況

「卒業時アンケート」においては、ディプロマ・ポリシーの達成及び大学満足度を公表しており、本学の卒業時の成長実感と大学の学びの振り返りを検証している。

よって、本学の学修の成果等の状況をわかりやすく公表している。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・ 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

<内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。>

本学は、「活水学院点検・評価規程」及び「活水女子大学内部質保証推進規程」に基づき、点検・評価を行っている。2022 年度認証評価結果において、改善課題の一つとして「各学部・研究科の PDCA サイクルに対する内部質保証推進組織による マネジメントの実質化に取り組むよう、改善が求められる」との指摘があったことから、常務委員会（2022 年度の内部質保証推進組織）にて内部質保証システムの再整備を行った。2024 年度より点検評価と質保証を一体化させた「活水女子大学点検評価・質保証推進会議」を発足させ、内部質保証推進組織が直接的に、課題を把握し、支援できる体制が整った。また、内部質保証推進組織が、これまで法人組織であったが、大学組織に変更になったことにより、教育の

質保証により関与できる体制となった。推進会議にて「認証評価結果における課題の抽出と改善計画－2023年度－」を立てて改善の取組を行っている。

よって、内部質保証を有効に機能できるよう、改善・向上の取組を行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2022年度認証評価結果（内部質保証）において、「各学部・研究科のPDCAサイクルに対する内部質保証推進組織によるマネジメントの実質化に取り組むよう、改善が求められる。」という指摘を踏まえ、2023年度より内部質保証体制を改めた。具体的には、内部質保証と自己点検・評価を一体化させた内部質保証体制を構築し、新たに推進会議を設置した。また、推進会議を大学組織とし、教育の充実につながる体制とした。内部質保証体制を整え、定期的に点検・評価に努めてきた一方で、教育研究活動を行いながら点検・評価を行うための時間の確保が課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、内部質保証に係わる規程を整備し、2023年度より新たな質保証体制を整えた。2020年度、2021年度に自己点検を実施し、自己点検評価報告書を作成し、それを基に外部評価を実施した。また、2022年度に認証評価を受審し、指摘事項があった項目について、課題を抽出し、改善計画のもと取り組んできた。「是正勧告」など改善には至っていないものの、他の項目については、改善しつつある。

2024年度、「活水女子大学内部質保証推進規程」に基づき、推進会議が自己点検・評価を実施し、併せて外部評価委員会を実施する。自己点検・評価の客観性や妥当性を確保し、改善活動につなげていく。

第3章 教育研究組織（本文）

評価：S・A・B・C ※太下線で示す

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・ 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

<大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。>

本学は、「活水女子大学学則」及び「活水女子大学大学院学則」において教育の目的を示し、国際文化学部(英語学科、日本文化学科)、音楽学部(音楽学科)、健康生活学部(健康生活学科、生活デザイン学科、子ども学科)、看護学部(看護学科)、大学院文学研究科(英文学専攻(修士課程))の4学部7学科1研究科を置いている。

本学は、各学部の「教育目的と目標」を明確に示し、これらを実現するために設置された各学科は、教育目的と目標を掲げ、それらを達成すべく教育研究活動を行っている。国際文化学部は、「伝統ある建学の精神にもとづき、人間・文化・社会のあり方について、日本語や外国語など主に「言葉」という知的手段を活用し、さまざまな学術的視点から広く、かつ深く学び、社会に貢献できる人間の育成」を目的としており、英語学科、日本文化学科の2学科を設置している。音楽学部は、「音楽をとおして豊かで文化的な生活を送ることができるように、精神文化の担い手として社会に貢献することができる音楽の専門家の育成」を目的とし、音楽学科を設置している。健康生活学部は、「人々の健康的な生活と成長を支援する力と見識を持ち、社会と時代の要請に応えることができる実践的専門職業人の育成」を目的として、食生活健康学科、生活デザイン学科、子ども学科の3学科を設置している。看護学部は、「看護専門職として人々の健康と生活を支援するために求められる知識、技術、態度、柔軟な思考力、職務遂行能力を有し、チームで協働しながら自律的に看護できる人間を育成する」ことを目的としている。大学院文学研究科は、「キリスト教主義に基づく大学の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を有する職業等に必要の高度の能力を養うこと」と「本学が行うキリスト教教育行事に参加することによりキリスト教的世界観と価値観を体得させるとともに、国際感覚と豊かな教養をそなえた人物の育成」を目的として、文学研究科英文学専攻(修士課程)を設置している。この内容はホームページにも公開している(根拠資料1-4)。

本学は、教育研究活動を支える付属施設として、以下の組織を設置している(根拠資料3-1)。

組織名	目的
図書館	大学の研究及び教育に必要な図書館資料を収集・管理して、本学の教職員及び学生と、その他許可された利用者の利用に供するとともに、必要と認められた資料及び情報の提供サービスを行う。
宗教センター	大学のキリスト教教育及び中高のキリスト教教育をサポートする。
情報センター	活水女子大学の学内ネットワークの安定した運営を図り、情報教育及び学生、教職員の有効な利用環境を整備し、情報化を推進する。
国際交流・留学センター	本学と外国の大学及び教育研究機関との学術・教育交流を促進し、もって本学の教育・研究の充実・発展を図り、あわせて地域社会の国際化に資する。
教養教育センター	本大学の教養教育を統括し、その充実に寄与する。
教職教育センター	本学の教育目的に従い、大学の教職課程を円滑に運営する。
IRセンター	活水女子大学における教育目標を達成するために、諸データ収集・分析とその結果による情報提供・助言等を行い、本学の教育改善を支援し、その充実に寄与する。
学外・地域連携センター	本学と学外及び地域社会との連携推進及び地域貢献
キャリア教育センター	本学院の教育目的に従い、学生・生徒のキャリア形成を図ることを支援する。
栄養管理センター	本学院教職員・学生・生徒、地域住民、企業および行政などを対象に栄養指導、セミナー開催や研修会への講師派遣などを行う。管理栄養士や健康運動実践指導者が中心となり、食や運動に関する予防医学や栄養療法分野の幅広い情報を提供することで、健康の維持・増進に寄与する。
看護研究支援センター	看護師・保健師が行う看護等に関する研究に対し、支援・助言を行い、地域医療の教育・研究の充実・発展に寄与する。
学術研究所	学術の研究・調査及び教育に寄与する。
入試制度検討委員会	本学の入試制度に関する諸問題について審議し、これを円滑に運営する。
入試委員会	本学の入学試験にかかわる事項を審議し、これを円滑に運営する。
教職制度検討委員会	本学の教職課程に係る制度に関する諸問題について審議し、これを円滑に運営する。

特待生・奨学金 審議委員会	活水女子大学が規定する特待生制度や奨学生制度および日本学生支援機構奨学金などの学外奨学生制度について、それぞれの規程に則って特待生および奨学生の採用または継続の審査選考を行う。
学務委員会	教務に関わる事項及び学生生活に関わる事項ならびに教育・研究活動に関する事項を審議し、これを円滑に運営する。
宗教委員会	広くキリスト教教育にかかわる事項を審議し、これを円滑に運営する。
人権委員会	本学に係わる人権侵害を防止し、本学で学ぶすべての者（以下「学生等」という。）および就労するすべての者（以下「教職員等」という。）が安全で快適な環境の中で就学・就労することができるよう必要な措置をとることにより、人権憲章の実現に資する。
倫理委員会	活水女子大学の教員が人を対象とする研究を実施する際に、対象者固有の権利を尊重し、ヘルシンキ宣言（1964年採択、2000年英国エジンバラ第52回WMF総会で修正）の主旨に添って一般研究、臨床研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）が、倫理的配慮および個人情報の保護を厳守すること等を基に行われることを推進する。
利益相反 管理委員会	利益相反を適正に管理する。
障がい学生 支援委員会	学内の関係部局等と連携を図りながら障がい学生への全学的な支援体制を強化し、もって障がい学生の円滑な修学に寄与する。
ダイバーシティ 推進委員会	生徒及び学生並びに教職員が快適な環境の中で安心して学び・働くことができるように、ダイバーシティに関する啓発を推進する。

これらの付属組織は、学科・大学院での研究・教育活動を多角的にサポートしている。宗教センターと宗教委員会は、本学の建学の精神であるキリスト教教育を推進し、図書館、情報センター、教養教育センター、教職教育センター、キャリア教育センターは、学生の教育を支援することに注力している。学外・地域連携センター、栄養管理センター、看護研究支援センターを通じて、地域住民に様々な学びの機会を提供し、国際交流・留学センターは、学生の留学や海外研修への参加を支援している。IRセンターでは、様々なデータを収集・分析することで学生の動向を把握し、その情報を基に入試制度検討委員会や入試委員会における学生募集に役立てている。障がい学生支援委員会やダイバーシティ推進委員会は、多様な人々が過ごしやすい社会の実現を目指し、人権委員会、倫理委員会、利益相反管理委員会は、本学における研究・教育活動が倫理的な観点から問題ないかを確認する役割を担っている。

以上のように、本学の学部・研究科は大学の理念・目的を踏まえて適切に設置されており、附置組織は、学問の動向や社会からの要請を考慮しながら、本学の研究・教育活動を多角的に支えている。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上

に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

<教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

教育研究組織に関わる事項について、以下のとおり、点検・評価している。

- (1) 2020年度、2021年度に全学自己点検・評価報告書を作成し、定期的に点検・評価を行っている。2022年度の認証評価結果を踏まえて、現在、2024年度（2023年度対象）の自己点検・評価を実施している。
- (2) 学科の自己点検・評価は、「活水学院点検・評価規程」及び大学基準協会が定める大学基準を準用した点検項目に基づき実施される。学科における自己点検・評価の結果は、「自己点検・評価シート」として取りまとめ、点検評価・質保証推進会議に提出される。点検評価・質保証推進会議は、提出された自己点検・評価シートを基に教育研究組織の適切性を点検・評価し、必要に応じて学科に対して改善を指示することができる。
- (3) 5月の理事会と評議員会にて事業計画、10月の理事会で前期事業報告、3月の理事会と評議員会にて事業の成果と評価及び改善案を「学長報告」のなかで報告している（根拠資料 3-2、3-3、3-4）。提出された「報告書」は理事会や評議員会で定期的に点検・評価している。

<点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。>

2022年度の自己点検・評価報告の結果を踏まえ、課題の抽出と改善計画を策定した（根拠資料 2-1）。指摘事項に対して、教育研究組織に関わる事項として以下のとおり組織改編を行った。

指摘事項	具体的な取り組み
学士課程の定員管理を徹底すること	2024年度に国際文化学部英語学科と国際文化学部日本語学科、音楽学部音楽学科を募集停止にし、新たに国際文化学部国際文化学科を設置した。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

各教育研究組織は規程に基づき適切に設置している。特に、宗教センターや宗教委員会を設置していることは、キリスト教に基づく教育を行っている本大学の特徴であり、長所と言える。また、本学は、長崎医療センターと「看護連携型ユニフィケーション事業」を

締結しており、看護研究支援センターにて当該事業を行っている。長崎医療センターの看護職員に対し、看護学部教員が研究指導を行い、看護職者のキャリア形成の促進や看護研究の向上に努めている。研究成果は、長崎医療センター院内研究発表会や国立病院機構学会での発表、専門学会（全国大会）での発表など実績を上げている。当該センターにおける研究指導體制をどう向上させていくか課題はあるものの、長崎医療センターとの研究を通じた交流、看護研究指導の実績から、本学の教育目的の実現に資する上で顕著な成果を上げており、長所と言える。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の学部・研究科は、大学の理念・目的を踏まえて適切に設置されており、また、附置組織は、学問の動向や社会からの要請を考慮しながら、本学の研究・教育活動を多角的に支えている。

本学は、学士課程の定員管理を適切に行うため、2024年度に国際文化学部英語学科と国際文化学部日本語学科、音楽学部音楽学科を募集停止にし、新たに国際文化学部国際文化学科を設置し、教育研究組織の改編を行った。

定期的に自己点検・評価を実施して課題を抽出し、それらに対して具体的な対策を取ることができている。PDCAのサイクルとして機能していると言える。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針

学部・研究科等名称	URL
国際文化学部	https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html
音楽学部	
健康生活学部	
看護学部	
文学研究科	
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）

学期制区分	各学期の授業週数	1コマあたりの授業時間	URL・印刷物の名称
備考：			
単位設定			
授業形態	1単位当たりの学習時間（うち、授業の時間）	規程（条項）	URL・印刷物の名称
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 21 条、第 23 条、専門職大学設置基準第 14 条、第 16 条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）

学部・学科名、学年等	履修登録単位の上限値	期間	成績優秀者への緩和	成績優秀者の基準	除外科目の有無
	単位				
備考：					

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設

定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に ○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称	
国際文化学部英語学科	124 単位	60 単位	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukouka i/10_gakusyu.pdf	
国際文化学部日本文化学科	124 単位	60 単位		
音楽学部音楽学科	124 単位	60 単位		
健康生活学部食生活健康学科	125 単位	60 単位		
健康生活学部生活デザイン学科	124 単位	60 単位		
健康生活学部子ども学科	124 単位	60 単位		活水女子大学学則第 12 条、第 19 条
看護学部看護学科	124 単位	60 単位		https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukouka
文学研究科	30 単位	—		i/23uni_gakusoku.pdf
備考：				

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、
専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、
大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、
専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条
及び第 29 条

※注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にも
とづく措置（それらを合せた上限値）
[専門職] 専門職大学院設置基準第 14 条、第 21 条、第 22 条、第 27 条及び第 28 条の規定に基づく
措置

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）

研究科等名称（学位課程別）	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
備考：		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）

研究科等名称（学位課程別）	学位論文審査基準 ※1 規程・URL	特定課題研究審査基準 ※2 規程・URL
文学研究科	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/gakuikitei.pdf	
備考：		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※1 学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

※2 修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
国際文化学部英語学科	学位取得状況	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/07_gakuisyutoku.pdf
国際文化学部日本文化学科	資格、免許取得状況 （食生活健康学科・看護学科）	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/12_kokkashiken.pdf
音楽学部音楽学科	就職率	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/08_shingakusya.pdf
健康生活学部食生活健康学科	進学率	https://www.kwassui.ac.jp/university/career/sinro.html#anchor09

健康生活学部生活デザイン学科	卒業時アンケート	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukougai/so tsugyou2022.pdf
健康生活学部子ども学科	卒業生アンケート調査	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukougai/alumni_questionnaire_2018-2020.pdf
看護学部看護学科	就職先アンケート調査	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukougai/EmploymentQuestionnaire.pdf
文学研究科	学位取得状況 修士論文	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukougai/07_gakuisyutoku.pdf https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/kengaku/Assessment_policy_m.pdf
備考： 活水女子大学アセスメント・ポリシー評価指標 https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/kengaku/Assessment_policy.pdf 活水女子大学大学院アセスメント・ポリシー評価指標		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
国際文化学部	2022年度・活水学院 点検・評価規程に基づき、自己点検・評価を実施。	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukougai/tenken2021.pdf
音楽学部		
健康生活学部		
看護学部		
文学研究科		
備考： ホームページ「7 内部質保証、自己点検・評価に関する情報」 https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukougai.html#anchor09		

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

＜評価の視点＞

- ・ 学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・ 上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

＜学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。＞

本学では、「活水女子大学学則」第1条の教育目的・使命に基づいた学位授与方針を、大学、学部学科及び大学院研究科単位において「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」として次のとおり適切に定めている。

活水女子大学は、本学の建学の精神と教育目的を踏まえ、学部・学科の定める教育目標に沿って学び、次の能力を身につけた者に対して、学士の学位を授与する。

1. 「建学の精神」本学の建学の精神を理解し、自らも世界観と人間観について深く思索・探究する。
2. 「人間としての尊厳」自分と他者の個人としての尊厳を重んじ、平和で民主的な社会の担い手になれる。
3. 「職業人」広い教養と高等教育で培われた専門的知識や技能を具えて、職業人として経済的に独立していける。
4. 「広い視野に立つ社会人」生涯学習の展望に立って学び続け、他者と協働して、国際的な視野を持つ社会人としてと、地域や人類社会の福祉と発展に貢献する意思を持つ。

これらの方針は、「2023年度学生便覧」(根拠資料 4-1)やホームページ(根拠資料 1-4)に「教育目的・目標・ポリシー」として周知・公表し、情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。また、学位授与方針に基づいた教育課程の編成・実施方針を、大学全体及び学部学科単位でカリキュラム・ポリシーとして定めている。

学部学科及び研究科の学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の具体例として、国際文化学部及び文学研究科を以下のとおり示す。

【国際文化学部】

国際文化学部の教育目的を達成するために、2つの学科は、それぞれ「教育目的と目標」を定め、これに基づいた学位授与方針を「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」として、教育課程編成・実施の方針を「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」として次のとおり明示している。

(英語学科)

所定の単位を修得し、次のような能力を身につけた学生に対して、学士(英語)の学位を授与する。

- 1.他者の意見や価値観を尊重することができ、国際的視野に立って連携して社会に貢献する力を備えている。
- 2.英語圏の国々をはじめとする諸外国の言語・文学・文化を学び、その背景にある社会や歴史に関する知識を修得している。
- 3.コミュニケーションのための英語運用能力を修得している。
- 4.明晰かつ批判的に思考することができ、論文、発表として表現できる。

本学科の教育目的と目標を達成することができるように、以下のような方針でカリキュラムを編成する。

- 1.専門研究科目の異文化理解系に、異文化コミュニケーションを学ぶ科目を設置する。
- 2.専門研究科目の国際キャリア系に、ビジネスや観光など実践応用の場で国際的視野をもち活躍できる力を養成する科目を設置する。
- 3.専門研究科目の異文化理解系に、海外や日本の文化・文学を学ぶ科目を設置する。英語学の知識を修得し英語教授法を学ぶ英語教育系科目を配置する。
- 4.英語力を養成するための科目を基盤科目とし、4年間にわたって段階的、体系的に配置する。
- 5.問題意識をもって自ら調査、分析した内容を論理的な文章で説明し、さらに口頭で発信するプレゼンテーション能力を身につけるために演習科目を配置する。
- 6.本学科での学びの成果のまとめとして、卒業研究を必修として配置する。

(日本文化学科)

所定の単位を修得し、次のような能力を身につけた学生に対して、学士(日本文化)の学位を授与する。

- 1.日本文化に関わる事象の特徴・特色に関心を持ち、それを発見しようとし、それを応用して社会に貢献しようとする態度を身につけている。
- 2.日本語・日本文学・日本史・日本の地域・日本の社会を包摂する日本文化の基本的知識をもち、その構造を理解している。
- 3.日本文化に関わる高度な知識・理解・表現力に基づいて、国語教員・日本語教員・司書として必要な専門的能力を修得し、あるいは地域の課題を解決する提案や組織の経営に関わる企画を作成し、実行に移す能力を獲得している。
- 4.日本文化についての知識・理解をもとに、日本国内外の地域や社会の問題点に気がつき、解決する方法を考える志向を身につけている。
- 5.日本文化を踏まえて異なる文化や異なる思考を同等の価値を持つものとして評価することができる。
- 6.日本文化について考察して、その全体または部分を表現できる。

本学科の教育目的と目標を達成することができるように、以下のような方針でカリキュラムを編成する。

- 1.多くの専門科目による多様な文化現象の知識と思考方法を学び、専門セミナーや卒業論文・卒業制作を通じてその一部を自己に内面化することで、日本文化に関わる事象への関心をもち、解決方法を導き出せる自信を持つことで社会に貢献する意欲をもつ。
- 2.コースごとに専門基盤科目（「キャリアデザイン実習」を除く）で広い意味での日本文化の基礎知識を修得し、基礎セミナーで実践的に理解する。
- 3.専門セミナー・コースセミナー・教科教育法、あるいはキャリアデザイン実習において、それぞれが目指す職業に適切な技能を実践的に修得する。そして卒業論文・卒業制作において、その技能の発揮の仕方を学ぶ。
- 4.現代社会を取り扱う授業で、日本社会の構造や問題点を知り、それ以外の授業で得た知識や思考方法も参考にしながら、解決の方法のサンプルケースを修得する。
- 5.日本以外の文化、あるいは外国人に対する日本語教育等の科目で日本文化以外の思考や価値の存在を知り、また日本社会の歴史や日本語の成り立ちを学ぶ科目で、日本文化自体を相対化する視点を修得する。
- 6.専門科目の多くで、日本文化に関する多様な考察や表現の方法を学ぶ。

【大学院文学研究科】

文学研究科においては、学部同様に「教育目的と目標」を定め、これに基づいた学位授与の方針を「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」として定めている。

(大学院文学研究科)

次のような能力を身につけ、所定の単位を修得し、かつ修士論文を提出して審査に合格した学生に対して、修士（文学）の学位を授与する。

- 1.専門分野（英文学、米文学、英語学）について高度な知識を有し、それらについて説明することができる。
- 2.物事を体系的に考え、高度な文章読解力、調査力、考察力、分析力を有する。
- 3.豊かな表現力とコミュニケーション力をもって自己を表現することができる。
- 4.英米文学、英語学を中心とした、広範な教養と高度な専門的知識に基づき、幅広い国際的視野で異文化に接することができる。

本研究科の教育目的と目標を達成することができるよう、以下のような方針でカリキュラムを編成する。

- 1.講義科目では、高度な知識を修得し、それらの知識について説明できる能力を育成する。
- 2.演習科目では、課題を遂行し、調査力・考察力、分析力を育成する。修士論文指導では深い思考力と合理的な判断力を育成する。
- 3.外国人教員によるチュートリアルを配置し、豊かな表現力、コミュニケーション力を育成する。修士論文指導では豊かな表現力を育成する。
- 4.特殊研究では、広範囲な教養を身につけ、幅広い国際的視野で物事を考えることができる態度を育成する。

<上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。>

カリキュラム・ポリシーは、学位授与方針と関連しており、各学位課程においてふさわしい授業科目を体系的に開設している。そのため学修成果は授与する学位にふさわしいものとする。

例えば、音楽学科においては、明示している教育課程（カリキュラム）は音楽学科の専門科目 96 単位以上、教養教育科目、免許・資格取得の要件を満たす授業科目を有し、4 年次には演奏表現コースにおいては、「前期リサイタル」「卒業演奏（卒業レポート含む）」、音楽文化コースにおいては「卒業論文」につなげており、これらの学習成果は授与する学位にふさわしいものとする。

また、食生活健康学科における「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」及び「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」は、栄養士法施行規則（根拠資料 4-2）及び管理栄養士学校指定規則（根拠資料 4-3）と整合しており、「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」及び「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」に明示された学習成果は、授与する学位（栄養学）にふさわしいと判断できる。

子ども学科では、「学士（子ども教育学）」の学位を授与し、教育課程は、保育士・幼稚園教諭・養護教諭の養成を主たる目的として学科を構成するものとなっており、学位にふさわしい学習成果を保証するものとなっている。

看護学科においては、2022 年度卒業時アンケートの結果（根拠資料 4-4）から、以下のように評価を行い、「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」については自己評価としてもほぼ達成できていると考える。

I.結果の分析（長所や改善点）

(1) 「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」について

アンケートには、約 3 割の卒業生が回答している。DP の評価について、DP 1・DP 2・DP 3・DP 6 については 80%以上の卒業生が「どちらかと言えば達成している」以上を評価していた。DP 2・DP 3 は、看護学科のカリキュラムとして講義・演習・実習と多くの科目とリンクしているおり、3 名の卒業生ではあるが、「どちらとも言えない」を評価していた。DP 5 は、国際保健に関連する科目は選択科目であるため全員が履修していないこと、コロナ禍であり、短期留学の経験がなかったことが影響しているのではないかと考える。

(2) 成長実感について

一般的な教養、分析力や問題解決能力、専門分野の知識、批判的に考える力、リーダーシップの能力、人間関係を構築する能力について 9 割以上の卒業生が評価をしており、社会人基礎力を 4 年間通して身につけたと評価できると考える。全体的に異文化に関連した項目について評価が低い傾向にあった。

II.改善に向けた方策

アンケートの回答率が 3 割と低いため、国家試験終了後に実施など、アンケートの実施時の検討が必要である。全体的に「どちらとも言えない」～「達成していない」と評価した卒業生は、達成していないまま卒業していると認識していると言えよう。学生によっては、客観的評価よりも自己評価の低い学生も一定数存在するため、このように評価した学生がどのように自己評価・認識する傾向にあるのかは不明である。

そのため、GPA 等とのリンクの評価は難しいと考えるが、客観的評価の視点も合わせて分析も必要だと考える。DP4 は、学内での学修だけでなく、学生が主体的に取り組めるボランティア活動などを通して経験を積めるよう支援を行っていく。また、DP5 は、夏季休暇等短期留学の経験、国際比較を意識した講義内容の工夫を行う。

文学研究科の専門分野においては、高度な知識の習得が求められ、提出された修士論文は、具体的な審査基準に基づき、厳格に評価されることから修士レベルでの学位授与にふさわしい内容と言える。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・ 授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・ 各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・ 学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・ 学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

<学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。>

教育課程の編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程においてふさわしい授業科目を開設し、その科目は教育課程の中で体系的に編成している。

教育課程を編成する際は、建学の精神、教育理念・目的・目標を踏まえて、全体的な方針を定め、学生が社会で自立するために必要な能力を育成するために教養教育科目と専門教育科目を配置している。

全学共通で配置している教養教育科目(教養分野)は、現代社会において必要とされる基礎的、普遍的な知識や技能を多様な学問分野の中から履修することができるよう科目を開設している。

国際文化学部・音楽学部・健康生活学部 教養教育科目	看護学部 教養分野
建学の精神	建学の精神
教養必修科目	教養コア科目
英語	教養テーマ別科目
教養テーマ別科目	情報
	健康・スポーツ科学
	外国語

建学の精神は、キリスト教学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを1年次から4年次すべてに必修として配置している。全学生が出席する週1回のチャペルアワーと連携し、本学の教育目的の根幹となるキリスト教の教えに基づく世界観・人生観の探究について、学生一人ひとりが深く考えることによって、人間的な成長を促す機会となっている。また、教養科目に必修科目を配置することで、全ての学生が、共通に持つべき知識・技能の基盤を修得することができるように配慮している。

専門教育科目は、各学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、それぞれの学生がディプロマ・ポリシーに達することができるよう、教育課程を体系的に編成している。各授業科目の到達目標は科目ごとにシラバスに明示している。また、学科毎のカリキュラム・ツリーにおいて、学修の順次制に配慮した授業科目を可視化し、ホームページで公表している(根拠資料4-5)。

履修登録単位数の上限を「履修規程」に定めている。単位の実質化を図る観点から、学生の予習・復習の時間を含めた十分な学習時間を確保することを目的として運用している。

例えば、日本文化学科においては、大学で履修すべき科目について、

1. 教養教育科目
2. 外国語科目 (第2外国語)
3. 日本文化学科 専門教育科目

(1) 学科共通セミナー科目と「卒業論文・卒業制作」は、すべて必修科目である。

学科共通セミナーには「基礎セミナーⅠ～Ⅳ」と「専門セミナーⅠ～Ⅳ」がある。

「基礎セミナーⅠ～Ⅳ」は、学科での学びに必要な思考力、行動力などの能力を身に付けるための少人数の演習形式の授業である。2年次に履修する「基礎セミナーⅢ、Ⅳ」は、選択するコースと関連するセミナーを履修する必要がある。「専門セミナーⅠ～Ⅳ」は、選択したコースや卒業論文・卒業制作と対応するセミナーを選択する。

「卒業論文・卒業制作」は、各コースでの学びを深め、大学での学びの集大成として取り組む。

などの概略の説明をした上で、具体的なカリキュラムを提示し、科目の配当年次とその履修の道筋を確認しながら履修できるようにしている。科目単位は、「活水女子大学学則」第6章第11条に規定している。また、履修に必要な学習の時間については、科目ごとのシラバスに「授業外における学習方法及び時間」として記載している。

食生活健康学科においては、「栄養士法施行規則」及び「管理栄養士学校指定規則」並びに本学科 DP に基づいて定めた CP に沿った授業科目を開設している。

授業科目は、学術の動向や社会の変化・要望などに留意しつつ、学位課程における教育研究上の目的や学習成果達成のためにふさわしいものとなっており、各授業科目の到達目標については、シラバスに明示している(根拠資料4-6)。また、授業科目の編成は、栄養学の学問体系に適合したものであり、かつ学生が学習を段階的に積み重ねることによってその成果を効果的に達成できるよう順次性に配慮した編成となっている。

具体的には、「管理栄養士学校指定規則」に定められた教育内容に準じ、「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能・疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」、「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」、「総合演習」、「臨

地実習」に係る科目及び「関連科目」を適切に配置している。

教育課程は、専門基礎科目と専門科目に大別され、それらを順次性・体系性をもった形で配置することにより、人体・健康・食物・栄養・栄養教育（指導）・運動に関する知識・技能を基礎的なレベルから高度なレベルへと段階的に修得することができるよう配慮している。そして、管理栄養士としてふさわしい実践力を身につけることができるように、講義科目から演習・実験・実習科目という流れで系統的かつ適切に科目を配置するとともに、総合演習、臨地実習を配置し、更に実践力を高める工夫をしている。

特に、総合演習、臨地実習では、国家試験合格を目指すことにあわせて、実際に現場で応用できる高度な知識・技能・実践力の修得を目指して授業を展開している。栄養士、管理栄養士（国家試験受験資格）に加え、健康運動実践指導者（受験資格）、食品衛生監視員、食品衛生管理者、栄養教諭、健康食品管理士（受験資格）の各資格を取得することができるよう、法令等に基づく必要な科目を適切に配置している。また、管理栄養士として、生涯にわたって学問的に探求する姿勢を養うため、3年次後期からの「セミナーⅠ～Ⅲ」（選択科目）においては、研究計画の立案、データ処理、論文の作成等を行う。研究者としての基礎能力をも視野に入れた教育が各研究室においてなされている。加えて、食生活と運動の両面から、専門的に人々の健康にアプローチすることができるよう、専門科目の「運動教育・実践学」に、健康運動実践指導者の資格取得に必要な複数の科目を配置している。DPに向かう授業科目の編成、学習の体系性と順次性についてはカリキュラム・ツリーとして可視化されており、大学ホームページ上でも公開されている。また、学習成果の可視化の観点から、学生の学習時間を考慮して適切に単位設定を行っている（根拠資料 4-1）。

生活デザイン学科においては、学生便覧において、開講年次を明記し学習の順次性が可視化されている。建築士受験資格の各分野にも適応する科目配置及び家庭科教免に関する各分類に適応する科目配置を行っている。1年次履修指導では、学科カリキュラムを各分野系統、受講学年・学期で整理し順次性がわかり、かつCAP制の範囲で受講できるモデル案を参考資料として示している。

子ども学科では、学位と整合性のある教育課程を編成し、保育・教育・心理・福祉などの科目を学年進行にしたがって体系的に学ぶことができるようにしている（根拠資料 4-1）。各科目の到達目標はシラバスに示している。

看護学科では、看護師・保健師選択コースがあり、それぞれにカリキュラムツリーがあり、科目の適切な積み上げができるよう配置を行っている。また、シラバスには、各授業科目の到達目標を明確に記載しており、評価項目は、到達目標に沿った項目であり、正しく評価を行っている。初回講義時には、シラバスの説明を行い、事前学修や事後学修（課題）の説明も行っている。シラバスは、学科内教員にてピアレビューを行っており、過不足なく記載がされているか確認を行っている。

文学研究科では、授与する学位と整合した授業科目を開講している。選択分野についての知識や技能を深めるために、学生は、選択分野の特殊講義及び演習各4単位（計8単位）を、その他の分野については計8単位の合計16単位を1年次に修得することが求められている（根拠資料 4-1）。各授業科目の達成目標はシラバスに記載されている。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

<授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。>

すべての学部学科において、教育目的・目標を達成するために教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目ごとに講義、演習、実習、実技等、適切な授業形態を採用している。グループワーク、ディスカッション、フィールドワーク、臨地実習等を複合的に組み合わせ、最大の教育効果を出せるよう工夫しており、授業評価アンケートにおいて期待された効果を得ていることが確認できる(根拠資料 4-1、4-7)。

例えば、日本文化学科においては、学生は、それぞれの興味関心や身に付けたい能力に合わせて、1年次又は2年次に希望に応じて、日本語日本文学コースと地域ビジネスコースを選択する。それぞれの専門科目を履修することにより、専門性を深めることができる。3年次・4年次と継続して同じクラスを受講することになる選択必修科目「専門セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は学生自身が受講クラスを選択し、2年間継続して受講し、卒業論文完成を成し遂げることに繋げ、意欲的な学びを実現できている。

音楽学科の授業形態は、講義形式のほか、マンツーマンでの専攻実技レッスン、グループ授業としての実技科目、ゼミ形式、実習形式の演習授業等、多様な方法を採用している。

これらは、学部・研究科の教育研究上の目的（専門的、体系的な専門知識、演奏表現技術、企画力、社会でのコミュニケーション力等）に適合しており、課程修了時に求められる学習成果を挙げ、教育課程の編成・実施方針に応じたものとして、期待された効果が得られている。

食生活健康学科で実施される授業の形態と方法は、学科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られている。第 38 回管理栄養士国家試験の結果、52 名中 36 名が合格した（合格率 69.2%）（根拠資料 4-8）。

生活デザイン学科では、学期ごとに実施している授業評価アンケートの結果が 4.6/5.0 程度であり、期待された効果が得られており適切であると考え（根拠資料 4-7）。

子ども学科においては、免許・資格を取得することを主な目的として実習を行うことから、各種実習を中心に、充実を図っている。また、1 年次に基礎実習を配置し、実習教育の入り口として、学生が今後の見通しを持つことができるように配慮している。

看護学科では、看護師・保健師国家試験受験に伴い指定規則に基づいて、必要な単位数、講義・演習・実習科目が配置されている。2021 年度に文部科学省から認可を得て、2022 年度からのカリキュラム改正を行った。主に、実習は臨地からの評価もあるため、客観的な評価を得られており、学生の特徴や学ぶ姿勢、学力など、臨地からの評価を得ながら今後の学生指導の改善を行っている。また、進級制限を履修規程に設けている。

文学研究科では「講義」、「演習」、「特殊研究」、「修士論文指導」など様々な形態の授業を展開し、修了時に求められる学習成果が達成できる教育課程を編成できている（根拠資料 4-1）。

<ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。>

新型コロナウイルスが 5 類に移行したため、授業は、原則として対面方式で実施している。ただし、合理的配慮が必要な学生のために、一部オンラインでの授業を実施し、すべての学生が授業を受けられるよう取り組んでおり、一人ひとりの状況に応じた配慮を実施している。その他、以下の学科で ICT を活用している。

日本文化学科においては、日常的には遠隔授業を行っていないが、地域ビジネスコース科目「キャリアデザイン実習」の実習期間において、週末ごとにオンラインで個人面談を実施している。

音楽学科では、全学の方針として対面授業が基本となっているため、ICT を利用した遠隔授業は、後述の一例を除いて行われていない。しかし、2023 年度にはスクリーンに映し出してポイントを可視化する講義や、スマホからの即時アンケート集計を利用した講義中のアイデア出しなど、ICT の利用が増加した。教員間の情報交換や学生の授業中の反応から実感されている。具体例として、著作権利用に関する講義では、担当教員が基本的な内容を説明した後、専門家が近年の動向や具体例についての講義を ICT を利用して遠隔授業として実施した。これにより、遠隔地に居住する専門家の知識を直接学ぶことができ、学生には現場感を伴う問題意識が醸成されるなどの効果が得られた。

子ども学科では、学生への課題の提出などに ICT を活用しているが、通常、遠隔授業は行っていない。

看護学科では、ICT を利用した遠隔授業は、1 科目のみ（講師の都合）であった。講義はオンデマンド形式で行われ、講義感想・小テスト・定期試験で評価が行われた。疫学保健統計の科目であり、数学が苦手な学生が多くいるが、オンデマンドであるため、学生は繰り返し視聴が可能であり、定期試験では、不合格者はなく、受講生全員が合格であったため、オンデマンドでの講義での効果はあったと考える。

文学研究科においては、現在在籍している 1 名の社会人学生に対して、Zoom を使った遠隔授業を展開している。遠隔授業であっても授業の目標は対面と同等のレベルのものを提供している。（根拠資料 4-9）学期末に、「学習到達度セルフチェック」（根拠資料 4-10）を記入させ、シラバスで掲げられている主要目的が実行できたか検証している。

<授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。>

本学では、シラバスに基づいた授業を行うことは、授業担当者の共通した認識事項となっており、それぞれの授業は、基本的にシラバスに則って行われる。ただし、授業開始後に判明する受講生のレディネス、理解度、興味・関心によっては、担当者の判断でシラバスから大きく逸脱しない範囲で、授業内容・方法を部分的に変更する場合がある。その場合は、速やかに学生に説明し、十分な理解をしてもらった上で、授業内容・方法を変更するようにしている。

シラバスの様式や記載内容は、授業担当者が作成したものを、他の教員がチェックし（第三者チェック）、教務課に提出されたものを教務課員が確認する体制を整えている。記載内容に不備がある場合は、教務課から担当教員に修正を依頼している。これによりシラバスの様式に定めた各項目の記述の適切性、明確性を担保している。作成されたシラバスは、ホームページに公開され、学生がいつでも閲覧できるようになっている。教員は基本的にシラバスに基づいて授業を行うが、学生の理解度によっては授業担当者の判断でシラバスから大きく逸脱しない範囲で、かつ学生の理解を得たうえで授業内容・方法を変更する場合もある。

シラバスの構成は、「科目名称（日本語・英語表記）」「担当者」「単位数等」「授業における学習の到達目標及びテーマ」「授業概」「アクティブ・ラーニングの内容・方法」「授業計画」「評価方法及び基準」「テキスト」「参考文献」「授業外における学習方法及び時間」「課題に対するフィードバック」「担当教員の実務経験」「学科 DP（ディプロマ・ポリシー）との関連」となっている（根拠資料 4-11）。

シラバスの作成は、上記の項目に沿って、教務課からの依頼で授業主担当者が行っている。作成したシラバスは、全ての科目について他の教員（主として同一学科に所属する教員）が「第三者チェック報告書」（根拠資料 4-12）に記載されたチェック項目に基づいて、適切な内容になっているかどうかチェックを行う。チェック項目の基準を満たしていない場合は、シラバスを作成した科目担当教員に連絡し、修正と再提出を要求する。第三者チェックの担当教員から連絡を受け取ったシラバス作成者は、必要に応じて修正と再提出を行う。この相互のやり取りを経て、全ての基準を満たしたシラバスを教務課へ提出する手

順となっている。提出されたシラバスは、更に教務課でもチェックを行い、記載内容に不備があるシラバスについては教務課から当該教員に対して修正と再提出を求める。

以上のように、シラバスの作成においては、第三者と教務課によるダブルチェック体制がとられている。これにより、シラバスの様式に示されている各項目の記述の適切性、明確性を担保する体制を整備している。また、シラバスを作成する過程においては、同時期に開講する関連のある科目や順次性がある科目、あるいは同一科目を複数の教員が担当する場合等、担当者間や学科会議でそれぞれの科目の内容や方法を確認し、科目間での内容の重複や乖離などについても検討され、適正な内容が記載されるようになっている。

作成されたシラバスは、ウェブ上に公開され、学生がパソコン、タブレット端末、スマートフォンでいつでも閲覧できるようになっている。毎年3月に次年度シラバスがウェブ上に公開されるため、学生は、シラバスを事前チェックして、学期ごとに学年単位で実施される履修ガイダンスに出席し、シラバスや時間割表を参考に履修登録を行い、意欲的な学習に繋げている。

日本文化学科では、学生が授業の内容や到達目標を知ることができるよう、授業担当者は、学生に公開するシラバスにおいて、「授業における学習の到達目標及びテーマ」を明らかにし、更に授業の概要とその具体的な内容を示している。また、各年度前期後期それぞれに履修ガイダンスを行ない履修方法の説明を繰り返し行なっている。さらに、基礎セミナーや専門セミナーなど学科の全学生の選択必修科目内で、具体的な学びの流れについて説明を行なっている。

音楽学科におけるソルフェージュの授業では、学年をまたいで聴音力・視唱力別にクラス分けを行い、学習状況に応じた指導を実施している。また、4年次の卒業ゼミでは、各学生の希望や研究内容に応じて、多様な指向を持つ教員を配している。シラバスには各授業で求められる学習時間や効果的な学習の進め方を明記し、学生の取り組みを促している。シラバスは随時、当年の実績に合わせて更新され、授業開始時や授業期間中にも確認されることで、目的の把握に活用されている。各学期にはガイダンスを実施し、履修指導や単位修得の確認を行っている。授業が始まってからは、各学生の学習の進捗状況、理解度、達成度を常に測り、提出課題に対するフィードバックなど授業外でのアドバイスを行っている。また、ポータル学生の学生カード情報を利用し、欠席回数が多い学生には注意喚起を行っている。

食生活健康学科では、学習状況に応じたクラス分けは実施していないが、学生の多様性への対応は行っている。具体的には、学生生活支援課、学生相談室等の学内組織と連携して、配慮を必要とする学生の対応にあたっている。その状況は、学科会議等で学科全教員に提供され、各自の授業科目において適切な対応がなされている。単位の実質化を図るための仕組みが整備され、適切な措置がとられている。具体的には、履修登録単位数の上限については、2020（令和2）年度入学生より「履修規程」第7条を適用している。在学生の履修状況に鑑み、単位の実質化を図る観点から、学生の予習・復習の時間を含めた十分な学習時間を今まで以上に確保するために、半期の登録単位数上限を設定することにより、学期ごとに履修上限を厳格化し、適切な学習時間を確保できるようにしている（2020以前の履修規程では、1年間の登録単位数上限を設定していた）。さらに、学生に対しては、履修ガイダンス時に半期上限単位を超えないよう履修指導を行っている。

また、食生活健康学科は、学生自身のリフレクションを促して成長に繋げるツールとして「中間授業アンケート」を開発し運用している（根拠資料 4-13）。具体的には、学習の進捗状況、授業の理解度・難易度、教育目標の達成度を学生と教員双方が把握できる内容になっている。学生は、自身の学習状況を振り返り、到達度を確認することによって後半の学習活動に活かすことができる。一方で教員は、受講学生の学習状況を把握することによって後半の授業改善に活かすことができるので、より一層学生に寄り添った教育支援が行えるようになることが期待される。中間授業アンケートの結果は、集計後すぐに学生並びに教員へフィードバックされる。

生活デザイン学科では、合理的配慮の申出内容が、到達目標との対応で対処できる場合には、配慮した授業を行っている。授業内容・目的・到達目標を明記したシラバスを作成、学生への開示が行われており、適切である。各学期の始めと終わりに、ガイダンスの時間を設けており、成績資料の配布と共に確認・声掛けを行っている。GPA 成績基準に応じた面接も行っている。

子ども学科では、Child Care English I～IVにおいて学生の英語力に応じたクラス編成を行っている。また、各科目で課題を課すことによって、授業外の学習時間を確保するための工夫を行い、課題に対してはフィードバックを行っている。シラバスは、学内の統一様式に沿って作成し、到達目標を明示している。また、履修指導は丁寧に行い、履修の相談に乗る機会を作ったり、履修単位を確認したりと、CAP 制の実施に支障がないように指導している。

看護学科においては、カリキュラムは、2022 年度看護系大学一斉カリキュラム改正に対応したカリキュラムであり、文部科学省の認可を得て実施しており、本年度で 2 年目を無事終えている。この改正により、現在、旧カリキュラム（改正前）と、新カリキュラム（改正後）が重複したカリキュラム運営を行っており、学生に学修上不利益がないよう、履修登録・履修計画は、チューター教員やクラス担任、事務室の補佐を得て適切に遂行できている。また、毎月、学科内教務委員会を開催し、履修状況の確認や、カリキュラム評価内容の検討を重ね、カリキュラム改善を行っている。

また、学生の履修状況の情報収集も行い、学科学生委員会との連携を行い、学生指導・保護者面接を行い、適切に支援を行った。本年度は新たに、全学で実施している父母会とは別企画として、「看護学部父母の会」を 10 月に実施した。会では、大学の動向、学修・生活支援の状況、国家試験対策などを報告。その後、個別面接をチューター教員等と行った。参加者からは高評価を得ており、次年度からは毎年 10 月に定期開催することとなった。

2022 年度より受験者のほとんどを合格とし入学者を得ており、学力低下が危惧されていたが、現状、無理解のままでの学習継続になっており、学びの積み重ねの困難さが露呈していた。そのため、1 年次と 2 年次全学生を対象に、3 月に各 2 日ずつ補講として、自己学習会（グループ学習）を行った（根拠資料 4-14）。学習内容は、模擬試験の結果、学生が不得手とする内容と各学年で押さえてほしい器官系統別の内容とした。発表会は、学生が教員役で課題に対するプレゼンを行い、教員が学生役になり、質問をする形式で進めた。参加した学生からは、「学修の深め方がわかった」「わかっているつもりだったが不十分であることがわかった」など好評価であった。次年度からも年度末に開催を予定している。

看護学科のカリキュラム評価の 1 つとして、看護師・保健師国家試験の合格率がある。

2023年度の結果は、看護師は1名の学生が不合格であり、保健師国家試験は全員合格であった。不合格した学生は、国家試験対策の学習開始が遅く結果、学修の成果がでるタイミングに遅れが生じていた。国家試験対策への動機付けは1年次から行っているが、次年度からは、上記学習会を含め、国家試験対策の動機付けを早期に行い、教員自身もチューター学生の教育支援を強化する。

文学研究科では、学期初めにガイダンスを実施し、履修の指導や伝達事項を伝えている。「修士論文の研究指導計画等について」(根拠資料 4-15)、「学位論文に係る評価基準」(根拠資料 4-16)「研究指導実施報告書」(根拠資料 4-17)を用いて、修士論文の指導を体系的に行っている。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・ 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・ 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・ 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・ 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

<成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。>

本学では、「大学設置基準」及び「活水女子大学学則」の単位制度の趣旨に基づき、事前事後学習を含めた単位認定を行っている。そのために、シラバスには「準備学習（予習・復習等）」という項目を設けて、学生に指導している。単位の設定にあたっては、まず、学科会議（教養教育科目については教養教育センター運営委員会、教職科目については教職教育センター運営会議、図書館司書科目については学務委員会）において、それぞれの科目の内容、形態、教育方法、学習に要する時間などを考慮して、適切なものとなるように検討し、その上で、学務委員会へ諮りそこでの審議を経て、最終的には全学教授会の承認を得ることとしている。

また、成績評価の客観性、厳格性を担保するために、シラバスに「評価方法」を公開している。その評価方法として「定期試験のみの評価」は極力避けることを学科内で共通認識事項とし、授業期間内の課題については、シラバスに「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法」という項目を設けて学生に公開し、学生との双方向的コミュニケーションを取るようになっている。

成績評価基準については、「試験規程」に次のとおり規定し、「学生便覧2023」に別途明記して学生に周知している。

第1条 学期末又は学年末に行う定期試験は筆記、実技、口述、論文（レポートを含

む) のいずれか1つまたは2つ以上によって行う。

第2条 試験を行う授業科目名、期日および時間は、試験開始1週間前に教務課から発表する。ただし、授業科目によっては、随時行うことがある。

第3条 論文(レポートを含む)の題目及び提出期限は教務課から発表する。

2 論文(レポートを含む)は、期限内に教務課に提出しなければならない。

第4条 成績は100点法を以って表し、AA・A・B・C・Fの5段階に分けて通知する。

2 : AA100点～90点 : A89点～80点 : B79点～70点 : C69点～60点
59点以下をFとし、AA・A・B・Cを合格とする。

成績評価は、試験規程により学期ごとにAA、A、B、C、Fの5段階で評価し、Fは不合格となる。評価の方法は授業科目ごとにシラバスに記載しており、厳格な単位認定を行っている。また、本学では「活水女子大学における成績評価およびGPA制度実施規程」により、100点満点に標準化した素点から直接Grade Pointを算出するfunctional GPA(以下「f GPA」という。)で成績をより厳正に評価している。このf GPAは、成績不振者の面談や教職課程における履修制限などに活用している。

授業への出席回数が全実施回数3分の2に満たない場合は、試験の受験資格を失い自動的に失格となる。なお、個々の授業科目の成績評価については、授業担当者が適切に判断して行うこととしているが、ほとんどの科目で学期末試験、レポート、課題提出、小テストなど、その授業科目に応じた複数の評価を組み合わせる方法により行われている。授業担当者は、成績評価方法・基準を授業科目ごとにその配点比率も含めてシラバスに明示して、それぞれの初回の授業において到達目標や授業計画等とあわせて必ず説明することとしている。成績発表は、各学期に実施される学科別・学年別ガイダンスにて「成績通知書」で行うとともに、同様の内容を「活水くすのきポータル」というポータルサイトから通知する。

成績評価は、試験規程により学期ごとにAA 100点～90点、A 89点～80点、B 79点～70点、C 69点～60点、F 59点以下の5段階で評価し、Fは不合格となる。評価の方法は授業科目ごとにシラバスに記載しており、厳格な単位認定を行っている。

※算出方法は以下とし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。認定、失格、放棄科目は含まれない。

$$f \text{ GPA} = \frac{\left[\frac{100 \text{ 点満点で評価したときの点数} - 50}{10} \times \text{当該科目の単位} \right]}{\text{総単位数 (全科目の単位の合計)}} \text{ の総和}$$

また、音楽学科の実技試験については、複数名の審査教員で実施し、卒業論文は、専任教員全員で審査にあっている。このように、成績評価は、客観的かつ厳格で、公正・公平に実施されている。

<成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。>

学生からの不服申立については、「成績評価に対する確認及び不服申立てに関する規程」

に次のとおり規定し、「学生便覧」を全学生に配付することで明示している。

第2条 学生は、成績に対して確認すべき事項がある場合は、次のいずれかの方法により確認することができるものとする。

- (1) 授業担当教員に、直接確認する。
- (2) 教務課を通じて、授業担当教員に別に定める「成績評価確認願」（以下「確認願」という。）を提出し、確認する。

第4条 第2条第1項による確認依頼を受けた授業担当教員は、学生からの確認依頼があった日又は教務課を通じて確認書を受理した日から起算して、原則として7日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあつては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

第5条 前条第1項の規定による確認結果に不服がある学生で、その不服に明確な根拠がある場合には、別に定める「成績評価不服申立書」（以下「不服申立書」という。）を教務部長あてに提出することにより、不服申立てができるものとする。

具体的な成績評価・単位認定に対する学生からの疑義や質問については、教務課が受け付け、授業担当者と連携する。授業担当者は、成績評価・単位認定の判断内容等について、直接学生に説明を行うか、あるいは教務課を通して文書により回答を行う。

<既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。>

学生が本学入学前に修得した単位については、入学後に本学の授業科目により修得した単位とみなすことができることを学則第19条に次のとおり規定している。

第19条 本大学は教育上有益と認めるときは、学生が他の大学等で修得した次の単位等については、本学の授業科目により修得した単位とみなすことができる。

- (1) 他大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位
- (2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が大学教育に相当する水準を有すると認めた教育施設等における学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修

ただし、修得したものとみなし与えることができる単位数は、60単位を超えないものとしている。また、在学中に海外留学等の他大学で修得した単位についても同様に、本学の授業科目により履修した単位として認定している。

国際文化学部においては、実用英語検定及びTOEIC L&R Testsの取得級・スコアに応じて1～3単位を自由科目として認定する制度を定めている。

音楽学科では、活水高校で行われている活水女子大学音楽学部提携プログラムで「音楽理論基礎」を修得した者には、大学の学部科目「音楽理論基礎」の単位として認定する制度を設けている。

<学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。>

「活水女子大学学部教授会規程」に次のとおり規定し、学部教授会において学生への学位授与を審議することが定められている。

第3条 学部教授会は、次の事項を審議する。

(7) 学生の入学及び卒業の判定に関する事項

また、各学部学科において学位授与を適切に行うために、「卒業論文規程」及び「卒業演奏規程」を定め、「学生便覧」に明記して学生に周知している。各学部学科は、「卒業論文規程」の第4条「卒業論文の審査」に則り、主査1名・副査1名以上をもって卒業論文審査に当たっている。音楽学部音楽学科演奏表現コースは、「卒業演奏規程」の第4条「卒業演奏の審査」に則り、指導教員及び専門の専任教員をもって卒業演奏審査に当たっている。また、各学部学科によって差異はあるものの、学生・教員相互による中間発表会や卒業論文審査会を実施し、学位授与の適切性を確保するための措置を講じている。

<学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。>

各学部学科の学位の授与については、「学則」第17条で、「本学を含む大学に4年以上在学（3年次に編入学した者にあつては2年以上在学）し、本章に定める履修方法により所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定め、「学則」第18条で、「前条第1項により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。」と定めている。なお、各学部の卒業要件単位については、「大学設置基準」第32条に定めるとおり、国際文化学部、音楽学部、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科及び看護学部にあつては124単位以上、健康生活学部食生活健康学科にあつては125単位以上とし、「活水女子大学学則」に明示している。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

<学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。>

学位授与の方針に示した学修成果を把握・評価するために、次のとおりアセスメント・ポリシーを定め学修成果の検証を行っている。

活水女子大学では、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に基づき、大学全体、学部・学科・研究科、授業科目の3段階で学修成果等の検証を行う。

1. 大学全体のアセスメント・ポリシー

学生の志望進路（就職率、資格・免許を活かした専門領域への就業率及び進学率、等）から学修成果の達成状況を査定する。検証結果は、本学の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善等に活用する。

2. 学部・学科・研究科のアセスメント・ポリシー

学部・学科の所定の教育課程における資格・免許の取得状況、卒業要件達成状況（単位取得状況・GPA）から教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を査定する。

3. 科目レベルのアセスメント・ポリシー

シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価、及び学生アンケート等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定する。

このアセスメント・ポリシーを評価するため、活水女子大学アセスメント・ポリシー評価指標（根拠資料4-18）及び活水女子大学大学院アセスメント・ポリシー評価指標（根拠資料4-19）を定め、各評価期に応じて評価している。

<学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。>

活水女子大学アセスメント・ポリシー評価指標及び活水女子大学大学院アセスメント・ポリシー評価指標以外にも、学習成果を各学科の特性に応じた指標に基づき測定している。

例えば、英語学科では、TOEICの結果を指標としている。卒業時アンケートでは、学部学科の学位授与の方針に明示している学修成果を得て卒業したかについて把握し、その結果を教育課程の評価・改善につなげている。日本文化学科では、学習状況に基づき算出されたGPAを基準として、個別面談と履修指導を随時実施している。食生活健康学科では、4年生の「学科特別講座Ⅲ」において、学位授与方針を踏まえた管理栄養士としての総合的な力を評価し、学生各々の到達度を定期的（一ヶ月ごと）に確認している。それら評価結果は、学生にもフィードバックしており、学生が学習活動に活かす仕組みを構築し運用している。その他の学科においてもシラバスに示した評価基準にそって学習の成果を評価している。

<指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。>

上述のように各学部学科・研究科において、アセスメント・ポリシー評価指標の結果を基に評価検証を行っている。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・ 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・ 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるた

めの工夫を行っているか。

- ・ 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

<教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。>

本学では、「授業評価アンケート実施要領」（根拠資料 4-20）に基づき、大学全体全科目において授業評価アンケートを毎学期末に実施し、（履修人数が 5 名未満の科目は任意での実施）、授業の改善を図る体制を整備している。各教員は、授業評価アンケートの集計結果や学生の自由記述を踏まえて担当授業の自己点検を行い、その結果（次年度への改善等）を提出する仕組みとなっている。授業評価アンケートの集計結果については、大学ホームページを通じて学内外に広く公開している（根拠資料 4-7）。また、教員は自身の科目に対する評価に対して、コメントを作成することになっており、授業を振り返ることで次学期の教育改善に役立てている。さらに、食生活健康学科では、授業の中間時点で中間授業アンケートを実施している。中間授業アンケートの結果は速やかに学生及び教員へフィードバックされ、学生は学習活動に活用し、教員は授業改善に活用できる仕組みとなっている。

また、「活水女子大学内部質保証推進規程」には、各学部・研究科は学位プログラムレベルの教育の企画・設計、運用、検証及び改善に取り組むことが明記されており、自己点検・評価シート及び自己点検・評価報告書は、原則として 2 年に 1 度作成している。

<課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。>

全学部学科の 4 年生を対象に、卒業時に「卒業時アンケート」を実施しており、結果は各学科へフィードバックされる。各学科では、フィードバックされた結果に基づいて点検評価を行い、その結果を「2023 年度卒業時アンケートのコメント」としてまとめ、次年度の改善に活かしている（根拠資料 4-21）。また、教職採用試験の可否や各種資格試験の取得状況は教授会等で報告され、就職・進路情報は就職課から各学科に共有されており、各領域の担当者レベルで情報を把握している。その他、課題のある学生については、各学科会議等で情報共有を図っており、指導に役立てている。

<外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。>

学生の意見は、全ての学部学科で半期ごとに実施される授業評価アンケートの結果を取り入れるようにしており、集計結果に対し教員は授業評価改善のコメントを提出している。

外部の視点としては、日本文化学科の地域ビジネスコースでは、インターンシップ発表会開催時に、企業や行政等の担当者に参加してもらい意見や講評をいただいている。

食生活健康学科では、3～4 年次に実施される「給食経営管理臨地実習」、「臨床栄養臨地実習」、「臨床栄養学活動臨地実習」及び「公衆栄養学活動臨地実習」は、いずれも学外での実習であり、実習期間中には全教員が分担して実習先への訪問指導を行い、学生の実習状況

を直接確認している。また、実習終了後は、実習記録や実習先からの評価内容に基づいて実習の成果を総合的に判断する。各学科会議においては、訪問指導の内容が報告され、あわせて実習先からの評価や学生の自己評価を確認して、教育成果の検証を行い、学習指導上の問題点や課題等を明らかにする。これらに基づいて、授業内容や教育方法のあり方について議論を行い、各授業科目の改善に反映させている。さらなる教育改善の仕組みとして、2023年度は教員の授業参観を実施した（根拠資料 4-22）。

<自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。>

授業評価アンケート、卒業時アンケートの結果に対して、結果の分析（長所や改善点）、改善に向けた方策を示し、教育方法の改善・向上に取り組んでいる。教育課程については、各学科会議で問題を共有し、改善を図っている。

例えば、音楽学科では、2021年度及び2022年度の自己点検評価の結果を活用し、卒業論文の評価基準を明確にした（根拠資料 4-23）。この評価基準を反映させ、シラバスに記載している。

文学研究科では、2022年度の実施された大学基準協会による審査で次の2点が指摘された。

- (1) 修士論文の評価をより具体的なものにすること。
- (2) 学位授与方針に明示した学習成果の把握方法を確立すること。

(1)に関しては、より具体的な評価基準を設け、2024年度学生便覧に記載した。(2)に関してもアセスメント・ポリシー評価指標を作成し、それを学習成果の把握に役立てている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、IRセンターにおいて、全学科の1年生を対象に外部アセスメントテスト「GPS-Academic」（ベネッセキャリア）を実施しており、授業科目では測りにくい問題解決力（思考力、姿勢態度、経験）を測定している。測定結果は、教職員用に「学生カルテ」という資料で取得することができ、受検した学生個人の結果を参照することができる。また、学生へのフィードバックは、受検後すぐに学生本人に返されるシステムのため、学生は結果をすぐに確認することができ、2023年度の実施状況は次のとおりである。

受検期間:2023年4月12日～5月31日(Webテスト)

受検状況:受検者数194名(受検率86%)

学科レベルでは、食生活健康学科が実施している中間授業アンケートは、他大学でも行われている授業改善のための試みであるが、内容が教員の授業方法の評価になっているものではなく、学生自身が中間時点までの学習活動を振り返る機会となっており、授業の理解度や難易度について自己評価する内容になっている。教員は、学生の学習状況を把握することで後半授業の授業改善に活かすことができる。さらに、自身の担当授業だけでなく、当該学生が受講している他の授業科目の結果も見ることができるので、学生の学習状況をより広く把握することが可能となっている。したがって、科目レベルだけでなく学位プログラムレベルでの点検評価の仕組みとして、かつ学生の学習成果をより適切に把握し

教育改善に活かす仕組みとして成果が期待できる。

また、食生活健康学科の教育改善の取り組みとして、2023年度に授業参観を実施した。授業担当教員と参観した教員との相互のやり取りを通して、相互の授業改善に活用できる仕組みとして期待できる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、各学部学科・大学院研究科に定めた人材養成及び教育研究上の目的の実現に向け、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を定め、学生に対しては「学生便覧」で明示し、一般社会に対しては大学案内やホームページで広く公表している。学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、教育効果・学習効果を高める取り組みを実践している。学位の授与については、成績評価に基づき適切に行っている。学位授与の方針に明示した学修成果については、卒業要件単位数の修得により総合的に達成したと判断している。今後はIR機能を強化し、学習成果の分析・把握に取り組んでいきたい。

また、各学部学科・大学院研究科は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、定期的に自己点検・評価を実施し、改善に取り組んでいる。

以上のことから、本学の教育課程・学習成果に関する取り組みは適切に行われており、大学基準に照らして十分と言える。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
国際文化学部英語学科	入試情報 https://kwassuiguide.jp/admissions
国際文化学部日本文化学科	
音楽学部音楽学科	
健康生活学部食生活健康学科	
健康生活学部生活デザイン学科	
健康生活学部子ども学科	
看護学部看護学科	
文学研究科	
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
活水女子大学入学者選抜規程	活水学院規程集 2023
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・ 学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・ 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・ 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・ 入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・ すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

<学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。>

本学は、建学の精神と大学全体の教育目的・目標に基づいた学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び学位授与の方針を達成するための教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえて、大学全体の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)(根拠資料 1-4)を定めている。

大学全体の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、「活水女子大学は、本学の建学の精神と教育目的を理解し、本学での学びをとおして成長し、自立した人間として社会に積極的に関わる意思と能力を身につけたいと願う者を、入学者として受け入れます。多様な入試制度により、学習意欲を持ち、中等教育までの学びによる基礎的能力を持つ者を、選択します。」と定め、この大学全体の学生の受け入れ方針に基づいて、各学部・学科、研究科ごとに次のとおり学生の受け入れ方針を定めている。具体例として国際文化学部及び文学研究科を示す。

【国際文化学部】

国際文化学科では、本学科の教育目的と目標を理解し、本学科での学びを通して成長し、自立した人間として社会に積極的に関わる意志と能力を身に付けたいと願う者を入学者として受け入れる。多様な入試制度により、次のような者を選抜する。

- 1.国際的視野に立った幅広い教養を身に付けたいと考えている者。
- 2.文化・文学・言語について関心を持つとともに理解を深めようとし、他者と関わりながら自らの能力を高めたいと考えている者。
- 3.英語または国語の基礎的な学力を有している者。英語については実用英語技能検定

(英検) 準2級以上の能力を有していることを目安とする。

4. 社会的な出来事に関心を持ち、地域や社会の発展のために貢献しようとしている者。

【大学院】

大学院文学研究科では、本研究科の教育目的と目標を理解し、本研究科での学びをとおして高度の専門性を有する職業人ないし教養人として、社会に積極的に関わろうとする意志と能力を身に付けたいと願う者を入学者として受け入れる。

1. 英米文学や英語学、英語圏の文化に関する高度な研究を志している。
2. 英語教育に関心があり、英語の教員として高度な能力を身につけることを志している。
3. 英米文学研究・英語学研究を通じて、人間・社会・文化の諸相について理解を深め、社会に対する高度な知的貢献を志している。

< 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。 >

学生の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明示している。具体的には、「実用英語技能検定(英語)準2級以上の能力を有していることを目安とする。」(国際文化学科)、「「生物」や「化学」を学んでいることが望ましい。」(食生活健康学科)、「「言語(「国語」「英語」)、自然科学(「数学」「生物」「化学」「物理」)の基礎的な学力をつけておくことが望ましい。」(看護学科)などである。

入学希望者に求める水準等の判定方法は、卒業認定・学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)を踏まえた入学受け入れの方針(AP)に基づき、「学力の3要素」について、筆記試験・実技等で主に「知識・技能」を、面接・小論文・調査書及びその他資料で主に「思考力・判断力・表現力」並びに「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価し、それらを多面的・総合的に判定することを「学生募集要項」に明示している(根拠資料5-1)。

< 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学選抜を公平、公正に実施しているか。 >

大学全体として、大学の学生受け入れの方針 AP と「大学入学選抜実施要項(文部科学省高等教育局長通知)」に基づき、学生募集及び入学選抜方法について、入試制度検討委員会(学部長、教務部長、学科主任、入試委員長、事務長、教務課長、入試課長、入試係長、計14名で組織)で審議し、全学教授会で決定している。学生募集及び入学選抜方法の詳細事項については「活水女子大学入試委員会内規」を定めており、入試委員会(各学科専任教員2名、事務長、入試課長等、計15名で組織)の審議を経て、「学生募集要項」として取りまとめ、5月開催の全学教授会で承認している。

「学生募集要項」には、各学部・学科の入学受け入れの方針、募集人員、試験日程・試験会場、入試種別、出願資格、試験教科・科目名、配点、手続き方法等の他にも授業料

や奨学金の情報も掲載している。「学生募集要項」は、本学ホームページでも全ページ公開されている。この他にも、受験生及びその関係者が公平な情報収集を行えるよう、本学の教育や学生生活などの概要を掲載した「大学案内」（根拠資料 5-2）（本学ホームページにも全ページを公開）や「入学試験問題集」（前年度の入試問題）（根拠資料 5-3）を作成し、資料請求者、オープンキャンパス参加者、高等学校での説明会、業者が主催する進学相談会等で配布している。これらの資料は、本学ホームページの他、受験雑誌、進学関連検索サイトからも請求できるようになっている。

入学者選抜は、入学を志願する者の学力や意欲等を多面的かつ公正に判定するため、学力試験、小論文、面接等の方法により行っている。入試種別としては、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜がある。さらに、一般選抜には A, B 方式、共通テスト利用（A, B, C 日程）及び特待生選抜がある。学校推薦型選抜は I 期と II 期があり、I 期には公募推薦型、指定校推薦型、特別推薦型及び内部推薦型（活水高等学校）がある。また、部活動の全国大会出場等の特別な理由で学校推薦型選抜 I 期を受験できない者を対象にした II 期を用意している。総合型選抜には一般型、帰国生型、社会人型及び長期履修型の 4 種類がある（根拠資料 5-1）。また、3 年次編入試験も実施している（根拠資料 5-4）。

本学は、入学試験の実施について、「実施要領・監督要領」（根拠資料 5-5）に実施体制を明示している。「実施要領・監督要領」は、入試種別ごとに入試委員会が作成して全学教授会で定めている。本学は、この「実施要領・監督要領」を入試に関わる全ての担当者へ配布して周知徹底を図り、学長を総括責任者とする実施本部を設置して入学試験を実施する。

本学は、筆記試験の採点の際、どの受験生の答案であるかを特定できないようにしており、答案については複数の採点者で複数回の再確認作業を行っている。また、面接試験は、1 試験室あたり 2～3 名の教員、実技試験は 1 試験室あたり 3～5 名の教員が評価を行い、面接試験、実技試験とも終了後には学科ごとに評価結果を確認する。これらによって公正性を確保している。

合否判定は、実施した学力試験、小論文、面接、実技試験等の全てを点数化した結果に基づき合否判定資料（受験者得点一覧）を作成し、学科単位で行う会議、学長が招集する予備判定会議（学長、学部長、学科主任、入試委員長、事務長）を経て、最終的には全学教授会で決定している。合否判定資料についても受験生個人が特定できないように配慮され、公正性が保たれている。

毎年度の入試結果については、入試データとして、志願者数、受験者数、合格者数、受験者平均点（一般選抜 A 方式）を学科単位で取り纏め、在学生の出身校一覧とあわせて、次年度の「学生募集要項」に掲載している。

<入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。>

入学者選抜にあたり受験上特別な配慮を必要とする者に対しては、事前相談の機会を設けて、要望に応じて対応しており、このことは「学生募集要項」に明示している。配慮を必要とする者から具体的に必要な配慮の申し出を受け、本学で対応可能な範囲で配慮を実施している。具体的配慮の例としては、別室受験、出入り口近くへの座席配置などである。

<すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。>

「学生募集要項」を毎年6月に発行し、大学ホームページで全ページ公開している。紙冊子は指定校への送付や資料を請求した者に対して送付し配布している。また、オープンキャンパス、進学相談会、高校内ガイダンス等に参加した者にも配布している。また、都合により各種イベントに参加できなかった志願者に対しては、個別に相談を受け付けて説明をしている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

<学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。>

本学は、学生の受け入れが厳しい状況を踏まえ、定員のあり方を検討し、入学定員及び収容定員を下表のとおり適正規模に変更してきた。入学定員及び収容定員は教授会の審議を経て、適正に管理している。また、在籍者数及び収容定員、入学定員、収容定員充足率の情報をホームページで公開している（根拠資料5-6）。

入学定員及び収容定員の変更状況

学部学科	変更年度	入学定員	収容定員
文学部 人間関係学科	2018年度	40 → 0	160 → 0
健康生活学部 食生活健康学科	2019年度	70 → 60	280 → 240
健康生活学部 子ども学科	2019年度	50 → 45	200 → 180
国際文化学部 英語学科	2024年度	40 → 0	160 → 0
国際文化学部 日本文化学科	2024年度	40 → 0	160 → 0
国際文化学部 国際文化学科	2024年度	0 → 70	0 → 280
音楽学部 音楽学科	2024年度	35 → 0	140 → 0

(過去5年間(2020~2024年度)の入学定員充足率(募集停止学科、新学科は当該対象期間とする))

	大 学										大学院	
	国際文化				音楽	健康生活				看護		計
学部	国際文化			計	音楽	健康生活			看護	計	文学 研究科	
学科	国際文化	英語	日本文化		音楽	食生活健康	生活デザイン	子ども				看護
入学定員充足率	0.61	0.63	0.70	0.66	0.41	0.62	1.06	0.78	0.82	0.89	0.70	0.04
0.9未満 ☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☐	☑	☑	☑	☑	☑

2024 年度収容定員充足率（募集停止学科、新学科は当該対象期間とする）

学部	大 学										大学院	
	国際文化				音楽	健康生活				看護	計	文学
学科	国際文化	英語	日本文化	計	音楽	食生活健康	生活デザイン	子ども	計	看護		計
収容定員充足率	0.61	0.85	0.73	0.73	0.55	0.70	0.98	0.78	0.82	0.94	0.76	0.10
0.9 未満	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					

大学基礎データ表 2 より

* 英語学科、日本文化学科、英語学科は、2024 年度より募集停止。国際文化学科は、2024 年度より開設。

過去 5 年間（2020~2024 年度）の入学定員充足率（募集停止学科、国際文化学科は当該対象期間とする）は上記のとおりである。生活デザイン学科を除き 0.9 未満で、大学全体で 0.70 である。

2024 年度の入学定員充足率は以下のとおりである。すべての学科が 0.9 未満となっており、大学全体では 0.73 である。

2024 年度入学定員充足率

学部	大 学										大学院	
	国際文化				音楽	健康生活				看護	計	文学
学科	国際文化	英語	日本文化	計	音楽	食生活健康	生活デザイン	子ども	計	看護		計
入学定員充足率	0.61			0.61		0.53	0.89	0.62	0.68	0.89	0.73	0.00
0.9 未満	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						

2024 年度は音楽学部の募集を停止し、国際文化学部の英語学科及び日本文化学科を改組し、国際文化学科 1 学科体制に変更した。これに伴い入学定員を 330 人から 285 人へ減少し、入学定員の適正化を図った。各学科の入学者数の状況は次のとおり。

国際文化学科は、2024 年度入試における入学定員は 70 名で、入学者は 43 名（61.4%）であった。2024 年度開設の学科なので、学科全体の収容定員、在籍者数、収容定員に対する在籍学生数の割合も同じである。そのため、評価基準を満たしていない。

食生活健康学科は、入学者数や在籍学生数を適正に維持しているとは言い難い状況である。近年、入学志願者数が減少傾向にあるが、18 歳人口の減少に加えて長崎県内の病院の管理栄養士の求人数が減っていることが影響していると考えられたため、教育の質を担保するために 2019 年度から入学定員 60 名、収容定員を 240 名に変更し定員数を減らした。しかしながら、2020~2024 年度の入学定員充足率の平均は 0.62、収容定員充足率は 0.70 となっており、いずれも 0.90 を下回っている。

生活デザイン学科の入学定員充足率の過去5年平均は、1.06であり、収容定員充足率は、0.98であることから適正に維持できている。

子ども学科の入学定員充足率の過去5年平均は、0.78となっている。定員に達していないため、高校訪問や高校の進学説明会への参加等、教員にできることを考え、実施している。

看護学科の入学定員は、75名であり、収容定員は300人である。入学定員充足率の過去5年平均は、0.89であり、収容定員充足率は、0.94である。この現状に対し、看護学科では、学生確保のため全学的に高校訪問を行った。看護学部広報資料を作成し学科入試委員を中心として、入試アドバイザーと共に長崎県内の公立・私立高校を訪問し活水女子大学看護学部について広報を行った。また、活水高校との高大連携、業者依頼の高校生への進路ガイダンスも積極的に実施するなど改善に取り組んでいる。さらに、オープンキャンパス午前・午後の2回開催し、かき氷や綿菓子の提供等を新たに追加し、看護研究に関するブースの設定、掲示物、演習体験内容等プログラム内容を充実させた。結果、来場者141名で前年度より35名増加した。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

<学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

本学は、学生募集及び入学者選抜を適切かつ円滑に実施するために入試制度検討委員会及び入試委員会を設置している。入試委員会は、主に入学者選抜の運営に関する役割を担っており、入試広報やオープンキャンパス等の学生募集に関する事項、入学試験に関する事項、学生の受け入れに係るその他の事項について審議を行う。また、入学試験での出題・採点作業を行うために科目出題者の選出、合否判定の厳正を図るために合否判定会議の設定、入試に係る資料の作成を行っている。入試委員会、入試制度検討委員会及び入試課の連携体制が構築され、幾多の過程において点検や検証が行われ、組織的に機能している。

具体的には、各種入学試験終了後に学科単位で、実施における課題点や反省点を検討し、入試委員会に報告、検証している。入試委員会での検証事項を踏まえて、入試制度検討委員会で翌年度の入試制度の検討を行う。主な内容は、入試種別、試験日程、募集人員、試験科目、配点、地方会場の設定などである。最終的にはこれらの発議を全学教授会や理事会で審議し決定している。

各学部学科及び研究科は、毎年5月、10月、3月の年3回、「学長報告」において学生の受け入れに関わる事項を報告しており、その都度、点検・評価を実施している。

各学科での具体的な取り組み例として、国際文化学科では、月1回程度の学科会議や学科メーリングリストにおいて学生の受け入れに関わる事項に関して点検・評価している。例えば、2024年度第5回国際文化学科会議において、6月29日（土）のオープンキャンパスの振り返りを行い、次のオープンキャンパスでの改善点を話し合った。また、学科専任教員のメーリングリストを使って、活水高校への説明会ではどのような内容が効果的かについて情報共有を行った。他学科においても同様の取り組みが行われている。

<点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

学生の受け入れに関する全学的な自己点検の結果、2023年度から初めて学長直属の高校訪問ワーキングが発足した。ワーキングには各学科主任が構成員として加わっており、各学科が連携して全学的な学生募集活動を展開した（根拠資料5-7）。

加えて、学科独自並びに入試課と連携した高校訪問（進路ガイダンス等）、出前講義（SSH等）などの募集活動を実施し、高校との継続的な関係づくりに努めた（根拠資料5-7）。さらに、年度当初には、入試課・入試アドバイザー・学科教員を交えた情報・意見交換を行い、それぞれが共通認識を持った上で効果的な募集活動が行えるような体制づくりを推進している（根拠資料5-8）

また、食生活健康学科では、学科における入学者選抜に関する点検評価の結果、総合型選抜の内容を変更した。具体的には「食に対する知的好奇心や探究心を重視した総合型選抜」に変更し、従来の総合型選抜よりも受験生が自分の長所をより活かすことができる設計にした。新しい総合型選抜の情報は、本学ホームページで公表するとともに、オープンキャンパスや学科のSNS（Instagram, X, LINE）においても情報提供を行った（根拠資料5-9）。

他にも、入試アドバイザーからのフィードバック（活動報告）をもとに（根拠資料5-8）、健康生活学部3学科と入試アドバイザーと連携して、入学者選抜における資格優遇制度の検討のための調査を行い、2024年度入学者選抜における資格優遇制度につなげることができた（根拠資料5-10）。

以上のように、点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組んでおり、その効果も期待されるが、効果を確認できるようになるまでにはまだ時間を要する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2020～2024年度の5年間の入学者の受け入れ状況を総括すると、生活デザイン学科を除き定員を満たすことができず、大学全体で定員未充足が課題である。少子化で特に長崎市の18歳人口の減少により、他大学との学生獲得競争が益々激しくなると予想される。これらの状況から2024年度には音楽学部を募集停止し、国際文化学科を新設するなど、入学定員及び収容定員の適正化を図っている。また、看護学科では、地域の要請に応える形で2025年度から男子を受け入れることを決定した。

問題点としては、慢性的な大学全体の定員未充足がある。今後は、これまで以上に各学

科が連携して、本学の魅力を伝える学生募集活動を行う必要がある。2023年度から学長のリーダーシップにより、学校訪問ワーキンググループを設置した。新たな取り組み例として、これまで十分に実施できていなかった高校訪問を大学全体で取り組んでいく方針とし、各学科の実績に応じて訪問校を割り当て実施している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、学生の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学定員を管理する努力を続けている。また、収容定員を削減するなど、入学定員及び収容定員の適切な設定を図っており、学生の受け入れに関わる状況の定期的な点検・評価、その結果を活用した改善・向上に取り組んでいる。ほぼ全ての学科が定員割れを起こしている状況であるが、大学全体及び各学部学科、研究科は、オンラインでの進学相談や SNS を活用した広報活動の展開、高校生を対象としたコンテストの実施など、入学定員を確保するための努力を続けている。学生受け入れの制度、体制は適切で、具体的にも方針に沿った十分な取り組みと言える。

また、高校訪問ワーキングが発足した 2023 年度は、学部学科間の有機的な繋がりが強くなり、学生の受け入れに関する組織体制が徐々に機能し始めた。その結果、健康生活学部 3 学科間と入試アドバイザーとの連携により資格優遇制度を入学者選抜に導入することができた。また、総合型選抜についても、受験生がより自分の得意とする部分を活かして受験できる内容に更新し、従前よりも更に広く多様な受験者層をターゲットにすることができる選抜方法を導入することができた。これらは運用したばかりであるため効果を確認するためには時間を要するが、特に資格優遇制度は、受験生・保護者・高校教員から前向きで肯定的な受け止められ方をしていることも確認されるため、効果が期待できる。

看護学科については、大村市在住の市民でも大村キャンパスの存在を知らない人も多い。そのため、オープンキャンパス参加者の対象を拡大し、小・中学生や地域への案内も含めた広報活動が必要である。

今後は、大学全体、各学部学科、研究科すべてにおいて、少子化の中で、いかに受験者及び入学者数の安定を図るかが課題となる。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
大学基準に関わる基本方針	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/university_standards_basic_policy.pdf
備考： 「情報公開」ウェブページ https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
専任教員担当授業科目及び時間数	学院概況
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体(注1)		83	32	2023年度大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	国際文化学部・英語学科	10	3			
	国際文化学部・日本文化学科	12	5			
	音楽学部・音楽学科	8	4			
	健康生活学部・食生活健康学科	13	4			
	健康生活学部・生活デザイン学科	8	4			
	健康生活学部・子ども学科	11	4			
	看護学部・看護学科	21	8			
学部・学科等	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数	根拠となる資料

					と割合	大学基礎データ（表1）
備考：						

※関係法令：大学設置基準第10条、平成16年12月15日文科省告示第175号、令和5年文科省告示第49号

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみを使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

- ①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの
- ②教員養成に関する学部(但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする)。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「必要基幹教員数中の法定数」欄は、「必要専任教員数」に入力した数に応じて自動計算されます。

※担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

[修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
文学研究科・英文学専攻	6	2	3	3	2023年度大学基礎データ（表1）
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
活水女子大学学生・アシスタント規程	活水学院規程集2023
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

資料名称	URL・印刷物の名称
活水女子大学教員任用規程	活水学院規程集 2023
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・ 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・ 教員が担う責任の明確性。
- ・ 法令で必要とされる数の充足。
- ・ 科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・ 各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・ 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・ クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・ 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・ 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

各学科ならびに大学院からの回答から、概ね達成していると判断できる。以下、各評価の視点について記す。

<大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。>

本学は、「活水女子大学大学学則」第1条において、「本学は、キリスト教主義に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに準拠して、女子に対し高等教育を行うことを目的とする。」と定めている。本学は、教育目的を達成させるために、学位授与方針、教育課程の編制・実施方針を踏まえて、大学として求める教員像を及び教員組織の編制方針を以下のとおり定めている。これは、ホームページに情報公開している（根拠資料 6-1）。

求める教員像

1. キリスト教に基づく本学の建学の精神を理解し、その教育方針を尊重し、教育

研究を行うことができる者

2. 授業や研究指導、学生支援等に熱心に取り組み、学生の信頼に応えることができる者
3. 教授、准教授、講師、助教それぞれに必要な研究業績を有し、継続的に積み上げる意思のある者。実務家教員においては、専攻分野に関する高度の実務上の能力を有し、研鑽を続ける意思のある者
4. 各専門分野において、研究倫理・研究公正を保ちつつ学術の発展に寄与できる者
5. 他の教職員と協働して、大学運営に積極的かつ熱意を持って取り組むことができる者
6. 社会貢献の意識が高く、教育研究の成果を社会に還元できる者

教員組織の編制方針 【大学（全学共通）】

1. 大学設置基準並びに関連法令により定められた基準に基づき、適切な数の教員を配置する。
2. 学位授与方針、教育課程の編制・実施方針に基づく教育研究活動を実施していくための教員組織を編制する。
3. 各学科に付与された免許・資格課程に配慮した教員組織を編制する。
4. 社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開できるよう、実務経験を有する教員を配置する。
5. 教育研究の必要性を踏まえ、年齢構成や男女比等に配慮した教員組織を編制する。

本学は、大学の教員組織の編制方針を踏まえ、各学部の教員組織の編制方針を以下のとおり定めている。具体的な例として国際文化学部を示す。なお、2024年度国際文化学科を設置したため、明文化する。

教員組織の編制方針【国際文化学部】

1. 人文・社会科学の分野に十分な教育研究業績を有するとともに、人間・文化・社会のあり方を扱う人文・科学分野において幅広い見識を有する教員を配置する。
2. 本学部は、教職課程を担当する者として、十分な教育研究業績を有する教員を配置する。
3. 英語学科は、英米文学・文化、言語学、異文化コミュニケーション、英語教育を教授・研究する教員を配置する。
4. 日本文化学科は、「日本語日本文学コース」及び「地域ビジネスコース」の教育目標を達成させるために、各コースに設定された科目の運営に必要な教員を配置する。

本学は、教育目的を達成させるために、学位授与方針、教育課程の編制・実施方針を

踏まえて、大学院の教員組織の編制に関する方針を以下のとおり定めている。

教員組織の編制方針【大学院 文学研究科】

1. 大学院設置基準並びに関連法令により定められた基準に基づき、適切な数の教員を配置する。
2. 学位授与方針、教育課程の編制・実施方針に基づく教育研究活動を実施していくための教員組織を編制する。
3. 教職課程は、関連法令及び規則に準拠して教員を編制する。
4. 教育研究の必要性を踏まえ、教員組織を編制する。
5. 英文学、米文学、英語学の各専門領域に優れた研究業績と深い知識を兼ね備えた教員を配置する。
6. 本研究科は、「英文学コース」、「米文学コース」、「英語学コース」の教育目標を達成させるために、各コースに設定された科目の運営に必要な教員を配置する。

本学は「活水女子大学規程」第6条から第9条において、その職域（教授、准教授、講師、助教）ごとに職務を規定している。さらに「活水女子大学教員服務内規」において、大学教員の大学勤務、自宅研修、他校出講等を定めている。大学院においては「大学院学則第10章」並びに「活水女子大学大学院文学研究科研究指導担当教員資格審査内規」において同様に規定している。

2023年度専任教員数は、いずれも大学設置基準に定める必要専任教員数を満たしている。科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成については、いずれも専門分野を受け持つ能力を十分に備えた教員を配置しており、これらにより学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員の構成を整えている。教員養成課程をはじめ、各種資格取得（管理栄養士、運動実践指導者、保育士、看護師）を置く学科においても担当するのに十分な教育研究実績を有する教員を配置している。

各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理については、教務課に提出する担当科目一覧表によって適切に把握・管理している。また、他大学からの非常勤講師による科目については、公文書の発行により他大学との調整を行っている。学内他学部教員による教養教育科目等については教務課を通して調整を行っている。なお、本学では基幹教員制度を導入していない。

以上のように、大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編成している。

<クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。>

本学は該当しない。

<教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。>

本学では学科教員と事務職員との役割分担について、「活水女子大学教員服務内規」にて教員の服務内容を、「活水学院事務分掌規程」に事務職員の事務分掌を規定している。その上で「活水学院の組織に関する規程」第4条にて教育職員と事務職員を組織構成員とし、

教員・職員にて役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携している。

各学科においては、教務・研究・行事や学科活動について主な担当を決め、組織的な連携体制を確保している。さらに、就職活動の進捗状況、学生生活における問題、合理的配慮に関する問題等を、定期的で開催される学科会議内にて必要に応じて協議している。厚生労働省の指定するところに準拠する学科においては、教職員の連携、職員である実習助手と教員の役割分担の明文化、教員が教育に専念できるような環境整備を採っている。

研究活動においてはその大半が個々の教員で行われているが、一部学科においては科学研究費における研究遂行、学生の研究遂行において、事務担当者がサポートしている。

このように組織的かつ効果的な教育研究活動を概ね実現している。

<授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。>

本学は、優秀な学生に教育的配慮の下にアクティブ・ラーニング（問題解決型学習等の能動的学習をいう。）を取り入れた教養コア科目及びキャリア支援における授業において、教育補助業務を行わせる場合の取扱いとして「活水女子大学スチューデント・アシスタント規程」を定めて指導補助を行っている。

また、学科運営においてこれを必要とする場合は、内容に応じて適任者に行わせるとともに、学生への連絡や種々の相談の対応を学科事務員が行い、個々の教員にも連絡して協働して対応している。学生に関する問題は事務員と共有し、必要に応じて学科会議で協議し、相互が綿密に連絡を取り合うことで組織的かつ効果的な教育活動を実施している。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・ 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

<教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。>

教員の募集・採用・昇任等に関わる事項は「活水女子大学教員任用規程」及び「活水女子大学教員選考委員会規程」に明確な基準及び手続が記載されている。各学科ともこれに則り、人事を行っている。

まず、選考委員会を設置して審議する。教員の募集は、原則として公募で行う。選考委員会は、教授会の議を経て学長が招集し、学長が委員長となり開催する。選考委員会は、採用希望者の提出した履歴書、教育研究業績書等に基づき 1 次書類審査を行い、次いで通過者の面接審査及び模擬授業等による 2 次審査を行い、採用予定者を決定する。選考委員会は、採用予定者決定後、速やかに学長へ報告し、学長は、部長・主任会及び教授会の議を経て採用候補者を決定する。全学教授会の議を経ることにより、公正性が保たれている。

教員募集については、原則として任期制による採用としている。任期付教員の任期は、同一資格で3年を限度とし、任期満了の概ね1年前に、任期を更新するか、あるいは任期なしの教員とするか常務委員会で諮り、その後全学教授会の承認を得ることとしている。このように教員の任用については組織的かつ公正に判断し、より適切な処遇になるよう努めている。

教員の昇格等については「活水女子大学教員任用規程」に則り、学長は、候補者について当該学科に予備審査を命じ、当該学科主任は、予備審査の結果を遅滞なく学長に報告する。次いで学長は資格審査委員会を設け、その構成員は、教授会の承認を要する。資格審査委員会は、「活水女子大学教員資格審査基準」及び「活水女子大学教員資格審査基準に関する内規」に則り、研究・教育業績、学内業務、社会活動等に対する貢献度を総合的に審査する。資格判定会議は、教授会にて行うことと定めているため、学長は、資格審査結果について全学教授会に諮り、承認を得て決定する。

以上のことから教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。

<年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。>

教員組織の年齢構成や性別などの多様性については、募集・採用・昇任等に関わる協議の中で可能な限りの配慮が行われており、現状では特に著しい偏りはない(根拠資料 6-2)。

2023年5月1日現在

学部・学科等の名称	専任教員														
	教授			准教授			講師			助教			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
国際文化学部 英語学科	1	2	3	1	1	2	3	2	5	0	0	0	5	5	10
国際文化学部 日本文化学科	4	1	5	1	3	4	0	2	2	1	0	1	6	6	12
音楽学部 音楽学科	3	1	4	0	0	0	1	2	3	0	1	1	4	4	8
健康生活学部 食生活健康学科	2	2	4	2	2	4	1	3	4	0	1	1	5	8	13
健康生活学部 生活デザイン学科	2	2	4	1	1	2	2	0	2	0	0	0	5	3	8
健康生活学部 子ども学科	0	4	4	1	1	2	2	3	5	0	0	0	3	8	11
看護学部 看護学科	2	6	8	0	2	2	1	6	7	1	3	4	4	17	21
(大学全体の収容定員に応じ、定める専任教員数)															
計	14	18	32	6	10	16	10	18	28	2	5	7	32	51	83

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教

員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・ 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・ 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・ 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・ 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運

営等が適切になされるよう図っているか。

<教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。>

各学科からの資料に基づく報告を総合的に判断し、概ね適切だと言える。具体例として、複数教員が担当する授業の方法について現状や改善点・教育内容について話し合い、それをもとに次年度の内容やテキストを決めていること、学科研修会や学会誌の発行を行なっていること、学科独自でティーチングポートフォリオについての FD を開催し、それらを次年度の授業計画等に反映していること、学科 FD として教員相互の授業参観を実施していること、大学全体で行われる授業評価アンケートの結果や卒業時アンケートの結果に対する改善策等のコメントを学科教員で共有していること、各領域会議内で教員同士の授業に参加して評価していること、などがある。

<教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。>

本学は、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取組として FD 活動を行っている（根拠資料 6-3）

具体的には、教員の研究活動の支援のために「科研費獲得セミナー」を開催した。また、授業改善のための「ICT 教育研修会」や学生による授業評価アンケートで評価が高かった教員による「グッドレクチャー賞受賞者による FD—教育方法について—」、さらに、教員自身の教育活動を俯瞰し、日頃の教育活動の理念・信念を明らかにし、自身の授業改善に役立てるためのティーチング・ポートフォリオワークショップを実施した。2023 年度ティーチング・ポートフォリオワークショップに参加した教員が、グッドレクチャー賞を受賞し、授業方法についての学内 FD の講師を務めた実績があり、成果を得ている。

看護学科では、「地域貢献について」をテーマにした学科 FD を実施している。2023 年度及び 2024 年度の公開講座では、それぞれ 3 講座を実施し、地域貢献活動を実践している。また、長崎医療センターとのユニフィケーション事業締結し、研究・学会発表の支援などを行っている。

<大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。>

本学では、採用・昇任時における資格審査のために、該当教員に業績一覧を作成・提出させ、各学科で作成した評価基準に沿って評価し、採用・昇任時に適用している（根拠資料 6-4）。また、毎年の学事報告において、個人の研究活動の年次報告が公表されている（根拠資料 6-5）。さらに、個人研究費の追加申請制度や、各種全学 FD への参加を通して、教育・研究活動の活性化を図ることに寄与している。

本学では、「活水女子大学教員表彰規程」に基づき、「学長顕彰」及び「グッドレクチャー（Good Lecture）賞」を行っている。原則として、期末手当において表彰を処遇に反映させている。教育活動、研究活動等の活性化を図る取組であるといえる。

しかしながら、昇給・降給を含めた厳格な意味での教員業績評価制度は導入されてい

い。また、活性化に役立てるまでの PDCA が適切に回せていない状態にあるという指摘もある。

<教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。>

本学ではいずれの学科も該当しない。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。<評価の視点>

- ・ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

一部学科においては十分な評価となっていない。以下、各評価の視点について記す。
<教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

取り組み例として、次年度開講科目一覧を作成する際に教員組織について点検・評価する、年3回の学長報告作成時に点検・評価する、教員相互による授業参観（根拠資料 6-6）を通して点検・評価する、学科内や領域内における会議を通して点検・評価する、などがあるが、特段行っていない学科もある。一部学科は専門分野が多様であるため、十分に課題を浮び上がらせ改善できるところまでは行っていないとして、低評価となっている。

<点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

教員組織に関わる事項の改善・向上の具体例として、採用人事における取り組みへつなげる、授業参観におけるフィードバックを通して授業改善につなげる、学長報告を学科教員間で共有することで次年度に向けた改善・取り組みにつなげる、課題が明らかになった場合にその都度改善する、などがある。一方、教員個々の自己点検・評価については具体的に行っていないとする学科もある。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、大学として求める教員像や各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を定め、適切に運用している。教員の性別構成では女性教員が半数以上を占め、女子大学として学生が社会で活躍する上でのロールモデルを示すことができていると考える。個別の学科において、「理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が見られる（期待できる）もの」として、教員相互の授業参観による教育改善の仕組みを構築し、十分な検証ができるまでの成果は得られていないものの教育改善の有意な成果が期待できる仕組みがあり、これは長所と言える。

問題点としては次の2点が挙げられる。

- ・ 教員の業績評価が導入されておらず、個別の年次報告書で終わっており、PDCAが適切に運用できない状況にあることから、教員が大学としてふさわしい水準を確保する点の検証が出来ていない点である。
- ・ 年齢構成の点で、60歳代の専任教員の割合が増加しており、これからの数年間に一定数の教員が定年退職する年齢を迎えることから、中・長期的な視点での人事計画を行う必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

本学が定めているところの、大学として求める教員像や各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針は、今後も適切に運用していく。また、半数以上を占める女性教員には引き続き、女子学生の社会活躍する上でのロールモデルを示していく。一方、教員の業績評価が導入されていないことについて、業績評価基準の検討が求められているものの、各専門分野での人材に限りがあるため、厳格な個人評価制度を導入することは困難が予想される。また、年齢構成の点でのアンバランスについては既述のように、これからの数年間に一定数の教員が定年退職する年齢を迎えることから、中・長期的な視点での人事計画を行う。

(2) 全体のまとめ

本学は設置基準上必要な専任教員数を満たしており、研究指導担当教員の資格についても内規で定めている。また、毎年FDを実施して、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善などに取り組んでいる。教員組織の編制方針、その方針に基づいた教員の編成は適切であり、教員の募集、採用、昇任等についても適切に実施されている。

大学全体として、教員の業績評価が導入されていないことは課題である。教員組織に関わる定期的な点検・評価が個別の年次報告書で終わっており、PDCAが適切に運用できていないという評価もあるため、業績評価基準の作成を検討しなければならない。

以上の点から、一部において課題もあるため、改善に向けて努力していく。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
大学基準に関わる基本方針	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/university_standards_basic_policy.pdf
備考： 「情報公開」ウェブページ	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html

○「基本情報一覧」の説明

法令事項といった基礎的事項の状況等の基本的な情報を一覧化する。この一覧で示した資料は、点検・評価報告書本文の根拠資料としても利用できる。

1. 現状分析

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・ 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・ 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・ 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・ 学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・ 障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・ 学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・ 遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・ 学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・ 学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・ 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・ 各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・ 上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

＜学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。＞

本学は、「大学基準に関わる基本方針」において、学生支援に関する大学としての方針として、以下のとおり定めている（根拠資料 7-1）

キャンパスライフの満足度を高めるために、学生一人ひとりへの支援を充実させる。

【修学支援（学習面）の方針】

自律的に学習が進められるようサポートする。

【修学支援（経済面）の方針】

学生の実態に応じて経済的支援を行う。

【生活支援の方針】

心身の健康等に配慮する。

【進路支援の方針】

「社会的及び職業的自立に関する指導（キャリアガイダンス）」を定め、主体的な進路選択を支援する。

【障がいのある学生支援の方針】

「活水女子大学障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン」を定め、学修を支援する。

【学生の基本的人権の保障】

「活水学院人権憲章」に則り、「活水女子大学人権ガイドライン」を定め、学生の基本的人権を保障する。

本学は、学生一人ひとりの学生支援を通じて、安心安全な学生生活と自律的な学習、主体的な進路選択ができるよう、環境づくりを行っている。

学生支援を行う部署は、教務課、学生生活支援課、就職課、国際交流・留学センター事務室、看護学部事務室である。教務に関する事項は教務課にて、学生生活に関する事項は学生生活支援課にて、進路に関する事項は就職課にて、国際交流に関する事項は国際交流・留学センター事務室にて担当している。それぞれの業務内容は、「活水学院事務分掌規程」に定めている。

本学は、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っている。具体的には、障がい学生に対するの支援では、障がい学生支援委員会と各学科、学生生活支援課が協働で合理的配慮の提供を行っている。進路支援では、教員が正課授業のなかで、職業的自立に向けたキャリア教育として「キャリア形成講座」や「インターンシップ」を開講し、キャリア形成を図っている。就職課では、学生への就職活動支援や個人面談、企業情報提供な

どを行っている。

このように、学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援しているといえる。

<各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。>

本学では、学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置している。具体的には、第一に、保健室において専任の保健師 1 名が学生の定期健康診断や健康の保持増進のための健康教育に従事しており、月 2 回程度校医（内科医）による学生のための「健康相談」の時間を設けている（根拠資料 7-2）。第二に、学生相談室を設置しており、専任教員（精神科医、看護師（精神看護学専門））2 名及び非常勤カウンセラー（臨床心理士）2 名により、東山手キャンパスは、月～金の毎日 12 時～16 時の間、大村キャンパスは、3 回／月 火曜日に実施をし、学生対応を行っている（根拠資料 7-3）。第三に、就職課には、キャリアコンサルタントの有資格者がおり、専門的な知識・能力や経験を有するスタッフが支援を行っている。第四に、子ども学科では、公認心理師の資格を持つ教員が課題のある学生や相談希望の学生に個別面談を行う体制を整えている。看護学科では、看護学科教員はほぼ全員が看護職（1 名以外）であり、各期各最低 1 回は、チューター面接を行い、学修支援や健康面を含む生活指導を学科独自で作成した健康手帳を用いて指導を行っている。

<学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。>

本学は、学生支援に関する情報提供を適切に行っている。具体的には、第一に、学生に情報を提供する手段の一つとして、WEB 学習支援システム「活水くすのきポータル」を活用している。また、「活水キャンパスガイド」を配付し、学生に必要な支援に関する情報の提供を行っている。第二に、各種奨学金の案内や必要な情報提供は、学生には、ホームページ、「活水くすのきポータル」等で、生計維持者には、ホームページや文書等で案内している。また、特に奨学金等経済的支援が必要な学生には、学科教員にも案内を依頼している。学生の利用しやすさについては、各種資料の提供等を大学内の Teams 共有で行っており、随時確認ができるため概ね適切に対応できている。第三に、学科においては、学科準備室を設置し、学生への各種のお知らせや相談など支援の窓口として機能していることや、学科準備室前の掲示板に掲示して情報を提供しているなど、学生の利用しやすさに配慮している。

<学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。>

本学では、学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備している。第一に、学生の修学支援として、WEB 学習支援システム「活水くすのきポータル」を運用している。このシステムにより、履修登録、授業時間割、休講・補講の確認、成績確認などが可能で、オンライン授業用ツールとしても活用されている。学生の修学上

の相談体制としては、クラス担任制、チューター制、担当職員制を設けており、学生の学修や生活上の相談サポートを行っている。また、オフィスアワーを設定し、学生が教員の研究室に向いて相談できる時間を設けている（根拠資料 7-2）。第二に、本学では、教職希望者の学習サポートのために、専門のスタッフを配置した教職支援室を設置し、教員採用試験対策講座や補習学習などの機会を提供している（根拠資料 7-4）。また、日本文化学科においては、国語教員資格をめざす学生を支援するための特別授業を複数回開講している。第三に、就職課においては、公務員希望者に対する公務員試験対策講座を開講して、学習のサポートを行っている。第四に、音楽学科では、アップライトピアノとグランドピアノを備えた個室の練習室を完備しており、授業時間前から日中の時間帯、放課後の時間帯を利用できるようにしている。子ども学科では、成績不振を解消するために、毎年、面談を行っているほか、アドバイザーやセミナー担当教員や相談活動を行い、支援を行っている。保育実習の評価が低い学生には補充指導を行っている。看護学科では、国家試験対策として、1年次・2年次は、年度末に、講義外補講として2日間人体の構造と機能に関連した学習会を2023年度から実施しており、次年度に向けた学習支援を行っている。また、4年次は国家試験対策として、年間スケジュールを作成し、教員による補講や成績低迷者に対する強化補講などを実施し、学修支援を行っている。

<障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。>

障がいのある学生に対する学修支援は、「活水女子大学障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン」及び「活水女子大学障がい学生支援委員会規程」に定めており、これらに添った支援を実施している（根拠資料 7-5）。

合理的配慮支援については、主に発達障害や精神障害等の学生がこれを希望する。そのため、①学生が相談しやすい体制づくりを整える、②支援が必要な学生の状況に応じて迅速な判断や対応を可能にすることを目的とし、規程の改正や「合理的配慮フローチャート」（根拠資料 7-6）の見直しを行った。また、健康診断時（4月）のスクリーニング検査項目の見直し（発達障害に注目をした）も行い（根拠資料 7-7）、2024年度から実施している。本スクリーニングの結果、カウンセラーとの迅速な連携により、授業開始前には、合理的配慮を希望する学生に対し、学生相談室長と学生生活支援課担当職員が面談を行い、個々の学生に応じた配慮内容について合意形成を行うことができた。その後、当該学科や非常勤講師などの科目責任者との調整もスムーズに行えた。以上により、障がいのある学生の実態に応じて修学支援を概ね適切に対応できている。

併せて、講義日や課題のスケジュールリングが難しい学生に対しは、学生生活支援課担当職員が情報の整理のサポートを行っている。また、合理的配慮を行っている学生に対し、学習について困難さを感じていないか定期的にメール・Teamsによる確認や面接を行い、サポートを行っている。

現在、肢体不自由等にて、車いすを利用する在学生はいないが、今後入学する学生も想定し、次年度（2025年）学内特別事業予算の申請を行い、スロープの設置などバリアフリー化に対し段階を追って対応できるように調整を始めた。

外国人留学生の支援については、「国際交流・留学センター規程」に基づき、国際交流・

留学センターが中心となって入学から卒業まで一貫して支援を行っている。定期的にセンターミーティングを行い、情報の共有や学生支援に向けた取組を行っている。4月と10月に新入生ガイダンスを実施し、本学での学生生活が充実したものになるよう努めている。

<学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。>

本学は、学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応している。具体的には、成績不振の学生の状況把握と指導については、fGPAのデータ（2.0未満）を基に担当教員が学生と面談して、改善及び指導を行っている。担当教員は、面談後指導したコメントを教務課に提出し、指導内容を共有している。学生の状況把握と指導の時期は、前期と後期の年2回行っている。退学希望者の状況把握と対応については、退学を希望する学生が所属の学科教員に申し出て、学科主任や担当教員と面談を行う。退学希望者が教務課に退学届を提出する前の段階で、相談できる体制を整えている。

学科での対応の具体例として、当該学生に対しては、主に担任が適時面談を実施し、必要に応じて保護者も含めて面談を実施する。面談後も当該学生の保護者と教員間で、家庭や大学での様子について情報交換を行い、家庭と大学両面での支援を行う。当該学生への対応は、学科全体として共通認識の上で行われる必要があるため、当該学生の情報や面談の状況等については、学科会議にて担当教員から報告がなされ学科全体で共有し、対応している。子ども学科では、休学後復帰した学生に対しては、公認心理師の資格を持つ学生支援担当教員の面談を行ったり、学科主任から保護者に連絡や相談を行ったりするなどして対応している。看護学科では、学修の継続に困難さを抱える学生に対し、年度末に学習会の実施や、全学で開催されている父母会とは別に、「看護学部父母の会」を2023年度10月から実施をしている。会では、学内での国家試験対策を含む学習支援や就職支援などの全体説明と、保護者個別面談を実施し、自宅での生活・学習環境について家族のご協力が得られるように保護者個別面談を実施し、留年者の学修が計画的に進むよう学科を挙げて対応している。

<遠隔授業をはじめ教育等でITCを活用する場合は、ITC機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。>

本学では、オンライン授業や学習支援システムを活用した授業を円滑に受講できることを目的として、ノートパソコンの必携を定め、学生にアナウンスしている（根拠資料7-8）。学科ごとに4台のノートPCを用意し、学生への機器貸与に対応している。機器貸与について、貸し出し期間は当日のみで使用場所も学内のみとなる。

学内ではWifiを拡充し、講義時のノートPCやタブレット等円滑に使用できるよう、整備がなされている。

<ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあつては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。>

新型コロナウイルスが 5 類に移行して以降は、本学の授業は対面授業を原則としているため、学生の通信環境へ配慮した対応まではとっていない状況である。ただし、実習等の都合により、オンデマンドを受ける講義などの機会があるが、学生に自宅での学習に不便さがないか、各学科で学生に確認を行い実施している。合理的配慮を受けている学生で、一部オンライン・オンデマンドを受講している学生に対しては、自宅での通信環境を確認し、受講してもらっている。

< 学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。 >

本学は、学生に対する経済的支援を学生の実態に応じて行っている。本学独自の奨学金について、2022 年度から給付奨学金である活水女子大学奨学金と父母会奨学金採用枠を増やす取り組みを行った。日本支援機構給付奨学金（修学支援新制度）の採用者のように経済的支援が必要な学生は年々増加しているため、今後も学生が学び続けることができるよう、大学独自の経済支援拡充を検討していく。

学生への奨学金の案内については、活水ポータルサイトや Teams、掲示により周知し、説明会も実施し、学生に情報が届くようにしている。

< 学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。 >

学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を学生の実態に応じて行っている。学科の対応の例として、学生に異変や問題が生じた場合は、担当教員と学科主任が協議して対応し、必要に応じて学生相談室と連携している。

学生の抱える心身の課題について、公認心理師の資格を持つ教員や養護教諭の経験のある実務家教員が、その専門性を活かして対応している学科もある。

保健室の利用実績は、2023 年度 182 名、学生相談室の相談件数は 2023 年度 152 件であり、対面での相談だけでなく、オンラインやメール、電話でも対応することできめ細やかな対応を行っている。

< 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけ ICT を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。 >

学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っている。具体的には、10 月に学園祭である「蛍雪祭」を実施し、演奏や模擬店の出店、他大学からのサークル参加など学生の交流の機会を確保している。また、体育系や文化系など様々なサークル活動を行っており、学生は、その活動を通じて人間関係の幅を広げ、交流を図っている。日本文化学科では、必修科目である「基礎セミナーⅠ～Ⅳ」において、学生相互の交流機会がある。また、7 月に開催した卒業論文中間発表会や 2 月に開催した卒業論文発表会を通じて、普段交流のない学生間の交流が可能となっている。子ども学科では、学生の交流の機会を設けるため、新入生オリエンテーションや養護実習・看護臨床実習では、学年を超えた実習報告会を行っている。

「ICT を利用した遠隔授業を行う場合において配慮がなされているか」については、実習等の都合により、限られた科目のみのオンデマンド授業であるため、学生が孤立となる機会は少ないと考え、特別な配慮は行っていない。合理的配慮を受ける学生は、オンライン・オンデマンドで受講する科目があるため、他学生との交わりの頻度は少なくなるが、対面授業参加時に、学生の特性に合わせて交わる機会を作り対応している。また、学生間での交わりが難しい場合は、科目責任者や学科教職員でコミュニケーションの機会を作り対応している。

<各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。>

進路支援の方針「社会的及び職業的自立に関する指導（キャリアガイダンス）」にもとづき、進路支援を行っている。具体的には、キャリア教育として、教養教育科目である「キャリア形成講座」を開講し、就職活動に必要な情報、コミュニケーション能力を始めとした社会人基礎力を養成し、就職活動へ直結できるようにしている。

学科の取組として、日本文化学科では、個別の講義科目内で、企業からのゲストを招いて特別授業を行い、地域やビジネスについて考える機会を設けている。地域ビジネスコースでは、企業訪問などの学外活動を通じて行政や企業の活動に触れる機会を設けている。2年次の「プレインターシップ」や3年次の「キャリアデザイン実習（長期インターンシップ）」を通じて、就労への意欲を高め、就職活動に結びつけている。食生活健康学科では、卒業生による企業説明会を実施し、キャリア形成につなげている。生活デザイン学科では、専門分野の業界説明について、資格学校から講師を招いて実施している。子ども学科においては、養護教諭をめざす学生に対して、定期的に教員採用試験に向けた学内模試を行い、学業の状況を把握し、励ましながら就職支援を行っている。看護学科では、1年次よりキャリア支援Ⅰ（必須）で各専門領域における教員の講義、や、OGとの交流会を年2回実施し、キャリア教育としている。また、助産師課程への進学を希望する学生に対し、母性看護学教員が教育支援を実施、保健師の就職支援は、公衆衛生領域教員が支援を行っている。

東山手キャンパスにおける就職活動支援については、就職課が行っている。具体的には、第一に、就職課オリジナル「就職ガイド」（毎年改訂）を作成し（根拠資料 7-9）、説明の場を設け、学生の就職活動マニュアルとして活用や就職情報の提供を行っている。第二に、地域社会のニーズに応えるため、長崎県内企業等の情報提供を積極的に行い、県内就職への動機づけと定着に繋がるようなイベントも実施している。第三に、本学は女子大ということもあり、女性活躍推進会議と協働で女性の活躍についての講座（根拠資料 7-10）や情報提供等も行っている。

大村キャンパスにある看護学科では、ゼミ担当教員が、論文指導、面接指導を行い、就職支援を行っている。また、毎年4月には、学内就職合同セミナーを開催し、九州から関東まで幅広い臨床から説明会に参加され、学生は1年次よりセミナーに参加し、早期に就職への動機づけを行っている。

また、中期計画において、実就職率100%の目標を掲げて支援を行っている。具体的な取組は、以下のとおりである。

- | |
|--|
| ① 就職ガイダンス、各種セミナーにおける満足度 4.5 以上（5 段階評価） |
| ② 3 年生全員（国・音・健の 3 学部対象）に対する就職課個人面談率 100% |
| ③ 教員対象の就職支援研修会を開催、教員の参加率 100% |

①においては、学生の満足度 4.5（5 段階評価）を目標として毎回評価アンケートをとり、次回充実に向けて改善、充実を図っている。2023 年度の評価平均は 4.7 であった。

②においては、学科教員とは別に就職課員が学生ひとり一人への詳細サポートができるよう、個人面談を実施し（根拠資料 7-11）、学科教員及び課内で情報共有し支援している。

③においては、全教員に対して、現在の就職活動全般の流れや具体的にどのような支援が必要か等の研修会を実施し、就職課員のみならず学科教員における支援の充実を図っている。2023 年度専任教員の参加率は 84.7% であった。

よって、適切に進路支援を行っている。

<上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。>

本学は、クラブ・サークル活動等正課外活動の支援を行っている。学生の自治活動である学友自治会は、徴収した会費を原資として予算を立て、本学が公認したすべてのクラブや同好会に対して部費や活動場所（部室等）を支給している。特に、吹奏楽部、サッカー部、新体操部を活水学院文化・スポーツ振興プロジェクトとして位置付けており、「活水学院文化・スポーツ振興委員会規程」に基づき、活水学院文化・スポーツ振興委員会を設置して重点的に支援し、指定した文化・スポーツ（吹奏楽部、サッカー部、新体操部）において、特に優れた資質を有する者及び競技会等で優秀な成績をおさめた者を対象に授業料及び施設設備費相当額の給付を行い、優秀な学生を受け入れることを目的とする活水女子大学文化・スポーツ振興特待生制度を設けている（根拠資料 1-1）。その他に学生の教育活動を支援する目的で運営されている活水父母会により、学生の課外活動に対して経済的支援を行っている（根拠資料 7-12）。

学科の正課外活動として、食生活健康学科では、2023 年度の実績として、長崎県食育向上委員会、JA せいひ、ながさき BLUE エコノミーとの連携活動を支援している。これらはいずれも本学科で学ぶ学生の特性を活かした活動である。看護学科では、長崎医療センター集団災害訓練において、3 年次学生が参加、長崎空港航空機事故対処総合訓練に 2 年次学生、大村市災害訓練に、1 年次学生が参加した。各災害訓練は、学生委員会の教員が引率・参加し、学生参加等窓口は事務担当者が行き、当該ボランティア支援を行った。

よって本学は、学生の正課外活動の必要に応じた支援を概ね行っている。

<ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。>

本学は、「活水女子大学人権委員会規程」にもとづき、人権の保障を図る取組を行っている。学内における基本的人権の保障に対しては、まず、人権委員会において、2024 年 5 月に人権委員を対象とした学内研修会を行い、一般的な事例など様々な対処法を学び、委員のスキルアップを図った。この研修の目的は、新任の人権委員をはじめ、ある程度経験のある委員に対しても、実際に事案が発生した際の対応、対策などの知識を習得することに

あった。一連の解決手順を学ぶ良い機会となった。また、教職員を対象にコンプライアンス研修を8月に実施した（根拠資料 7-13）。人権委員会と学院事務局とが協力し、教職員を対象としたコンプライアンスやハラスメントに関するSDを実施することで、学内におけるハラスメントの防止に努めた。講師は、学院顧問弁護士が担当し、学校の危機管理の側面からも理解を深めた。

学生に対する取り組みとしては、全学生にWEB上で配付している「キャンパスガイド」に、ハラスメントに関する周知や、相談窓口の案内を記載し、学生の保護や人権保障に努めている。さらに、入学直後に、全学生に対し「学生相談室ハートルーム」に関する案内メールを一斉配信し、心や体、対人関係、勉強のことなど何でもご相談できることを周知し、学生の利用を促した。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。＜評価の視点＞

- ・ 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。＞

本学では、「活水学院点検・評価規程」、「活水女子大学内部質保証推進規程」、「活水女子大学点検・評価内規」に基づき、点検・評価を定期的実施し、学生支援に関わる事項について現状を把握している。また、学生生活実態・満足度調査を実施し、学生の生活実態やニーズを把握している（根拠資料 7-14）。

＜点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。＞

学生生活実態・満足度調査の回答を踏まえ、学内施設設備の整備や改修などを行っている。2023年度は学生ホールへの電子レンジや給湯器を設置し、学生の利便性の向上に努めた。また、学生食堂運営会社の変更し、「活水カフェテリア」として豊富なメニューを提供する取組を行った。また、LINEや本館にある電子掲示板（デジタルサイネージ）でメニューの最新情報を公開し、利便性を高める取組を行っている。学生生活の満足度が高まるよう、取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

本学は、学生支援に関する大学の方針に基づいた学生支援の体制は整備できている。また、学生への学習面や経済面における修学支援、生活支援、進路支援についても支援体制

ができており、適切に実施運営ができています。障がいのある学生に対する合理的配慮についても 2020 年度より、本学では体制整備に着手し、学生は基より、教職員が対応に困らないよう文書や手続き等フィードバックを受けながら改善を重ねより良い対応を目指している。

【問題点】

<学生が孤立化防止のための人間関係構築に繋がる措置で、ICT を利用した遠隔授業を行う場合についての配慮>についての体制の整備ができていなかった。

合理的配慮を受けている学生へのフォローアップは、学生数が増加傾向にあることに伴い、すべての学生に対し対面での面接は実施できていない。

現在、肢体不自由な学生や視聴が困難な学生は在学していないため、必要な機材やバリアフリー化した環境等検討が進んでいない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では大学方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれの役割を果たしながら支援を行っている。支援に関しては、小規模ながらも必要な知識や経験を有する専門家を配置し、体制を整えている。しかし、年々増加している支援を必要とする学生に対応するためには、過不足のない人員配置の整備が望まれる。

情報提供については、ポータルサイトなどのツールを活用し、学生支援に関する情報を提供している。また、規程改定に伴い、相談窓口の拡充にも取り組み、組織的な支援を強化している。今後、より一層相談しやすい環境を整え、学生との信頼関係構築に努める。

学生生活の活性化を目的に規程を見直したことは新たな取り組みである。特定の強化クラブに支援が偏ることなく、全てのクラブ・サークル活動が活性化し、キャンパスライフの充実が期待される。

学生の孤立化防止（ICT を利用した遠隔授業）に関しては、具体的な施策がまだ講じられていない。今後は、保健室や学生相談室での支援に加え、教務部や学科との連携強化を図りたい。

今後、肢体不自由や視聴覚に困難さを感じる学生が入学することを想定し、在学生や、教職員に環境（アメニティ）に関するアンケート調査等を行い、学修しやすい環境づくりを継続して進めていきたい。

第 8 章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
大学基準に関わる基本方針	<a href="https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukouka
i/university_standards_basic_policy.pdf">https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukouka i/university_standards_basic_policy.pdf
備考： 「情報公開」ウェブページ https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
コンプライアンス推進規程	https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/compliance.pdf
活水女子大学研究倫理規定	<a href="https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhouk
oukai/rinri_kitei.pdf">https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhouk oukai/rinri_kitei.pdf
活水女子大学研究活動における不正防止計画	<a href="https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhouk
oukai/husei_boshi.pdf">https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhouk oukai/husei_boshi.pdf
活水女子大学における研究者の行動規範	<a href="https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhouk
oukai/kodo_kihan.pdf">https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhouk oukai/kodo_kihan.pdf
活水女子大学における研究上の不正行為防止に関する取扱規程	<a href="https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhouk
oukai/toriatsukai_kitei.pdf">https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhouk oukai/toriatsukai_kitei.pdf
備考： コンプライアンス等に関する情報 https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html#anchor11	

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環

境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・ 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・ 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・ 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

<教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。>

本学は、「大学基準に関わる基本方針」において、教育研究等環境の整備に関する大学としての方針として、「学生の学修や教員の教育研究活動に対し適切な環境を整える。また、教員の健全な研究活動を支援する。」と定めている（根拠資料 7-1）。具体的には、学生の学習環境については、学生ホールとともに教室を授業使用時以外も開放している。また、図書館の利用内容については、図書や雑誌の閲覧、貸出、複写、自習デスクや DVD などの視聴ブースの配置、レファレンスサービス、パソコン利用、電子資料の提供などであり、学外からも図書館資料の検索ができるよう図書館独自のホームページを開設している（根拠資料 8-1）。また、情報処理教室（東山手キャンパス 4 号館に 3 教室、1 号館に 1 教室、大村キャンパスに 1 教室）を設置しており、授業が入っていない場合には、自習学習ができるようになっている。これらの必要な情報は、学生に配布している「キャンパスガイド」（根拠資料 7-2）に掲載しており、学生は、寺領できる学習環境の情報を得ることができる。教員の教育研究環境については、規程に則り各教員に個室の研究室（助教に関しては一部共同研究室）を、また実験系の学科には研究室のほかに共同実験室を設置しており、概ね適切に整備している（根拠資料 8-2）。

<学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。>

本学は、教室と学生共用施設に Wi-Fi 環境、研究室に LAN を敷設している。また、学生が情報処理教室を利用した場合、プリンター印刷を無償提供している（根拠資料 7-2）。2023 年度は情報センター特別事業として各種サーバーの更新とアクティブラーニング教室デバイスの入替更新を実行して活用の促進を図った（根拠資料 8-3）。

<学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。>

本学では、1 年次前期教養必須科目「情報処理基礎」において、情報倫理に関する内容を

組み込んでいる（根拠資料 8-4）。教職員については、2024 年 3 月に ICT 教育研修会（ICT を活用した授業実践事例）を実施し、それを通して情報倫理の確立を図っている（根拠資料 8-5）。今後も、ICT 教育研修会の内容を検討しながらさらに情報倫理の確立を図っていく。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

＜評価の視点＞

- ・ 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・ 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

＜教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。＞

本学は、図書館に関する規程に則り、図書約 31 万冊、雑誌約 1,950 種、電子ジャーナル約 37,000 種、電子書籍約 570 点、データベース 10 種、視聴覚資料約 15,000 点を学科の教育目的と各ポリシーやシラバス等に基づいて整備しており、適切と考える（根拠資料 8-6）。

＜図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。＞

本学は、東山手図書館業務に携わる図書課を設置し、図書館司書 3 名（兼務 1 名、常勤嘱託 1 名含む）、司書教諭 1 名の専門的な知識を有する専任職員が所属する（根拠資料 8-7）。他大学が放課後は非専門職による貸出返却及び閲覧のサービスに限定するなか、交代制勤務によって開館から閉館まで有資格者をカウンターに常時配置してレファレンスに対応する体制を維持して教育研究活動を支援している。看護学部図書館には、図書館司書資格を有する常勤嘱託職員 1 名が配置し、学内連絡便を用いた資料の相互利用や図書課による他機関資料の利用手続き代行などを行っている。

本学は、各キャンパスの図書館の施設設備として座席計 190 席、利用者用 PC 計 12 台、プリンター、館内 Wi-Fi、資料複写機、視聴覚資料再生機器を整備しており、総じて図書館等の施設環境は適切であると考え（根拠資料 8-8）。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な

研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・ 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・ 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

<研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。>

本学は、「大学基準に関わる基本方針」において、教員の研究に対する基本的な考え方として以下のとおり示している。

- ① 研究費を支給し、研究室を配備する。
- ② 研究に専念できる制度を整える。
- ③ 研究倫理に対する意識の向上を図り、研究活動における不正を防止する。

研究費の交付については、「活水女子大学個人研究費交付規程」に定めている。また、特別研究費については「活水女子大学特別研究費助成規定」に基づき、また、研究図書出版については「活水女子大学研究図書出版助成規程」に基づき、助成を行っている。具体的には、6月定例教授会で告知して、研究活動に係る費用の助成を図った（根拠資料 8-9、8-10）。研究費の追加配分については、「活水女子大学個人研究費追加配分会議規程」に基づく当該会議にて対象者及び配分額を決定している。

研究室については、講師以上の専任教員に1人1室、助教は1~2人に1室を整備している。また、「活水女子大学教員服務内規」において、大学での勤務日数を週4日と定める以外では自宅研修を認め、研究に専念できる時間を保証している。

専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援については、研究支援専門職を置いてはいないが、科学研究費申請の作成にあたっては、東山手キャンパスにおいては総務課職員が、大村キャンパスにおいては看護学部図書事務室員が科学研究費申請担当職員として申請書類の内容確認を行っている。科学研究費申請担当職員は、オンデマンド配信の「科研費獲得ウェビナー」に参加し（根拠資料 8-11）、科学研究費獲得の支援を行っている。また、若手研究者育成のための仕組みの整備については、研究に関するFD活動において実施している。具体的には、2023年度全学FDとして「科研費等競争的資金を獲得するために」をオンデマンド配信で行った。科研費研究計画調書の基本要件や科研費研究計画調書作成の実際など、若手研究者の育成に支援する内容である。

研究活動の支援として、図書館が機関リポジトリの運用に従事し、教育研究活動の業績である紀要論文等を公開することにより研究活動の促進を図っている（根拠資料 8-12）。また、図書館ネットワークを利用した相互協力を多様な館種の図書館と行い、教育研究活動に係る資料提供を実施している。

以上のことから、支援や条件整備を十分に行い適切に研究活動の活性化につなげている。

<研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。>

本学は、教員及び学生が人を対象とする研究を実施する際、対象者固有の権利を尊重し、ヘルシンキ宣言の主旨に沿って一般研究、臨床研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究が、倫理的配慮及び個人情報の保護を遵守すること等を基に行われることを審査するために、倫理委員会を設置している。教員の研究においては、申請者は倫理委員会に申請し、研究の目的の妥当性、対象者に対するインフォームド・コンセントの内容、対象者の同意、対象者の人権に対する配慮、予見可能な危険性に対する対策、研究に関する倫理指針等について、審査を行っている。審査の判定は、審査結果通知書により申請者に交付し、学長に報告している。学生の研究に関しては、各学部倫理小委員会を設置して、教員同様の審査を行っている。これらの取組により、研究倫理の遵守を図っている。

本学は、研究活動の不正防止に関する規程を定め、研究倫理の遵守を図っている。具体的には、「活水女子大学における研究上の不正行為防止に関する取扱規程」（以下、「不正行為防止規程」という。）、「活水女子大学における研究者の行動規範」、「活水女子大学研究倫理規程」を定めて、研究倫理の遵守を図っている。

また、すべての研究活動上の不正行為を防止し、適正かつ効率的な研究活動の管理・運営を行うため、「活水女子大学研究活動上の不正防止計画」を策定し、不正防止体制を整えている。具体的には、不正発生要因（リスク）に対応する具体的な防止計画を立てて取り組んでいる。新任の専任・特別専任教員・外国人講師（助教・助手含む）は、「不正行為防止規程」第3条の2に基づき、『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』（日本学術振興会）を通読し、e-learning 受講後「修了証書」を本学に提出するとともに「研究倫理誓約書(理解度チェック付)」を提出する。この提出をもって研究倫理教育を受講したと認める。このように、研究倫理、研究活動の不正防止に取り組んでいる。規程等は、ホームページの情報公開に「コンプライアンス等に関する情報」として掲載している（根拠資料 8-13）。さらに、研究倫理や研究活動の不正防止を図るため、FD/SD を実施している。2023 年度では、SD として「コンプライアンス研修」（参加者 114 名）、FD として「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドラインの改正について」（参加者 52 名）を実施している（根拠資料 8-14）。当該 FD 参加については、研究倫理 e-learning 「eL CoRE」又は APRIN e ラーニングプログラム等の受講証明書の取得の参加は、任意としている。すべての教員に研究倫理研修の受講を行き渡らせるかが今後の課題である。

本学は、学生への研究倫理教育は、1 年次必須の「教養セミナー」の授業の中で実施した（根拠資料 8-15）。大学院生への研究倫理教育は、新入生に『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』の熟読並びに日本学術振興会研究倫理 e-ラーニング大学院生向けコースを受講と、その修了証書及び「研究倫理誓約書(理解度チェック付)」を研究科長宛に提出をもってこれを行っている（根拠資料 8-16）。併せて、研究科長より院生に倫理教育研修を実施している（根拠資料 8-17）

以上により、教員・学生に対して研究倫理の遵守を図る取り組みを行っていると考えられる。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

本学は、点検・評価活動として、「活水学院点検・評価規程」及び「活水女子大学内部質保証推進規程」に基づき、定期的に点検・評価を行っている。2020年度、2021年度に全学自己点検・評価報告書を作成し、定期的に点検・評価を行った。2022年度の認証評価結果を踏まえて、2024年度（2023年度対象）に自己点検・評価を実施している。さらに、学期ごとに実施している授業評価アンケートや卒業時アンケートの結果を踏まえ、それぞれの課題に対して評価を行い改善のための取り組みを行っている。

研究倫理・コンプライアンス教育について、実施内容や実施方法を検討しながら、すべての専任教員に毎年受講させていくかが課題である。図書館事業については、理事会並びに評議員会、学長便りの中で逐一事業計画、前期事業報告、成果と評価及び課題を報告している。また、『学事報告』で1年間の活動についての自己点検・評価結果を報告している。以上により概ね適切に把握していると考ええる。

本学は、施設の定期的な法定点検、メンテナンス等を毎年実施して安全性の確保に務め、必要に応じて修理等を実施して適切な環境維持に努めている。管財課にて点検・評価を行い、施設設備に係る事業計画と実績を事業報告書で公開している。情報センター課並びに情報センター運営会議が定期的に点検・評価を行った結果は、理事会、評議員会で報告している。

以上により定期的に点検・評価し、現状について適切に把握していると考ええる。

<点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

本学は、教育研究等環境の改善・向上に向けて「研究倫理規程」、「不正行為防止規程」を定め、研究倫理に対する意識の向上を図り、研究活動における不正を防止することに努めている。また、教員から提出された科学研究費申請について、科学研究費申請担当職員（東山手キャンパス1名、大村キャンパス1名）が「科研費獲得ウェビナー」の研修に参加し、当該申請書作成の支援を行っている。採択件数が伸びているわけではないが、改善に向けての取組を行っている。

学生生活実態調査の意見を参考にして OS の拡張や導入アプリの増加に伴う情報処理教室 PC の機能低下を改善する特別事業を 2024 年度に実行する予算を編成した。また、図書館では学生選書ツアーを継続して開催するなど改善・向上に取り組んでいる（根拠資料 8-18）。2023 年度は活水サービスの協力と支援があり、給湯機と電子レンジが学生ホールに設置された。

以上のように、教育研究等環境の改善向上に取り組んでいると考えられる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、図書館に専門的知識を有する職員が常駐して、資料の調査や情報探索などのレファレンスに対応している。専門職による特設企画は学生に好評を博すものがあり、展示本の貸出促進と図書館の利用促進に貢献している。選書ツアーは定員を超える申込があり、ツアーの購入本は学生のニーズに合うため貸出実績が著しい。一方で、全国的にも稀有で有数な経験を積み相当な知識を持つ司書のキャリアを異動により止めていることは、学生や教員の教育・研究支援並びに後進の育成に目立たないが大きな影響を与えている。専門性を考慮した配置が可能になるよう職員のスキルアップが課題である。

校舎等施設については、毎年法定点検や各種メンテナンス等を実施している。建物や施設設備の老朽化が著しく修理や取り換え更新を実施する必要があるが、中規模な整備ですら財政上困難な状況である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、「大学基準に関わる基本方針」において、教員の研究に対する基本的な考え方を示して、教員の研究活動を支援している。また、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取組を行っている。コンプライアンス教育や研究倫理教育について、すべての教員の受講に課題がある。定期的に点検・評価を実施しており、大学基準に照らして適切であると言える。

本学の校舎等施設は老朽化が著しく、大規模な整備が必要な状況であるが費用計上の課題がある。今後も教育研究環境方針に従い、毎年小規模の整備を企画・実行して改善・向上に取り組んでいく。また、教育研究に必要な資料整備においても専門的な知識と経験を有する職員によるソフト面の充実で図っていく。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
大学基準に関わる基本方針	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/university_standards_basic_policy.pdf
備考： 「情報公開」ウェブページ	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html

○「基本情報一覧」の説明

法令事項といった基礎的事項の状況等の基本的な情報を一覧化する。この一覧で示した資料は、点検・評価報告書本文の根拠資料としても利用できる。

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し

ていること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・ 社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・ 社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

<社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。>

本学は、社会連携・社会貢献に関する基本方針「教育研究の成果を社会に還元し、社会連携・社会貢献を適切に果たしていく。」を定め、各学部・研究科・諸組織に周知している（根拠資料 7-1）。この基本方針のもと、各学部・研究科並びに学外・地域センターでは、本学の特徴を活かした社会連携・社会貢献活動を行っている。

具体的な活動は次のとおりである（根拠資料 9-1）。国際文化学部英語学科では、「活水女子大学エリザベス・ラッセル杯英語スピーチコンテスト」、「高校生英語プレゼンテーションコンテスト」、活水高校での講座「将来学」を実施した。また、活水女子大学の学生と海星高校の生徒が、被爆者の被爆体験をイタリアの高校生に伝える被爆講話の会の開催、語学ボランティア活動を行っている。国際文化学部日本文化学科では、ラジオやテレビへの出演や地域のイベント「飯香浦そうめん祭」「ごほうびフェスタ」「1 day 活水カフェ」等に参加している。また、活水中学校で「マナー講座」を開催するなど、活水高校や中学との連携も積極的に行なっている。音楽学部音楽学科では、学科教員は九州各県の高校音楽コンクール、NHK の合唱コンクール等の審査に招聘されている。また、長崎 OMURA 室内合奏団と協定を結んでおり、同団の演奏会では学生がアルバイトに従事したり、インターンシップで実習を行っている。他にも長崎県美術館でのイブニングライブ、社会人レッスン、居留地フェスティバルへの参加、梅中ウェルカムコンサート等、地域社会の催しへ参加し大学生が持つ知識、技術を社会に還元した。健康生活学部食生活健康学科では、九州農政局・農業従事者・パールライスとの連携、JA 長崎せいひとの連携、長崎県と連携した食育推進事業、市民団体ゆめカステラプロジェクトとの連携、みらい長崎ココウォークでの食育推進イベントの開催などの取組を行っている。健康生活学部生活デザイン学科では、卒業研究の成果として卒業制作を中心とした作品展を長崎県美術館で開催し、市民に公開している。また、「陶磁器と異素材によるコラボ商品のデザイン開発」について、長崎県戦略デザイン科研究員とともに異素材・異業種の事例研究や調査。企画の検討等を行っている。健康生活学部子ども学科では、教育委員会関係の講演、保育関係その他、各種の機会に講師として貢献している。また、保育士養成協議会、キリスト教保育連盟等関係

機関と協力した活動を行っている。看護学部看護学科では、各教員の専門性を活かした講座を実施しており、市民の豊かな生活を支援する取組として、「体にやさしい「からだ」の使い方」等、多彩な公開講座を実施した。また、商業施設でのイベントとして、「アロマオイルを用いたハンドマッサージイベント」を実施し、160名の来場者が訪れた。大学院文学研究科は、文学研究科所属の教員全員が国際文化学部英語学科と兼任しており、学部の教員として様々な社会活動に営んでいるため、大学院独自の活動は行っていない。

本学では、自治体・企業・高等学校等と各学部・学科とを繋げる窓口として学外・地域連携センターを設置している。本学と地域社会との連携推進及び地域貢献を目的として設置された附置センターである。学外・地域連携センターは、以下(1)~(10)の事項を業務としている。

- (1) 学外・地域連携及び地域貢献事業に関すること
- (2) 学外・地域連携及び地域貢献活動の総合的な窓口機能に関すること
- (3) 産・官・学連携事業（地域大学、地方公共団体及び企業）の推進に関すること
- (4) 高大連携（高校と大学との接続における教育研究の連携）事業に関すること
- (5) 公開講座、市民大学など生涯学習を通じた地域連携活動の推進に関すること
- (6) 地域におけるフィールドワーク活動など、学生の学修、課外活動の推進に関すること
- (7) 本学の教育・研究成果の発信、普及活動に関すること
- (8) 地方公共団体及び地域の活動に対する支援の推進に関すること
- (9) 大学、市民団体、地域団体、行政機関等と連携したまちづくりへの寄与に関すること
- (10) その他前条の目的達成のために必要な事項

本学は、「高大連携の基本方針及び実施方針」（根拠資料 9-2）に基づき、高大連携を推進している。具体的には、学外・地域連携センターと各学部・学科が連携して高校の探究活動支援を行っている。連携協定先である長崎南高校や大村高校並びに希望があった高校に対して本学の研究者一覧を配付しており、高校生や高校教諭から質問に対応するなど高校の探究活動を支援する体制を整えている。（根拠資料 9-3）。

また、学外・地域連携センターでは、学生企画プロジェクト「りのみープロジェクト」（2024年度学生6名）を実施しており、センター員がプロジェクトの指導を行っている。「りのみープロジェクト」は、地域、行政、企業が連携し、長崎をよりよい街にするために学生が企画するプロジェクトである。具体的な活動として、2022年度では、長崎県主催の「女性の未来参画推進事業」に参加。「新幹線開通で福岡の学生に諫早にきてもらうためのPR」をテーマに、長崎県諫早エリアの魅力PRの提案やアイデアを行政等にプレゼンテーションした（根拠資料 9-4）。また、「こんな長崎どがんです会」（テーマ：女性に選ばれる長崎県づくり）では、長崎県知事をはじめ市民グループ等と意見交換を行った（根拠資料 9-5）。2023年度では、長崎空港ビルディング（株）と連携し、「りのみー」メンバーが考える長崎おすすめ観光プランを長崎空港のホームページに掲載する取組を行った。長崎空港利用者の満足度を上げると共に「りのみー」メンバーの長崎県に対する愛着を醸成することが目的である。2023年12月には長崎空港ビルディングホームページに掲載された（根拠資

料 9-6。2024 年度では、引き続き長崎空港ビルディングと連携して、女子大学生の視点で離島（壱岐、対馬、五島）の魅力を捉え、長崎空港ビルディングホームページにて発信する取組を計画している。

本学では、地域社会の活性化及び発展に寄与することを目的に自治体や企業等と連携を図っており、協定等を交わしている連携先は 14 である（根拠資料 9-7）。また、各学部と学外・地域連携センターが連携し、大学の知識・技術を還元するために公開講座を実施している（根拠資料 9-8）。2022 年度前期まで COVID-19 の影響で中止していたが、2022 年度より再開し、2024 年度前期には 17 講座を開講している。本学が実施する公開講座は、「ながさき県民大学」と連携して、県内のイベントや学びの情報を発信している WEB サイト「ながさきまなびネット」で公開されており、県民に広く周知されている（根拠資料 9-9）。

年度	2022 年度	2023 年度		2024 年度
期	後期	前期	後期	前期
開講数	11 講座	10 講座	17 講座	17 講座
受講者数	138 名	117 名	261 名	308 名

<社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。>

各学部及び学外・地域連携センターで実施されている社会連携・社会貢献に関する取り組みは、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっていると判断できる。

具体的には、国際文化学部英語学科が実施する「活水女子大学エリザベス・ラッセル杯英語スピーチコンテスト」は、参加学生の英語発信能力を高めることに寄与している。また、「高校生英語プレゼンテーションコンテスト」は、高校生の英語発信能力を伸ばす取組となっており、高校生の英語学習に貢献している。他にも、語学ボランティア活動、地域の視点での平和教育の実施等、地域社会の問題解決のために貢献している。国際文化学部日本文化学科では、学生がマーケティング等の授業で学んだことを社会活動の中で活かしている。例えば、「ごほうびフェスタ」（長崎出島メッセ）で販売された学生考案の「長崎かるた」は完売するほど盛況で、完売後も正式な販売を望む声が多く寄せられた（根拠資料 9-10）。他にも、短期・長期インターンシップの成果発表会には受入れ先企業担当者や自治体関係者も出席するため、本学の価値が地域に認知される機会となっている（根拠資料 9-11）。音楽学部音楽学科では、本学周辺地区、大村市の団体、九州各県の音楽行事での社会連携・社会貢献を通して文化向上に貢献している。健康生活学部食生活健康学科は、長崎県、企業、長崎市市民、長崎市市民団体、農業協同組合（JA）、農業従事者、農林水産省等との取組や連携により、地域や社会の課題解決等に貢献している。健康生活学部生活デザイン学科では、卒業制作の多くが地域や釈迦の課題解決に着目した内容であり、その成果を作品展として広く市民に公開している。健康生活学部子ども学科では、教育委員会関係の講演、保育関係その他、各種の機会に講師として貢献するとともに、保育士養成協議会、キリスト教保育連盟等関係機関と協力した活動を行っている。看護学部看護学科で

は、大学教員の強みを生かした講座を開催している。また、地域で暮らす人々の健康を知る実習である「地域・在宅看護学実習Ⅰ」では、地域への還元までには未だ至っていないものの、学生が地域の特性を学修し、実際に町歩きをすることによって、地域の様々な場で暮らす人々と交わりを通して幅広い年齢層にある人々の生活を知り、課題を見出している。学外・地域連携センターでは、高校の探究活動の支援、学生企画プロジェクト「りのみープロジェクト」を通して地域に貢献している。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・ 社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。＞

本学の自己点検・評価は、活水学院点検・評価規程、活水女子大学内部質保証推進規程、活水女子大学点検・評価内規に基づき実施される。具体的には、本学の内部質保証推進組織である活水女子大学点検評価・質保証推進会議が各学部・研究科・諸組織に自己点検・評価の実施と自己点検・評価報告シートの作成を指示する。点検評価・質保証推進会議は、各学部・研究科・諸組織における自己点検・評価の結果を検証し、必要に応じて各学部・研究科・諸組織に対し改善の指示・支援・助言を行う。以上のように、社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握していると判断できる。

＜点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。＞

各学部・研究科・諸組織における社会連携・社会貢献の点検・評価は、学事報告（根拠資料 9-12）としてまとめられ、学内ネットワークで全学に共有されるとともに次年度に向けての取組に繋げている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

各学部並びに学外・地域連携センターでは、教育、文化芸術、医療、保健福祉、地域等で多彩な社会貢献活動が行われており、本学の強み・特色ともいえる。また、健康生活学部のように学科間連携で実施している取組や、学外・地域連携センターが窓口となり、自治体・企業・高校等と本学の各学部・学科をつなぐ役割を果たしていることから、社会

連携・社会貢献に関する PDCA は大学全体として有効に機能している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、各学部・学科・附置センターそれぞれの強みを活かした取組がなされており、さらに、健康生活学部のように学科間連携で実施している取組や、学外・地域連携センターが窓口となり、自治体・企業・高校等と本学の各学部・学科をつなぐ役割を果たしていることから、大学全体として社会連携・社会貢献の PDCA が有効に機能していると判断できる。また、本学の社会連携・社会貢献活動は一過性のものではなく、継続的かつ発展的な取組になっており、地域における本学の役割は益々高まっているといえる。したがって、社会連携・社会貢献に関する大学全体の PDCA を引き続き円滑かつ有効に機能させるために、不断の努力を続けていかなければならない。

第10章 大学運営・財務（1） 大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	大学基準に関わる基本方針	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/university_standard_s_basic_policy.pdf
学長選出・罷免に関する規程	活水女子大学学長選考規程	活水学院規程集 2023
役職者の職務権限に関する規程	学校法人活水学院寄附行為	https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/kifu.pdf
	活水女子大学ガバナンス・コード	https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/kwassui_governance_code.pdf
教授会規程	活水女子大学全学教授会規程	活水学院規程集 2023
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	事業報告書	https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/zigyoun2022.pdf
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	活水女子大学学長選考規程	活水学院規程集 2023
職員採用規程	活水学院常勤嘱託職員の雇用に関する規程	活水学院規程集 2023
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	財務情報の公開について（2022年度）	https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/zaimu2022.pdf
	財務情報の公開について（2023年度）	https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/zaimu2023.pdf
事業報告書	事業報告書（2022年度）	https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/zigyoun2022.pdf
	事業報告書（2023年度）	https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/zigyoun2023.pdf
備考：		

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（本文）評定：S・A・B・C※太下線で示す

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・ 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・ 関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・ 法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

<大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。>

本学では、中期計画を実現するために、必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有している。大学運営に関する方針は、「大学運営を適切かつ公正に行うとともに、組織的な取組による教職員の資質の向上を図る」（根拠資料 7-2）であり、ホームページの情報公開に掲載している。

<関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。>

本学は、明文化された規程に従って大学運営を行っている。「活水女子大学大学学則」、「活水学院の組織に関する規程」、「活水女子大学規程」、「活水女子大学教授会運営規程」、「活水女子大学全学教授会規程」、「活水女子大学学部教授会規程」、「活水女子大学部長主任会規程」等の規程に基づき、学長、学部長等の所要の職を置き、教授会等の組織を設けている。具体的には、学長の権限に関して「活水女子大学大学学則」において、「学長は、本学を統括し、これを代表する」と定めている。また、「活水女子大学規程」において、「学長は、本学を統括し、全学教授会を主宰する。」と定めている。教授会の権限に関して「活水女子大学全学教授会規程」において、「全学教授会は、次の定める事項について、学長が決定するに当たり意見を述べるものとする。」と定めている。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
- (2) 学位の授与

- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 全学的教育研究計画に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (6) 教員の学外研修、特別研究、出版助成等に関する事項
- (7) その他本学の教育研究や運営に関する重要事項で学長が定める事項

学長の権限と役割は、本学を統括し、全学教授会を主宰するものであり、教授会の権限と役割は、上記審議事項に関し、学長が決定するに当たり意見を述べるものである。

これらの明文化された規程は、毎年「活水学院規程集」として教職員に配布・周知しており、大学の運営に関する適切性と透明性を図っている。

<法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。>

本法人は、組織及び役職者の権限と責任を明確化した規程に基づき、大学を適切に管理・運営している。具体的には、理事会の長である理事長の権限について、「活水学院寄附行為」において、理事長は、この法人の業務を総括し、かつこの法人を代表するとし、法人の業務について、理事会が認めた場合は、院長に委任することができることと定めている。学院の長である院長の権限について、「活水学院の組織に関する規程」第3条において、理事会の委任を受けて大学の教育及び運営を統括し、通常の法人業務を執行することと定められている。同規程第5条において、学長は、大学を統括し、全学教授会を主宰すること、同規程第11条において、学院事務局は、事務局長が統括することが定められている。このように法人は、役職者に明確な権限と責任を割り当てて大学の管理を行っている。

役職者の職務権限については、「副学長等の職務・権限についての内規」や「活水女子大学規程」にて定めている。例えば、前者においては、副学長は、学長の権限に属する事項（人事、予算案の作成、学生の身分に関する事、渉外）の補佐を行うことや、後者においては、学部長は、学部に関する事項について総括し、学部教授会を主宰すること、学科主任は、その学科を代表して所属学科の業務を掌ると定めている。

事務職員の役職者の権限については、「活水学院本部規程」に定めている。具体的には、事務局長は、院長を補佐し事務局の事務職員を監督して、学院の事務を統括することや、室長及び課長は、事務局長の指示に従い所掌事務を処理することを定めている。また、事務組織の事務分掌についても同規程にて定めている。

このように、組織の各部門や役職者の権限を明確にして、大学運営を適切に行っている。

役職者の選任及び運営について、学長については、「活水女子大学学長選考規程」にて定めている。学長の選考方法は、本学に学長選考委員会を置いて審議し、理事会は、学長選考委員会の推薦を受けた後、審議の上、学長を決定する。副学長については、「活水女子大学規程」にて「副学長は学長が指名し、理事会で決定する。」と定めている。学部長については、「学部長選挙内規」に基づき選出される。図書館長、学生部長、教務部長は、「大学部長選考規程」にて「学長は候補者を選考し、教授会で過半数の承認を得た後、理事会に推薦する。」と定めている。大学院研究科長及び学科主任は、「大学教授会選挙内規」にて選出される。

このように、規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行っている。

本法人に常務委員会、運営協議会、事務連絡協議会をそれぞれ置き、原則月1回開催している。具体的には、常務委員会は、院長、学長、校長、理事、学院宗教主任、事務局長、副学長、学部長、研究科長、中高教頭を構成員とし、理事会の方針を執行するため、理事会から付託された事項を審議する。陪席として監事が出席しており、法人運営のチェック機能を果たしている。運営協議会は、院長、学長、校長、学院宗教主任、副学長、教頭、事務局長を構成員とし、学院業務運営の全般的計画樹立、各部門間業務調整等、教育事業全般にわたり健全な管理運営をはかることを目的とした組織であり、健全な大学運営の管理を図っている。事務連絡協議会は、事務局長、事務長、各課長・室長、高等学校中学校事務長を構成員として、情報共有するなど健全な管理運営にあたっている。

このように、適切な大学運営を行っている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。＜評価の視点＞

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

＜予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。＞

予算編成に関しては、毎年12月の理事会にて翌期予算を予算大綱として、3月には当期の補正予算及び翌期の当初予算を策定し、評議委員会及び理事会に付議のうえ、承認を得たうえで取扱いしている。また、単年度にて特に緊急性の高い教育内容充実のための事業や学生募集活動に繋がるような施策等を重点的に推進し、今後の学院の発展、収支改善に繋がるような案件に関しては特別事業予算計画として個々に審議したうえで採用している。

予算執行に関しては、「経理規程」及び「活水学院経理規程施行細則」並びに「予算執行の手引き」（根拠資料 10-1-1）に従って執行され、各部門の支出については、それぞれの予算枠を設け基本的に枠内の運用にて制限されている。具体的な予算執行について、物品購入について、5万円以上の購入の場合は相見積を実施し、適正価格での購入を徹底している。10万円以上の購入の場合は相見積に加え、購入前にその必要性、金額の妥当性を十分に協議したうえで、文書にて申請し、金額に応じて決裁権限者の決算が条件となる。予算管理の厳格化に努めている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

- ・ 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・ 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図って

いるか。

- ・ 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・ 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・ 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

<大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。>

「活水学院の組織に関する規程」、「活水学院本部規程」「活水女子大学規程」等規程に基づき、大学運営に必要な組織を整備しており、法人及び大学の運営に関する業務に必要な人員を各課（室）に配置している。

大学運営に必要な組織として、学院本部、大学を置き、活水学院組織図においてこれを示している（根拠資料 10-1-2）。具体的には、学院本部には、宗教センター、キリスト教文化研究所、キャリア教育センター、経営推進室、院長室、学院事務局を置いている。大学には、大学院、国際文化学部、音楽学部、健康生活学部、看護学部、学術研究所、図書館、国際交流・留学センター、教養教育センター、情報センター、教職教育センター、IRセンター、栄養管理センター、看護研究支援センター、学外・地域連携センター、宗教部、教務部、学生部、事務部を置いている。また、法人及び大学運営のために必要な教育職員及び事務職員を配置している。

教育研究活動を支援するための人員配置として、技術職員である実習助手を食生活健康学科、生活デザイン学科、子ども学科、看護学科に配置している。

<大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。>

大学運営が円滑かつ効果的に行われるよう、学内の各委員会・運営会議の委員は教員及び職員の双方を充て、委員会や会議で協議を行っている。具体的には、教学運営に関して、教務及び学生生活並びに教育・研究活動に関する事項を審議する学務委員会の構成員は、研究科・学科教員、教務部長、学生部長、図書館長、教養教育センター長、教職教育センター長、キャリア教育センター長、学外・地域連携センター長、情報センター長、国際交流・留学センター長、事務長、教務課長、学生生活支援課長、国際交流・留学センター事務室長、就職課長、図書館長、総合企画室長である。定期的に会議を開催し、教員と職員との間で審議事項を協議し、また、意見交換や情報伝達を行っている。

<必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。>

専門的な知識及び技能を有する職員として、食生活健康学科実習助手には、管理栄養士の免許を、看護学科実習助手には、看護師や保健師などの免許の取得を採用の必須条件としており、採用時に免許の写しの提出を求めている。また、図書課には、図書館司書の有資格者を、管財課には、建築に関する専門知識を有する職員を配置している。ただ、育成という点については本人に任せているところも大きく十分とまでは言えない。

<職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。>

「就業規則」、「給与規程」、「事務系職員の昇格等に関する内規」、「職員人事考課運用内規」、「人事考課による期末・勤勉手当査定要領」等規程に基づき、職員の採用、昇格等の人事を行っている。具体的には、「職員人事考課運用内規」に基づき、個々の事務職員の能力や業務上の貢献度を適正に評価することを目的として人事考課制度を導入している。評価項目を示し、職務遂行能力や成果に基づいて評価される仕組みとなっている。また、人事考課では、考課結果のフィードバックを行っている。さらに、事務職員においては、各課長・室長が課員・室員の業務指導を行っており、毎月業務指導書を事務局長に提出し、フィードバックを受ける仕組みを整えている。業務評価に基づく処遇改善として、人事評価の結果に基づき6月の期末・勤勉手当の内、勤勉手当に対し増減割合を適用している。

<大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。>

大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、「学校法人活水学院のスタッフ・ディベロップメント（SD）に関する基本方針」（根拠資料 10-1-3）を定め、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を実施している。

基本方針は、以下のとおりである。

- (1) 建学の精神の理解に係る研修
- (2) コンプライアンスの重要性から各職級に応じた計画的な研修
- (3) 各科、事務課（室）ごとの組織としての知識・技能を向上させる研修
- (4) 知識・技能に止まらず、力量を最大限に引き出すことで能力・資質を向上させる研修

毎年8月又は9月に実施し、2023年度からは欠席者に対して録画を視聴するよう促している。

【実施内容】

2021年度	「マナー講座」、「コンプライアンス研修」、「学校法人の決算書の読み方、本学の財務状況等研修」
2022年度	「コンプライアンス研修」、「学校法人の決算書の読み方、本学の財務状況等研修」
2023年度	「コンプライアンス研修」、「インボイス制度と数字でみる活水について」

このように、教員及び事務職員のスキルや知識の向上並びに大学運営の質の向上を図るために、組織的かつ継続的にSDを実施している。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

<監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。>

本法人は、業務の執行及び財産の状況の適正性を確保し、学院の健全な経営に対する社会の信頼に応えることを目的に「活水学院監事監査規程」を定めている。

監事監査の対象は、以下のとおりである。

- (1) 学院の業務に関する決定及び執行状況
- (2) 学院の財産の状況

具体的な取組として、本法人は、2023年度の監査法人による財務監査を2023年12月から翌年4月まで計8回実施した。2023年度の財務監査終了後、2024年5月9日に監事監査を実施した。監査法人から監査計画書のとおり監査を実施し、適正に決算が行われたことを確認した旨の説明があった。同日に監査法人より2023年度決算内容について説明があり、入学生減少による収入減への対応策等の指摘を受ける点もあった。指摘事項については今後取り組んでいくものとする。

また、本法人では、「学校法人活水学院内部監査規程」を定め、内部監査を以下のとおり実施している。

- (1) 組織及び機構の状況
- (2) 諸規程及び制度の状況
- (3) 各種業務の管理運営及び諸活動の状況
- (4) その他の状況

例年、5名の委員が学内2部局の業務監査、2件の公的研究費に係る通常監査及び1件の公的研究費の特別監査（リスクアプローチ）を実施し、監査調書、監査報告書を取りまとめている。主に夏期休暇期間中に監査を実施し、その後、監査報告書をもとに三様監査連絡会（公認会計士、監事との意見交換他）を行っている。

このように、財務監査、内部監査、監事監査を実施し、大学運営の適切性を担保している。

<大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

本学は、点検・評価活動として、「活水学院点検・評価規程」及び「活水女子大学内部質保証推進規程」に基づき、定期的に点検・評価を行っている。2020年度、2021年度に全学自己点検・評価報告書を作成し、定期的に点検・評価を行った。これらの点検により、取組状況や課題を適切に把握している。

活水学院内部監査については、職員を中心として構成されており、監査対象を毎年変えて適切に実施されている。

<点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

「活水女子大学外部評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として活水女子大学外部評価委員会を置いて2年ごとに評価及び検証を行い、大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。外部評価結果は、報告書（根拠資料 10-1-4、10-1-5）、外部評価委員会から指摘があった内容については、改善に向けて取り組み、点検を行った（根拠資料 10-1-6）。また、認証評価結果についての指摘事項については、「認証評価結果における課題の抽出と改善計画」（根拠資料 10-1-7）として改善に取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、財務監査、内部監査、監事監査を実施し、大学運営の適切性を担保している。また、予算に関しても「予算執行の手引き」をもとに予算執行の厳格化を行っている。大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るために、職員対象にSDを組織的かつ継続的に実施しているものの、専門的な知識及び技能を有する職員の育成に関しては、個人に委ねている面がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、明文化された規程に基づき、大学運営を適切に行っている。また、大学運営に必要な組織を整備し人員を配置している。大学運営にあたっては、教員及び職員が構成員となって委員会業務を行っており、教職協働での大学運営を行っている。大学運営の質の向上を目指しSDを組織的かつ継続的に実施している、専門的な知識及び技能を有する職員の育成に関しては、改善の方策が必要であるものの、大学基準に照らして概ね適切であるといえる。

第 10 章 大学運営・財務（２）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<私立大学>	
財務計算書類 （6カ年分）	計算書類（2017（平成 29）年度～2022（令和 4）年度）6ヶ年分
財産目録	https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/zaimu2022.pdf
事業報告書	https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/zigyoku2022.pdf
監事による監査報告書 （6カ年分）	監査報告書（2017（平成 29）年度～2022（令和 4）年度）6ヶ年分
監査法人又は公認会計士による監査報告書 （6カ年分）	独立監査人の監査報告書（2017（平成 29）年度～2022（令和 4）年度）6ヶ年分
備考：	

第 10 章 大学運営・財務（ 2 ） 財務（本文）

評定：S・A・B・C※太下線で示す

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・ 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・ 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

<具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。>

本学は、2022 年度より 5 ヶ年の中期計画のなかで、以下のとおり 3 つの財務目標を立てている。

財務目標 1	活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額において 2023 年度を除き 4 年間黒字
財務目標 2	事業活動収支計算書の経常収支差額において計画の最終年度となる 2026 年度黒字化
財務目標 3	貸借対照表の運用資産から借入金を控除した正味金融資産を 2026 年度までに 8 億まで積上げる *運用資産=現金預金+特定資産+有価証券

上記、3 つの目標を掲げたものの、学生生徒数の減少を主要因に 3 項目ともに、目標に向けてはマイナスの方向に推移する結果である。計画 2 年目となる 2023 年度決算の対比によると、活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額では計画比 1 億 4839 万円の減少で、1 億 5166 万円の支払超過となった。事業活動収支計算書の経常収支差額では、計画比 1 億 2,086 万円の減少で、3 億 7,238 万円の支払超過となった。いずれも計画比、支払超過幅は大きくなっている。正味金融資産においても、計画を下回っている。中期計画の財務目標と実績を比較した表は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	決算 計画	財務目標 1 教育活動資金収支差額	財務目標 2 経常収支差額	財務目標 3 運用資産-借入金残高
2022	決算	△35,086	△278,675	701,951
	計画	2,521	△288,337	671,801
2023	決算	△151,667	△372,381	489,185
	計画	△3,271	△251,519	589,792
2024	決算 計画	8,940	△211,212	510,453
2025	決算 計画	111,128	△85,138	540,580
2026	決算 計画	192,603	11,287	780,306

具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているものの、学生生徒数の減少を主要因として、いずれも目標には届かず、計画最終年度まで達成の見込みは立っていない状況にある。中・長期の財政計画の適切な策定という点で、見直しを含め検討する必要がある。

<財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。>

財務関係比率については理事会の決算報告にて過去 5 年間の本学財務関係比率と全国平均、九州平均を比較し報告している（根拠資料 10-2-1）。事業活動収支計算書関係比率のうち、人件費比率は本学 68.9%、全国平均 46.1%、九州平均 50.0%であり、本学は全国、九州平均に対し高い比率である。経常収支差額比率は、本学△19.1%、全国平均 4.7%、九州平均 4.0%と全国、九州平均に比べ赤字であることからマイナスの状況である。貸借対照表関係比率のうち、流動比率は本学 183.0%、全国平均 263.8%、九州平均 268.6%であり、全国、九州平均ともに 200%を大きく上回っている。積立率は本学 13.9%、全国平均 73.4%、九州平均 69.9%であり本学は低位の状況である。活動区分資金収支計算書関係比率の教育活動資金収支差額比率は本学△7.1%、全国平均 12.0%、九州平均 10.8%であり、赤字であることからマイナスとなっている。財務関係比率は全国平均、九州平均と比較して全項目低位にあり目標入学生数を毎年確保することで増収を図り、収益力改善が必至となる。

財務比率の他に経常支出ベースとキャッシュベースの支出を賄うための損益分岐点を学校毎の学生生徒数の目標として定めている（根拠資料 10-2-1）。大学の経常支出ベースは 1,113 名、キャッシュベースでは 1,000 名、実員は 989 名。高校は経常支出ベースでは 454 名、キャッシュベースでは 392 名、実員は 339 名。中学は経常収支ベース 80 名、キャッシュベースでは 71 名、実員 60 名。大学、高校、中学ともに経常支出ベース、キャッシュベースともに実員が下回っている。

以上、財務比率、目標学生生徒数ともに過去より悪化傾向にあるが、更なる経費削減、募集活動強化を強力に推進していく。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・ 教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・ 授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

<教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。>

「経営判断指標」（私学事業団）「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」（根拠資料 10-2-2）において教育活動資金収支差額は 2021 年度 1 億 1704 万円にて黒字であったが、2022 年度△3508 万円、2023 年度△1 億 5166 万円、2024 年度見込においても黒字化は難しく 2022 年度、2023 年度ともに 2 年連続赤字であった。2023 年度決算において外部負債は借入金 4 億 7725 万円、未払金が 1 億 1731 万円、合計 5 億 9456 万円。運用資産は現預金 5 億 2066 万円、特定資産 3 億 2111 万円、有価証券 1 億 2465 万円、合計 9 億 6643 万円にて運用資産が 3 億 7187 万円超過している。2023 年度の運用資産残

高では修業年数以上の余力はない。よって、2023年度決算にて「D2」に格付される。安定的な財務基盤を確保していくために引き続き学生募集活動に注力し学生生徒数増加を目指し、かつ、現在進行中の経費削減も強力に推進していく。

<授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。>

授業料収入以外の収入では、「寄付金収入」と「補助金収入」が挙げられる。

寄付金収入は、一般寄付をはじめ、教育環境整備資金、事業推進協賛金募金、大学生奨学資金、中学・高等学校教育活動支援資金、特別寄付金を募集しており、2023年度総額にて25百万円の実績となっている。今後も、主力となる創立150周年記念募金については活水同窓会、活水女子大学父母会、活水高等学校・中学校PTAへ協力を仰ぎ、教職員についても一層の協力を仰ぎ総額1億円を目指す。

補助金収入は、国庫より私立大学等経常費補助金、長崎県より私立学校教育振興費補助金、長崎市より私立学校振興費補助金の3本柱にて受け取っている。併せて修学支援に関する授業料等減免交付金（大学）、高等学校等就学支援金（高等学校）といった学生生徒の校納金支払を補助する補助金もある。その他、外国人留学生支援事業費補助金、感染症対策関連補助金等々各種補助金申請を漏れなく実施しており2023年度は463百万円の実績となった。しかし、補助金の算出基準となる学生生徒の減少により、年々受領額は減少傾向にある。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

少子化の影響大きく、毎年、入学生減少傾向にあり大学、高校、中学ともに学生生徒数減少している。学生生徒減少を理由に収入面も校納金及び補助金を中心に減少している。これまでの予算編成は学生募集活動予算、イベント開催予算等々、収益アップに繋がる予算までその他の予算と同様、全予算一律5%~10%の削減をしていた。このことにより本来の事業活動が制限され入学生数減少に影響があったことは否定できない。2023年度からは各予算の執行状況を個々に見極め、事業活動に掛かる予算は担当部署と協議をし、必要と認められれば増額し、必要でないと判断されたものは減額若しくカットすることとした。結果、2023年度予算においては教育研究経費支出及び管理経費支出にて前年比4709万円の経費削減が実現した。予算編成は引き続き個々の内容を精査し、適切に編成していく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「中期計画」として5か年計画を立てているが、少子化の影響が大きく、入学生の減少、在学生数の減少を主要因に収入面の毎期減少傾向にある。中期計画の目標に対しても、達成の目処が立っていない状況である。財務改善を目指し、経費削減にも注力しており、学科・事務課予算一律20%削減、個人研究費の競争的配分への変更、相見積の徹底、文化・スポーツ振興特待生制度の見直し、プロジェクト予算見直し、学院内プリンターの統一化によるコスト削減、物品購入サイトを一本化することによる割引等の経費削減の効果があ

り、2023 年度決算では教育研究経費と管理経費にて前年比△47 百万円の削減実績となった。一方、収入面においても、2025 年度 4 月より校納金（施設設備費）引上げ、証明書発行手数料値上げにて合計 25 百万円の増収を見込む。

以上、評定としては予算の一律削減をはじめとする様々なコスト削減を実行しており成果は現れているものの、少子化による学生生徒数減少に歯止めがかからず校納金をはじめとする収入減少からは逃れられない。更なるコスト削減、学生募集運動に加え、抜本的な組織改革を行う必要がある。

終章

大学各部局及び教員、職員の努力にもかかわらず、現在本学が置かれている状況は極めて厳しいと言わなければならない。その中で、多くの部門で、大学の運営が適正に行われるように教員、職員が務めており、多くの分野で進展が見られることは率直に評価したい。しかし、その反面、学生の減少とそれに起因する財政状況の悪化に改善の兆しが見られないのが実情である。今後は、それぞれの部門、教員、職員の努力を結果に結びつけるべく、マネジメントにおいて一層の努力と工夫が求められていると自覚している。

また、自己点検・評価を進めるにあたって、同様の項目の点検が続くにつれて、ややルーティンと化しているのではないかという点は当然懸念される場所である。さらに、自己点検・評価という作業自体が、関連する教員、職員にとっては負担を課すものであり、その点からも、せつかくの自己点検・評価が「表面だけの作業」に終わらないように注意しなければならないと考える。大学が必要な規則や制度に則って適切に運営されていることは必要不可欠なことであるが、それだけでは十分とは言えない。スポーツであれば、ルールを守り、基本に忠実にプレーするというのは大切なことであるが、それだけで勝てるとは限らないであろう。そして、それで勝てなければ、ルールを守り、基本を大切にすることでなく、さらに何を工夫しなければならないか、当然考えるはずである。私は自己点検・評価もそうでなければならないと考えている。評価し、点検することが目的ではなく、あくまでもその結果に基づき、どう大学を改善していくかが目的でなくてはならない。PDCA サイクルもそういう観点から構築されるべきであり、単に規則や制度通りに運営されているかどうかという観点からのみの評価では十分ではない。PDCAの「C」、つまり結果を評価する際には、「なぜその項目、目標が設定されているのか」という観点からのチェックが必要なのである。例えば、「広報」は、情報を発信することが目的なのではなく、大学が情報を発信することにより、活水についてより多くの人に知ってもらい、ひいては活水を志す生徒が増えることを目指しているのであり、単に発信回数を増やすことで目的が達成されるわけではない。また、予算の削減も、「減らすこと」が目的ではなく、より効率的、効果的な予算の配分を進めることで、無駄な出費や労力を減らし、その分、より建設的な目的に資源を振り向けることが目的である。このような観点からPDCAサイクルを進めることにより、その過程で、教員、職員が、「自分のやっていることは、こういう点で大学の立て直しに貢献している」という自覚を持てるようになり、教員、職員の目的意識とモチベーションの向上にもつながるに違いない。

今回の自己点検・評価報告を、そのような建設的な点検・評価プロセスの起点として今後活用していきたいと考えている。